

発刊のことば



日頃から、本市の保健衛生行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、本年5月に感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に移行しました。これまで保健所では、感染された方への療養支援や感染拡大防止、ワクチン接種機会の提供に取り組むとともに、健康づくりに関連する多くの事業の実施に制約がある状況の中、SNS等の新しい媒体を通じた情報発信やデジタル技術を活用したさまざまな事業に取り組んでまいりました。今後はこうした経験と従来型の来場・対面によるイベントのよさを融合させながら、市民の健康づくりへの支援をより充実してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法の一部改正が行われ、保健所設置市も新たに感染症の予防のための施策に関する「予防計画」を策定することになりました。そこで、保健所体制の確保も含め感染症対策を推進するため、本市においても策定に向け現在準備を進めているところです。

本書は、保健所の事業概要と令和4年度の事業実績に加え、本市における人口動態等の保健統計をまとめたものです。

今後とも、関係者及び関係機関の皆様の御理解と御協力をお願いするとともに、本書が広く皆様に御活用いただければ幸いに存じます。

令和5年12月

川越市長 川合善明

市紋章



中央に川越の「川」を置き、周囲に片仮名の「コエ」を配し、「川越」を象徴したものです。

(明治 45 年 5 月 11 日制定)

川 越 市 民 憲 章

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

市の木（かし）



(昭和 57 年 10 月 15 日制定)

市の花（山吹）



市の鳥（雁^{かり}）



(平成 4 年 12 月 1 日制定)

目 次

発刊のことば	i
川越市民憲章	ii
目次	iii
凡例	x
I. 概要等	1
1. 川越市の概要	1
2. 川越市保健所の概要	2
(1) 建築概要	2
(2) 設置目的	2
(3) 施設概要	2
3. 川越市総合保健センターの概要	3
(1) 建築概要	3
(2) 設置目的	3
(3) 施設概要	3
4. 事務機構（令和5年4月1日現在）	4
5. 職員配置（職種別：令和5年4月1日現在）	5
6. 事業概要	6
(1) 事業目的と理念（川越市の保健事業）	6
(2) 保健総務課の事業概要	6
(3) 保健予防課の事業概要	7
(4) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の事業概要	9
(5) 食品・環境衛生課の事業概要	9
(6) 衛生検査課の事業概要	11
(7) 健康管理課の事業概要	12
(8) 健康づくり支援課の事業概要	14
7. 人口動態	19
(1) 人口及び世帯数の推移	19
(2) 人口ピラミッド（令和5年4月1日現在）	20
(3) 人口動態総覧	21
(4) 母の年齢別出生率の推移	22
(5) 死亡数（死因分類）	23
(6) 死亡数（5歳階級別、令和3年）	23
(7) 令和3年川越市死因別死亡数	24
8. 医療従事者数	27
(1) 医療従事者数	27

(2) 医師・歯科医師・薬剤師（人口10万に対する医療従事者数）	27
9. 母体保護統計	27
(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数	27
II. 地域医療の推進	29
1. 地域医療従事者養成事業	29
(1) 地域保健実習の受入れ	29
2. 医事監視・指導	30
(1) 医療機関等施設数など	30
(2) 医療安全支援センター（保健総務課内）	31
(3) 救急告示医療機関関係事務	31
3. 薬事監視・指導	32
(1) 薬事関係施設数など	32
(2) 無承認無許可医薬品対策	32
(3) 家庭用品安全対策	33
(4) 献血推進	33
(5) 薬物乱用防止	33
4. 医療施設数及び病床数	34
(1) 医療施設数	34
(2) 病床数	34
5. 衛生関係免許受付件数	35
(1) 厚生労働大臣免許	35
(2) 県知事免許	35
III. 保健予防事業	37
1. 精神保健福祉	37
(1) 精神保健福祉相談	37
(2) 精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ）	39
(3) 青年期ひきこもり事業	39
(4) 普及啓発・組織支援	40
2. 結核対策	43
(1) 定期健康診断	43
(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診	43
(3) 登録患者数（結核）	44
(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数	45
(5) 結核患者・接触者等の調査・相談	45
(6) DOTS（直接服薬確認療法）事業	46
(7) 結核予防費補助事業	48
3. 感染症対策	49
(1) 感染症発生届受理件数	49
(2) 保菌検査	50

(3) 性感染症検査・相談	50
(4) 感染症電話等相談	50
(5) 感染症予防啓発研修会の開催	51
(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談	53
IV. 食品の安全性確保	55
1. 食品衛生	55
(1) 食品関係営業施設等数（業種数）の推移	55
(2) 食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）	55
(3) 新法に基づく届出施設数（業種数）	58
(4) 食中毒発生状況	59
(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育	59
2. 食品衛生監視業務	59
(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査	60
(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導	60
(3) 食品等の収去等	64
(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導	66
(5) 食鳥処理場に対する監視指導	68
V. 生活環境の確保	69
1. 衛生的な生活環境の確保	69
(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数	69
(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数	70
(3) プール維持管理指導	70
(4) 衛生害虫等に係る相談	70
(5) 水害時消毒実施状況（箇所数）	70
2. 動物の適正な飼養管理	71
(1) 野犬捕獲・収容等	71
(2) 犬に関する苦情・相談件数	71
(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数	71
(4) 犬の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況	72
(5) 猫の引取り・収容数	72
(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業	72
(7) 猫に関する苦情・相談件数	73
(8) 負傷動物の収容	73
(9) 特定動物の飼養保管許可	74
(10) 動物取扱業の登録	74
(11) 普及・啓発	74
VI. 食品・水質・感染症等の検査	75
1. 食品等の検査	75
2. 食中毒等の検査	75

3.	水質の検査	75
4.	感染症の検査	77
5.	家庭用品等の検査	77
VII.	健康づくり支援事業	79
1.	事業概要	79
2.	運動指導事業	80
	(1) 健康教室	80
	(2) 健康マイレージ事業（県との共同事業）	80
	(3) ラジオ体操	80
3.	栄養改善事業	81
	(1) 栄養改善事業一覧	81
	(2) 給食施設指導	82
	(3) 栄養関係団体育成	82
	(4) 食環境づくり推進事業	83
4.	歯科保健事業	84
	(1) 歯科保健事業一覧	84
	(2) 歯科保健事業の主なもの	84
5.	団体組織・関係団体との連携・基盤整備	85
	(1) 川越市健康づくり推進協議会	85
	(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議	86
6.	組織活動の支援	87
	(1) 川越市保健推進員	87
	(2) 川越市保健推進員協力員	88
	(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき 2 1	88
7.	健康づくりの推進	89
	(1) 地区担当保健師活動	89
	(2) 啓発活動の推進	89
8.	受動喫煙対策	90
VIII.	予防接種事業	91
1.	定期予防接種の概要	91
2.	年齢別定期予防接種者数（令和4年度）	92
3.	種類別定期予防接種者数	93
	(1) ロタウイルス	93
	(2) B型肝炎	94
	(3) ヒブワクチン接種	94
	(4) 小児用肺炎球菌ワクチン接種	94
	(5) 四種混合・三種混合・二種混合予防接種	95
	(6) 二種混合予防接種	95
	(7) 不活化ポリオワクチン接種	96

(8) 麻しん風しん混合予防接種	96
(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原予防接種	97
(10) 水痘（水ぼうそう）予防接種	97
(11) 日本脳炎予防接種	98
(12) BCG 接種	99
(13) HPV（子宮頸がん予防）ワクチン接種	99
(14) 高齢者インフルエンザ予防接種	100
(15) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種	100
(16) 風しん第5期定期接種	100
4. 新型コロナウイルスワクチン接種の概要	101
(1) 市内医療機関で実施する個別接種	101
(2) 市が設置・運営する集団接種会場	101
5. 新型コロナウイルスワクチン接種者数（令和2~4年度）	102
6. 任意予防接種に対する費用助成	103
(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業	103
(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種	103
7. 風しん抗体検査事業	103
(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査	103
(2) 風しん第5期定期接種に係る抗体検査	104
IX. 母子保健事業	105
1. 母子保健事業の概要（令和4年度）	105
2. 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）	106
(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）	106
(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）	106
(3) 令和4年度年齢別妊娠届出者数（市外居住者含）	106
(4) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）	106
3. 健康診査	107
(1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）	107
(2) 新生児聴覚スクリーニング検査	108
(3) 4か月児健康診査（母子保健法第13条）	108
(4) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）	109
(5) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）	110
(6) 3歳児尿検査	111
(7) 妊産婦歯科健診	112
(8) 2歳児親子歯科健診	112
4. 健康教室（母子保健法第9条）	113
(1) 妊婦教室	113
(2) 育児教室	113
(3) 依頼、共催の教室（育児関連講座等への協力）	114

5.	その他	115
	(1) 子どもの食物アレルギー講演会	115
	(2) 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略 若者のライフデザイン事業	115
6.	健康相談（母子保健法第10条）	116
	(1) 乳幼児相談	116
	(2) 心理相談員による相談	116
	(3) 発育発達に関する相談事業	117
7.	訪問指導	118
	(1) 産婦・新生児訪問指導（母子保健法第11条）	118
	(2) 要指導者への訪問指導	118
	(3) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問	119
	(4) こんにちは赤ちゃん事業（児童福祉法）	119
8.	長期療養児等育児支援	120
	(1) いもっこの会（ダウン症のある子どもを持つ親の会）	120
	(2) ひよこサロン（小さく生まれた子どもを持つ親の会）	120
	(3) ハッピーエンジェル（多胎児を持つ親の会）	120
	(4) ポップサークル（食物アレルギーのある子どもを持つ親の会）	121
	(5) コアラの会（ふれあい親子支援事業）	121
9.	育児サークル等への支援	122
	(1) 赤ちゃん広場	122
10.	母子保健連絡調整会議	122
11.	利用者支援事業（母子保健型）	122
12.	産後ケア事業	123
	(1) 短期入所型産後ケア事業	123
	(2) 通所型産後ケア事業	123
13.	産前・産後サポート事業	123
14.	新型コロナウイルス流行下における妊産婦対策事業	124
15.	母子公費負担医療	124
16.	特定不妊治療支援事業	125
	(1) 特定不妊治療費の助成	125
	(2) 川越市不妊専門相談センター	125
	(3) 川越市早期不妊検査費助成事業	126
	(4) 川越市不育症検査費助成事業	126
	(5) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業	126
X.	成人保健事業	127
	1. 事業の概要	127
	2. 健康手帳の交付者数	128
	3. 健康教育	128
	(1) 健康教室（講座等主なもの）	129

4. 健康相談	132
(1) 成人健康相談	133
(2) 電話および来所による健康相談	133
5. 訪問指導	133
(1) 台風第19号における保健師訪問活動	133
6. がん検診等	134
(1) 検診事業一覧	134
(2) 総合保健センター施設検診の実施状況	135
(3) 検診項目別実施状況	136
(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分	147
(5) がん患者への支援	147
7. 難病対策	148
(1) 指定難病等医療給付申請事務	148
(2) 難病患者支援事業	156
8. 石綿（アスベスト）対策	157
(1) 石綿（アスベスト）健康相談	157
(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務	157
9. 肝炎対策	158
10. 原爆被爆者対策	158
(1) 各種申請進達	158
(2) 原爆被爆者に関する相談	158
11. 骨髄移植ドナー助成費交付	158
12. 地域支援事業	159
(1) 一般介護予防事業	159
奥付	162

凡 例

本書は、一部を除き、令和 4 年度における川越市保健所の事業及び実績をまとめたものである。表章記号の意味は、特段の記載があるものを除き、下記による。

統計表中、単位未満の値は四捨五入としたため、内訳を合計したものが合計の数値と一致しない場合がある。また、値が「令和元年」又は「令和元年度」の実績を示す場合、表側又は表頭の表章は「1」とした。

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず実施を中止、又は規模を縮小した事業等がある。そのため、実績値は計画とは大きく異なっている場合がある。

0 (れい)	単位未満
… (三点リーダ)	資料なし
— (ダッシュ)	皆無
＼ (斜線)	定義上または制度上ありえないもの
〔 ダッシュ及び斜線については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等を含む。 〕	
x (エックス)	発表をさしひかえるもの
△ (三角) 又は — (マイナス)	減少

I 概要等

I 概要等

1 川越市の概要

本市は、東京都心から北西に 30 km、埼玉県中央部からやや南部、武蔵野台地の東北端（東経 139° 29′ : 北緯 35° 55′、世界測地系による。）に位置しており、海拔高度は市庁舎周辺で 18.5 m、面積は 109.13 km²で、東西 16.27 km、南北 13.81 km である。

地形は、西から東に向けて緩やかに傾斜しているが全体的に平坦で、概ね中央部が市街地、北東部が水田地帯、南西部が畑地帯に分けられ、南部には武蔵野の雑木林が多く残されている。

東京都心への通勤圏にあり、ベッドタウンとして集合住宅の建設や大規模な住宅団地の造成が継続しており、自然の面影を残しつつ都市化が進んでいる。

また、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、郊外における稲作・畑作の農業、**小江戸川越**と称される歴史と文化を資源とした観光など充実した都市機能を持ち、県中央部の中核都市として発展している。

本市は大正 11 年に埼玉県で最初の市制を施行、当時 3 万 1 千人であった人口は、昭和 30 年の大合併（隣接する 9 か村）により 10 万人を超え、その後も昭和 40 年代から 50 年代に急激な人口増があり、平成 27 年には 35 万人を超えている。

本市もまた少子高齢化の傾向にあり、第四次川越市総合計画（平成 28 年 3 月策定）の人口推計によると、今後は人口が徐々に減少していくものと見込まれている。少子化対策及び高齢化対策は重要課題となっている。

平成 15 年 4 月 1 日に埼玉県で初めての中核市となる。中核市移行に伴い、これまで県と市で分担して行ってきた保健予防、食品衛生、環境衛生、健康づくり等の保健サービスを本市で一体的に行えるようになった。

令和 5 年 4 月 1 日現在の人口等（川越市住民基本台帳による。外国人を含む。）は次のとおり。

世帯数	166,362 世帯
人口	352,986 人（男 175,918 人、女 177,068 人）
人口密度	3,235 人/km ²
65 歳以上人口	95,430 人
高齢化率	27.04 %（小数点以下第 3 位を四捨五入）

I 概要等

2 川越市保健所の概要

(1) 建築概要

敷地面積	3,854.58 m ²	
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	1,029.91 m ²	
延床面積	3,072.42 m ²	
	1階	1,021.42 m ²
	2階	1,029.91 m ²
	3階	992.50 m ²
	地階	28.59 m ²
駐車場	61台	
駐輪場	約15台	
竣工	平成16年3月	
開設	平成16年4月1日	

川越市総合保健センターとの
連絡通路を含む。

(2) 設置目的

川越市保健所は、対人保健サービスや対物保健サービス等を提供し、市民の健康と安全を守るための拠点として、また、市民の健康づくりの拠点である総合保健センターと一体となり、保健・医療・福祉の連携拠点として設置した施設である。

(3) 施設概要

1階は保健総務課、保健予防課、食品・環境衛生課及び衛生検査課の事務室を配置し保健衛生業務を行う窓口となっている。また、相談室を多く配置し、精神障害者及びその家族のための相談等を受付けている。

2階はグループ活動室、教育研修室、診察室等を配置した階である。精神障害者の社会復帰相談事業、エイズ等の性感染症相談、検査等を実施している。

3階は検査室、分析室を配置した階である。飲用水、プール水等の水質検査や食品検査、感染症の検査等を実施している。

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため、一時的に用途を変更している箇所がある。

※ 電気自動車用車庫、埼玉県思いやり駐車場制度対応のため、駐車場区画を整備した。

3 川越市総合保健センターの概要

(1) 建築概要

敷地面積	8,063.01 m ²	
構造・階数	鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上3階建	
建築面積	2,053.96 m ²	
延床面積	4,345.89 m ²	
	1階	1,813.18 m ²
	2階	1,488.30 m ²
	3階	990.79 m ²
	地階	53.62 m ²
駐車場	78台（うち身障者用等9台）	
駐輪場	約40台	
竣工	平成11年3月	
開設	平成11年4月1日	

川越市ふれあい
歯科診療所を含む。

(2) 設置目的

川越市総合保健センターは、本格的な少子高齢化、疾病構造の変化等々に対応するため、市民の健康づくりの拠点として、また、保健・医療・福祉の連携の拠点として設置した施設である。

(3) 施設概要

1階は健康管理課のうち管理給付担当及び予防接種担当の事務室、健康づくり支援課の事務室、並びに健康増進事業を実施する施設（部屋）を配置した階である。また地域活動室、健康増進室等の施設を活用し、健康増進に関する事業を実施している。

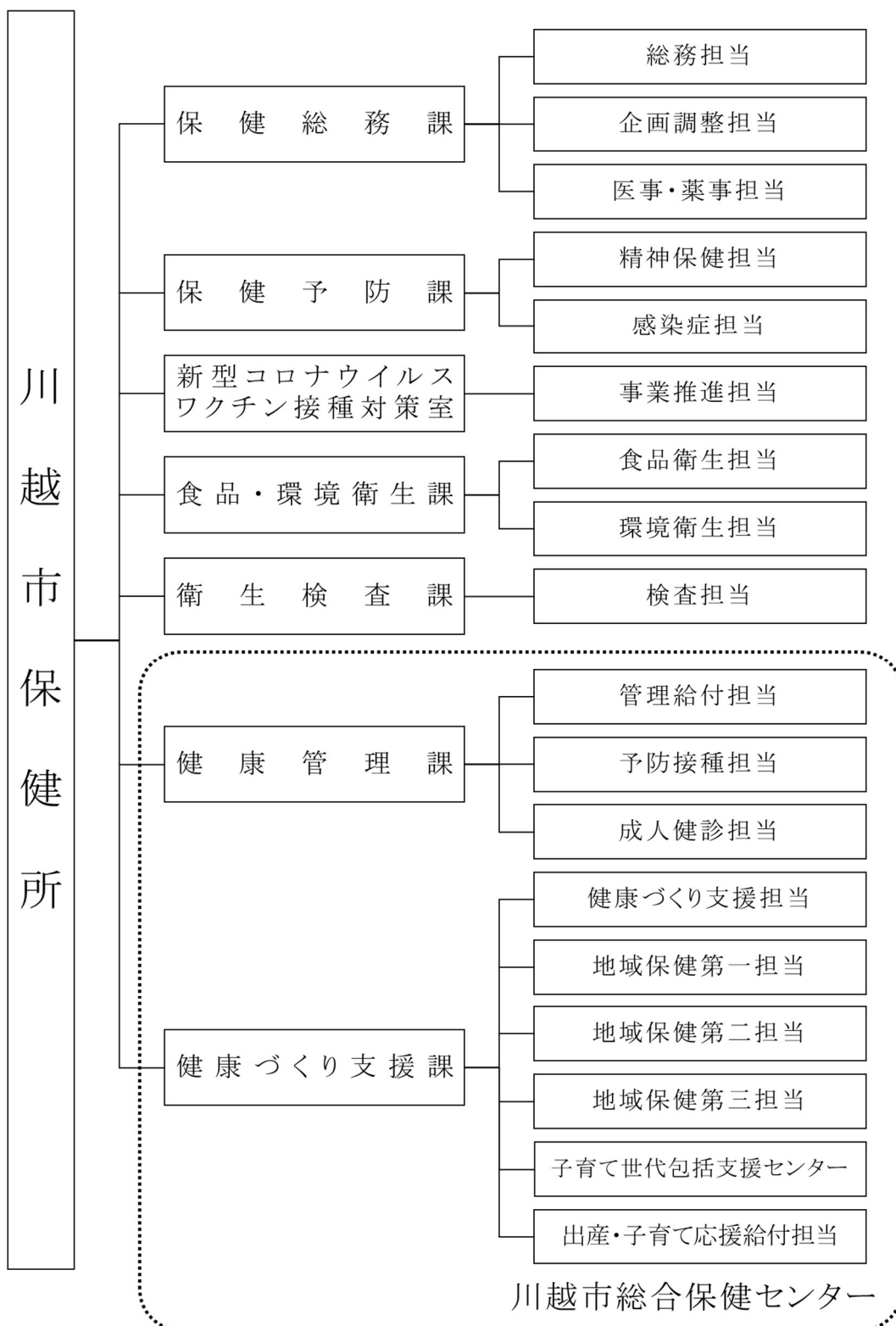
2階は健康管理課のうち成人健診担当の事務室、がん検診等のための問診室、胃レントゲン室、胸部レントゲン室、歯科検診室等の設備を配置した階である。健康増進法等に基づく各種検診を組み合わせたセット検診を実施している。

3階は健康教育、乳幼児健診等の各種事業を実施する施設を配置した階である。多目的室、研修室、会議室、栄養指導室等を活用し、市民の健康づくりを推進する各種事業を実施している。

※ 新型コロナウイルス感染症対応のため、一時的に用途を変更している箇所がある。

※ 電気自動車用車庫、埼玉県思いやり駐車場制度対応のため、駐車場区画を整備した。

4 事務機構（令和5年4月1日現在）



（注1）健康管理課及び健康づくり支援課をもって総合保健センターとする。

（注2）子育て世代包括支援センターは、川越市民サービスステーション内に所在。

5 職員配置（職種別：令和5年4月1日現在）

単位：人

課・担当名	職 種											総計	
	医師	保健師	看護師	管理栄養士	栄養士	歯科衛生士	臨床検査技師	診療放射線技師	精神保健福祉士	薬剤師	獣医師		事務職
川越市保健所	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
保健総務課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
総務担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
企画調整担当	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
医事・薬事担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	2	6
小 計	—	2	—	—	—	—	—	—	—	4	—	7	13
保健予防課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
精神保健担当	—	6	—	—	—	—	—	—	3	—	—	2	11
感染症担当	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	10
小 計	—	13	—	—	—	—	—	—	3	—	—	6	22
新型コロナウイルスワクチン接種対策室	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
事業推進担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	9
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12
食品・環境衛生課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
食品衛生担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	3	1	9
環境衛生担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3	1	6
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	2	16
衛生検査課	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2
検査担当	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	1	—	5
小 計	—	—	—	—	—	—	3	—	—	2	1	1	7
川越市総合保健センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康管理課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
管理給付担当	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	6
予防接種担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
成人健診担当	—	2	1	—	—	—	—	2	—	—	—	2	7
小 計	—	4	1	—	—	—	—	2	—	—	—	10	17
健康づくり支援課	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3
健康づくり支援担当	—	3	—	1	1	1	—	—	—	—	—	2	8
地域保健第一担当	—	8	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	9
地域保健第二担当	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
地域保健第三担当	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
子育て世代包括支援センター	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
出産・子育て応援給付担当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
小 計	—	29	—	2	1	1	—	—	—	—	—	8	41
総 計	2	48	1	2	1	1	3	2	3	13	8	47	131

(注1) 全ての課・室において、会計年度任用職員、任期付職員等を含まない。

(注2) 保健所内で複数の課・室に所属する者は、主たる課・室で計上した。

(注3) 健康づくり支援課については、勤務地が川越市民サービスステーションである者を含む。

I 概要等

6 事業概要

(1) 事業目的と理念（川越市の保健事業）

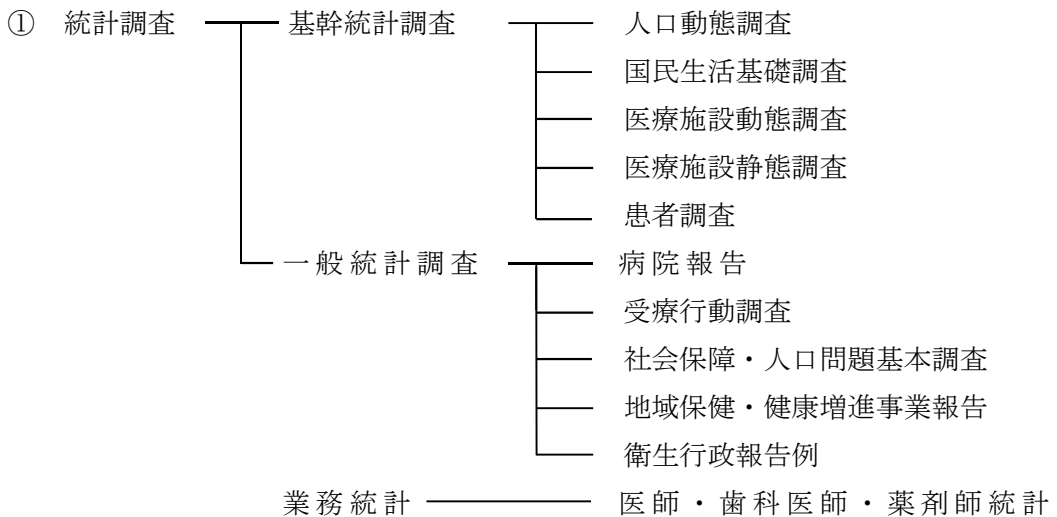
〔事業目的〕

市民の安全な暮らしを確保し、市民個人の視点を重視した地域保健サービスを提供することによって、市民一人ひとりの健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

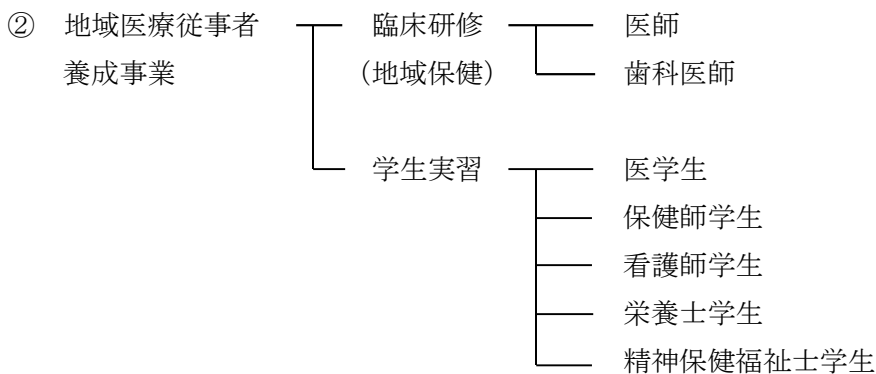
〔理念〕

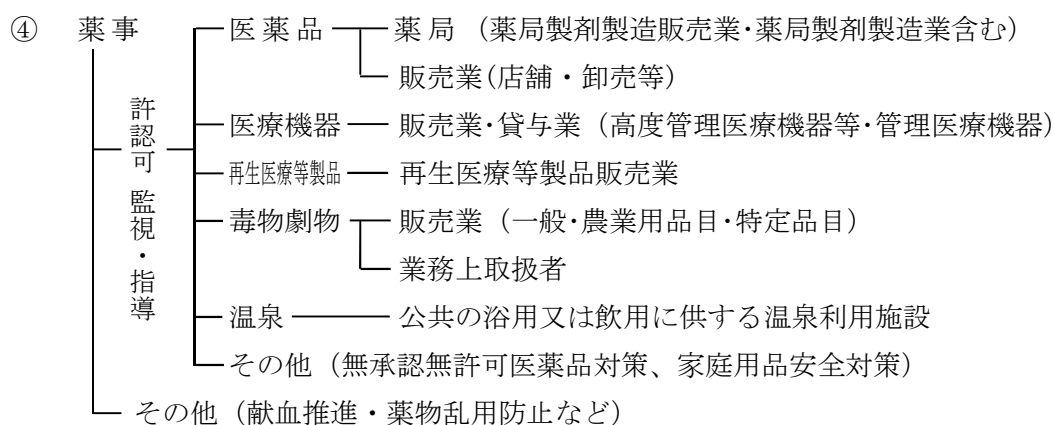
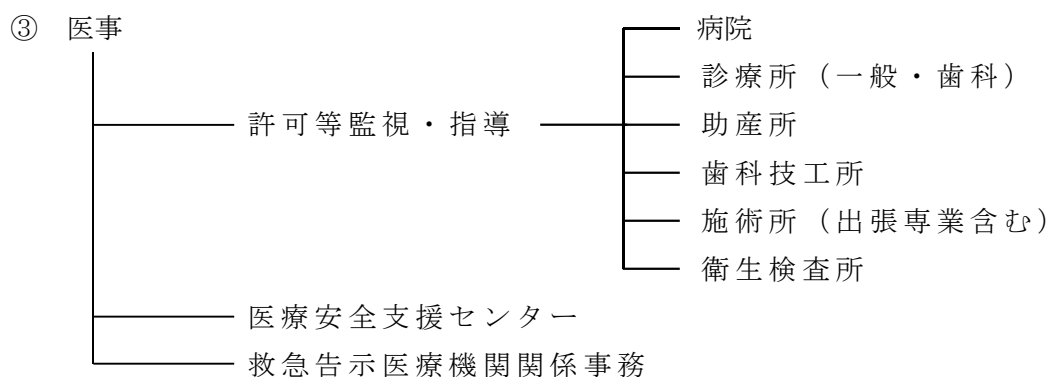
- ・対人保健サービスを充実させ、きめ細かい保健サービスを提供する。
- ・食品衛生や環境衛生等の対物保健サービスを実施し、市民の安全で快適な生活環境の確保を図る。
- ・保健・医療・福祉部門との連携強化を図る。

(2) 保健総務課の事業概要

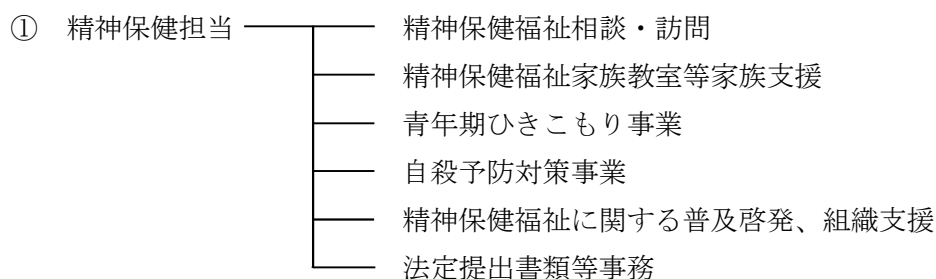


人口動態調査をはじめとする地域保健に係る統計調査を行い、地域の実情を把握する。また、統計調査結果を分析・活用して保健所が実施する地域保健対策に反映させている。





(3) 保健予防課の事業概要

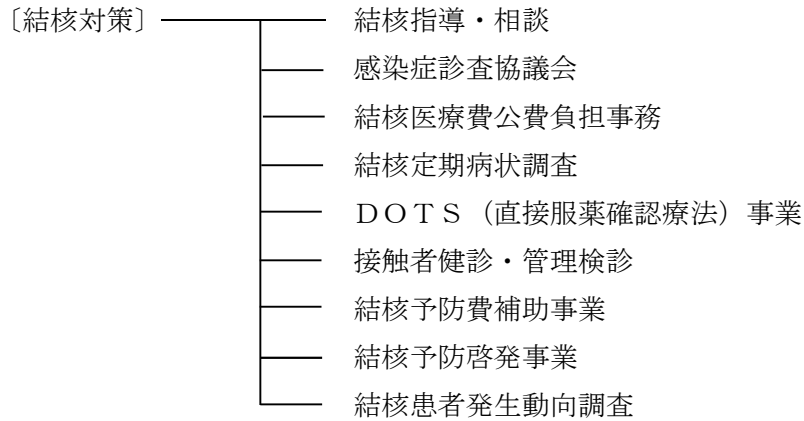


精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法に基づき、疾病と障害を合わせもつ精神障害者の適切な医療の促進や地域社会での自立と社会参加の促進を目的に事業を実施している。

また、自殺対策基本法に基づき、自殺予防に関する事業や地域住民の精神的な健康の保持増進を図るため、様々な事業を実施している。

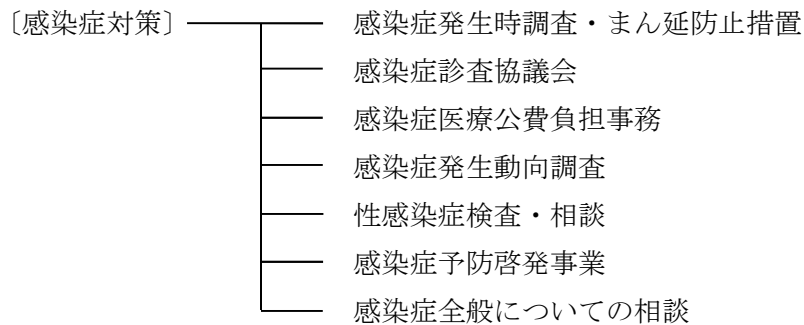
I 概要等

② 感染症担当



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核患者の登録管理、接触者に対する健診を行い、適正な結核医療を提供し、結核のまん延防止を図る。

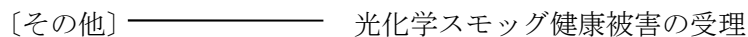
結核患者の発生動向等の実情に即した対策を実施し、結核予防の普及啓発及び結核り患率の減少を図る。

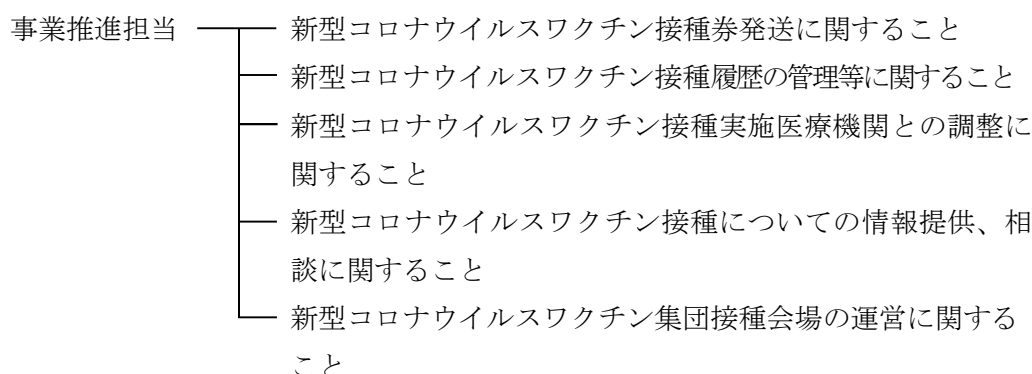


感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時における調査を行い、まん延防止措置を行う。

感染症患者の発生状況を把握して、その流行を予測し、啓発を含めた予防措置を講じる。

エイズ等の性感染症に関する検査・相談事業により、正しい知識の普及啓発を行い、性感染症のまん延防止を図る。

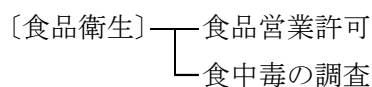


(4) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の事業概要

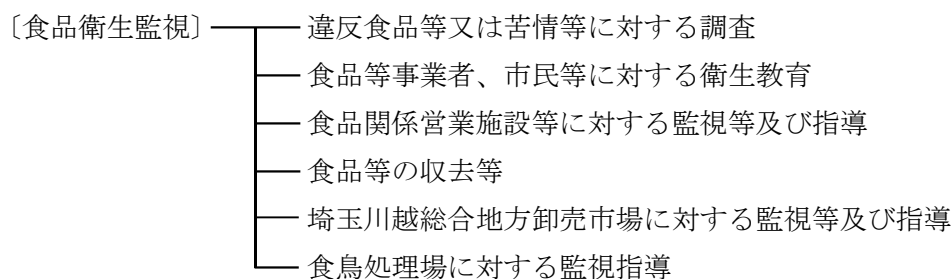
新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、市民の方へ円滑な接種を実施するために必要な整備を行う。

(5) 食品・環境衛生課の事業概要

① 食品衛生担当



食品衛生法等に基づき、食品等事業者の許可又は届出の受理を行う。
また、食中毒発生時に調査等を行い、被害の拡大防止及び再発防止を図る。



食品等事業者、市民等に対し、講習会等を実施し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

食品関係営業施設等の衛生管理向上、食中毒予防等を目的として、監視等及び指導を実施する。

市内で製造、販売等される食品等について、食中毒発生の防止及び不良食品等の流通防止を目的として、食品衛生法に基づく収去等を実施し、食品等の安全性確保に努める。

食品等の流通拠点である市場の監視等及び指導を実施し、食品等における衛生上の危害を未然に防止する。

食鳥処理場に対する構造設備、衛生管理等についての監視指導を実施する。

I 概要等

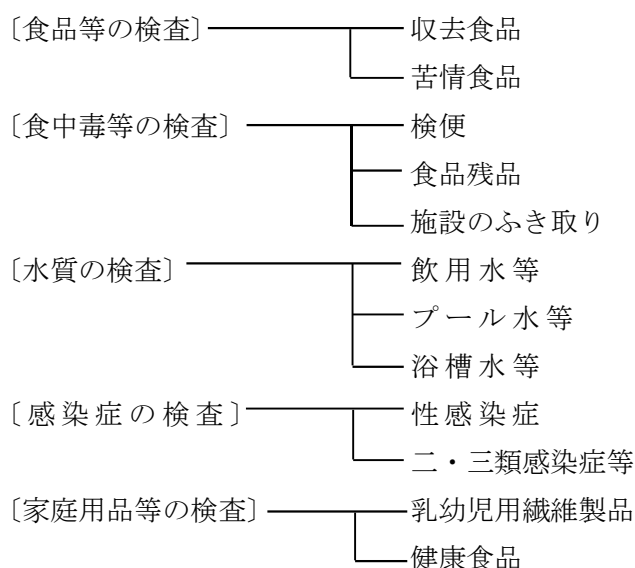
② 環境衛生担当

[生活環境衛生]

- 理容所、美容所、クリーニング所の開設に係る届出の受付及び確認検査、監視、指導
- 旅館業、公衆浴場、興行場の営業許可及び届出の受付、監視、指導
- 墓地等の経営許可及び届出の受付、監視、指導
- 特定建築物の届出の受付及び監視、指導
- 建築物衛生法に基づく事業登録の申請受付及び届出の受付、監視、指導
- 専用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導、並びに簡易専用水道の維持管理に関すること
- 自家用水道の布設確認及び届出の受付、監視、指導
- 遊泳用プールの届出の受付、監視、指導
- 住居衛生に関する相談の受付
- 衛生害虫に関する相談の受付
- 水害時の消毒の実施

[動物の管理・指導]

- 狂犬病予防法に基づく犬の登録等事務
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の適正飼養の普及・啓発
- 野犬の捕獲、収容
- 飼えなくなった犬猫の収容
- 負傷動物（家庭動物）の収容
- 動物取扱業の登録、監視、指導
- 特定動物の飼養許可、監視、指導

(6) 衛生検査課の事業概要

食品衛生法等に基づき、食品の検査及び食中毒の原因究明のための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

水道法や飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲用水等の検査を行う。

川越市プールの安全安心要綱に基づき、プール水の検査を行う。

川越市公衆浴場法施行条例に基づき、浴槽水を衛生的に保守するための検査を行う（食品・環境衛生課が所管する事務の検査）。

川越市エイズ及びその他の性感染症対策要綱に基づき、性感染症予防啓発にかかる血液検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、二・三類感染症等発生時に患者または接触者に対する微生物等検査を行う（保健予防課が所管する事務の検査）。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児用繊維製品の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

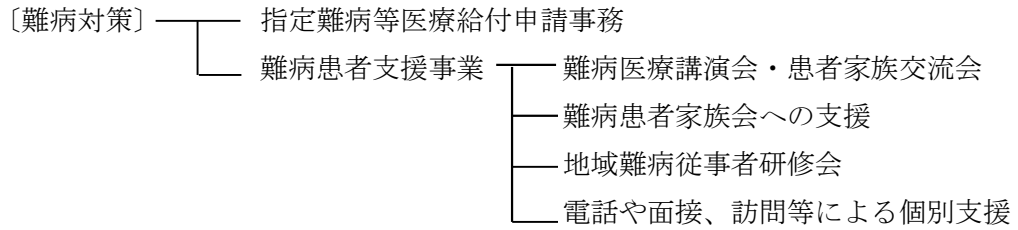
健康食品の医薬品成分含有の有無の検査を行う（保健総務課が所管する事務の検査）。

I 概要等

(7) 健康管理課の事業概要

① 難病対策事業

1) 難病対策事業



難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者が病気を受容し、必要なサービスを最大限に活用し、質の高い療養生活が送れるように、関係機関と連携を図りながら支援している。

2) 肝炎対策

肝炎治療医療費助成の申請事務

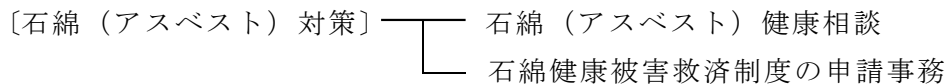
B型およびC型ウイルス性肝炎疾患に対する保険適用のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療および核酸アナログ製剤治療を受けた際の、自己負担分の医療費等の一部を助成する制度の申請を受け付け、埼玉県への進達事務を行う。

3) 原爆被爆者対策

原爆被爆者に関する申請の事務

原爆被爆者及び被爆者二世に係わる各種申請の受け付け及び埼玉県への進達事務を行う。

4) 石綿（アスベスト）対策



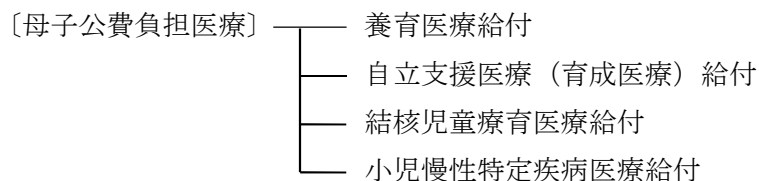
石綿（アスベスト）に係る健康被害に対する健康相談窓口となり、助言や専門医療機関の紹介等を行う。

5) 骨髄移植ドナー助成費交付

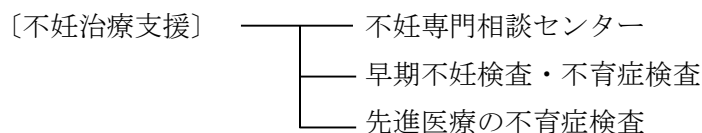
（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄移植のための骨髄又は末梢血幹細胞を提供した方に対し、助成費の交付を行う。

② 母子公費負担医療事業

1) 母子公費負担医療事業



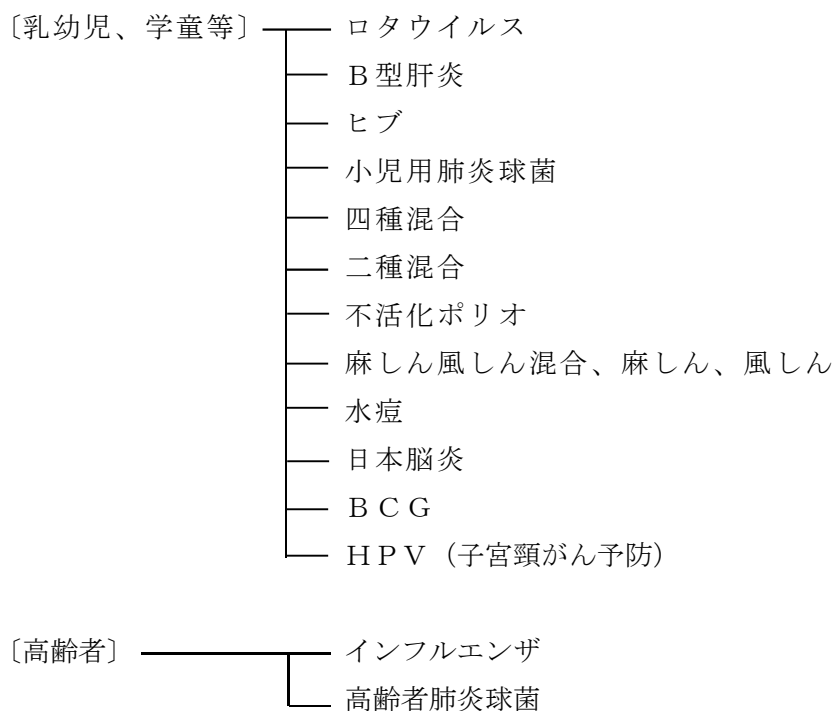
2) 特定不妊治療支援



③ 予防接種事業

1) 予防接種事業

予防接種法に基づき、以下に示す予防接種を実施する（新型コロナウイルスワクチンを除く）。また、任意接種のうち高齢者肺炎球菌ワクチン接種及び妊娠を希望する女性等の風しん予防接種等の費用の助成を行う。

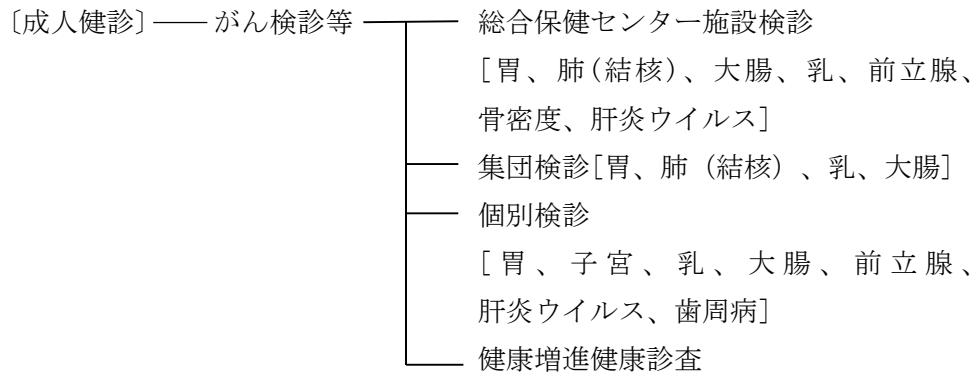


2) 風しん抗体検査事業

妊娠を希望する女性とそのパートナー等、及び風しん第5期定期接種の対象者に対し、風しん抗体検査を行う。

I 概要等

④ 成人健診



総合保健センター施設検診では健康増進法等に基づく成人を対象とした各種がん検診、骨密度検診等をセットにした検診を実施している。

⑤ 健康手帳の交付

健康診査、その他の健康の保持に必要な事項を記録し健康管理と適切な医療の確保に資するための手帳の交付を行う。

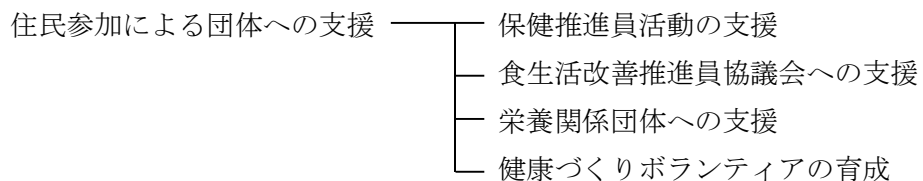
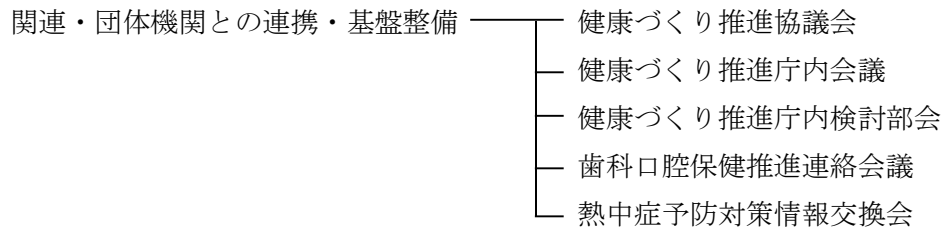
(8) 健康づくり支援課の事業概要

令和2年3月に策定した「健康かわごえ推進プラン(第2次)(第3次健康日本21・川越市計画/第3次川越市食育推進計画/第2次川越市歯科口腔保健計画)」に基づき健康寿命の延伸を目指し、市民の健康づくりの意識の高揚、効果的な実践行動を支援するため各種事業を実施している。

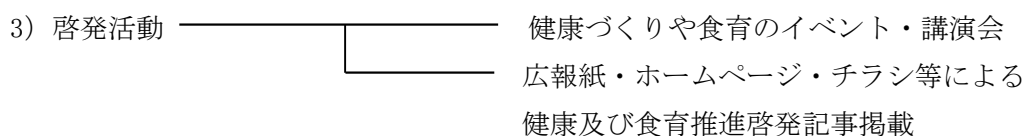
また、平成27年度から地区担当保健師活動を開始し、地区の特性を生かした保健活動を行っている。

① 健康づくり支援事業

1) 健康づくりの基盤整備

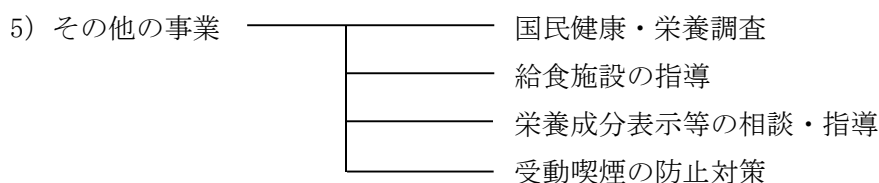


健康づくり支援活動を各種団体等と連携を保ち、推進を図る。



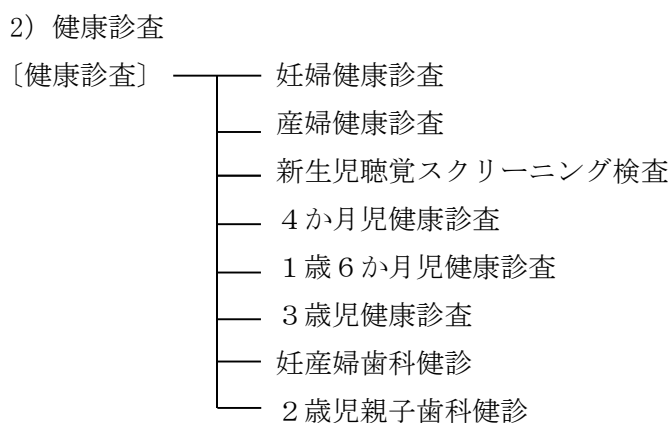
「健康かわごえ推進プラン（第2次）（第3次健康日本21・川越市計画／第3次川越市食育推進計画／第2次川越市歯科口腔保健計画）」に基づき、健康づくり及び食育推進の啓発を行う。

4) 地区担当保健師活動
地区の特性を生かした保健活動を実施している。



② 母子保健事業

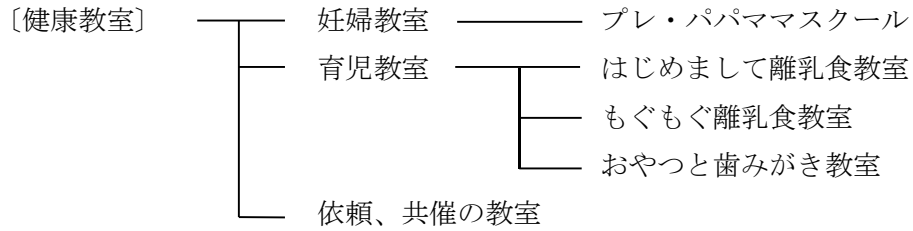
1) 母子健康手帳の交付
母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付している。



母子の健康診査については、母子保健法に基づく妊産婦健診及び新生児聴覚スクリーニング検査、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健診を実施している。また、妊産婦、2歳児とその保護者を対象とした歯科健診事業を実施している。

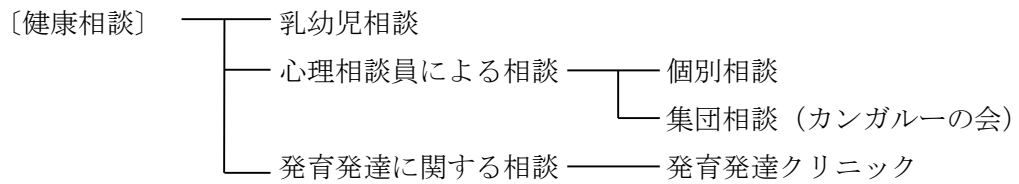
I 概要等

3) 健康教室



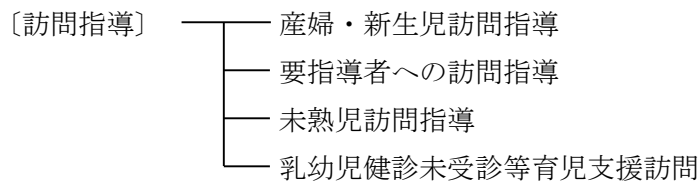
母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、指導を行う。

4) 健康相談



母子保健法に基づき母性、乳幼児の健康の保持増進のため、相談に応じ必要な助言を行う。

5) 訪問指導



母子保健法に基づき、母子の訪問指導を行う。

〔こんにちは赤ちゃん事業〕

児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援等を行う。

6) 長期療養児等育児支援

〔長期療養児等育児支援〕

- いもっこの会
(ダウン症のある子どもを持つ親の会)
- コアラの会 (ふれあい親子支援事業)

子育て支援のため、長期療養児等育児支援をする。

7) 母子保健連絡調整会議

川越市内の母子関係機関(保健、医療、福祉)の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立する。

8) 利用者支援事業(母子保健型)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じる。

9) 産後ケア事業

a. 短期入所型産後ケア事業

川越市短期入所型産後ケア事業実施要綱(平成28年4月1日施行)に基づき、産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

b. 通所型産後ケア事業

川越市通所型産後ケア事業実施要綱(令和3年10月1日施行)に基づき、生後1年未満の母子に対して助産院への通所により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

10) 産前・産後サポート事業

川越市産前・産後サポート事業実施要綱(平成29年4月1日施行)に基づき、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を実施する。

11) 出産・子育て応援事業

川越市出産・子育て応援事業実施要綱(令和5年2月1日施行)に基づき、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫して必要な支援になく「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する。

7 人口動態

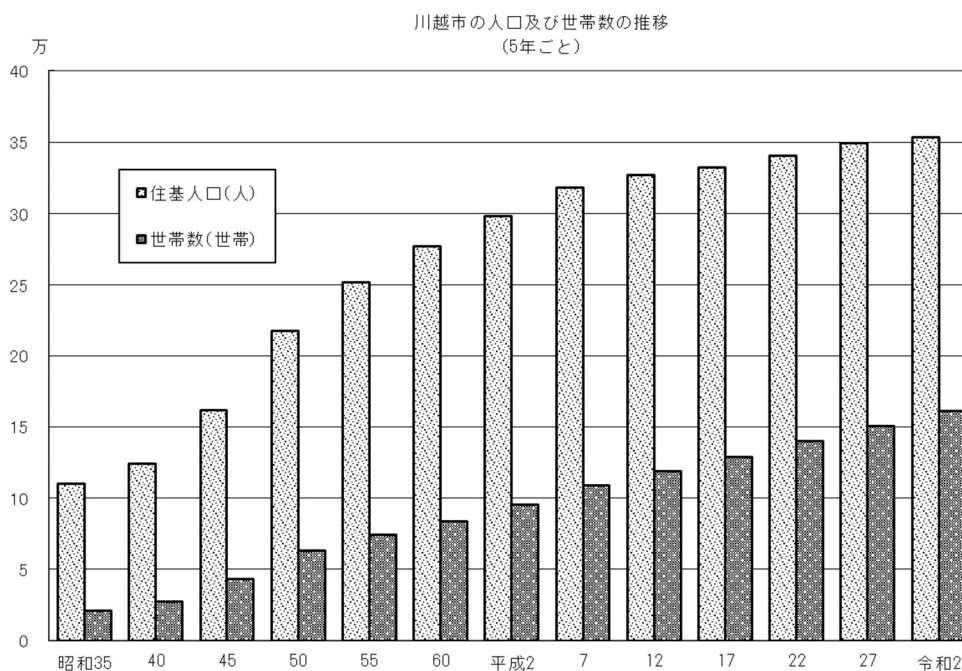
(1) 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在

年	区分	住基人口	性別		世帯数	人口密度 (人/㎢)	高齢化率 (%)
			男	女			
大正11年(12月市制施行)		26,695	13,030	13,665	5,696	2,003	…
昭和14年(田面沢村合併)		38,768	19,023	19,745	7,645	2,258	…
” 25年		52,820	25,735	27,085	10,765	3,005	…
” 30年(9か村合併)		104,839	51,402	53,437	19,799	953	…
” 35年(4月1日現在)		110,228	54,227	56,001	21,233	1,002	…
” 40年(”)		124,030	62,011	62,019	27,679	1,124	…
” 45年(”)		161,900	81,928	79,972	43,213	1,484	…
” 50年(”)		217,812	110,475	107,337	63,066	1,996	…
” 55年(”)		251,678	127,253	124,425	74,039	2,307	…
” 60年(”)		277,345	140,021	137,324	83,812	2,542	…
平成 2年(”)		298,311	151,008	147,303	95,418	2,732	…
” 7年(”)		318,341	160,995	157,346	109,011	2,916	…
” 12年(”)		326,773	164,933	161,840	118,907	2,997	12.35
” 17年(”)		332,247	167,341	164,906	129,055	3,004	16.01
” 22年(”)		340,529	171,235	169,294	139,821	3,120	20.51
” 27年(”)		349,388	175,186	174,202	150,395	3,202	24.49
令和 2年(”)		353,456	176,711	176,745	160,831	3,239	26.70
” 3年(”)		353,442	176,651	176,791	163,023	3,239	26.90
” 4年(”)		352,896	176,201	176,695	164,413	3,234	27.05
” 5年(”)		352,986	175,918	177,068	166,362	3,235	27.04

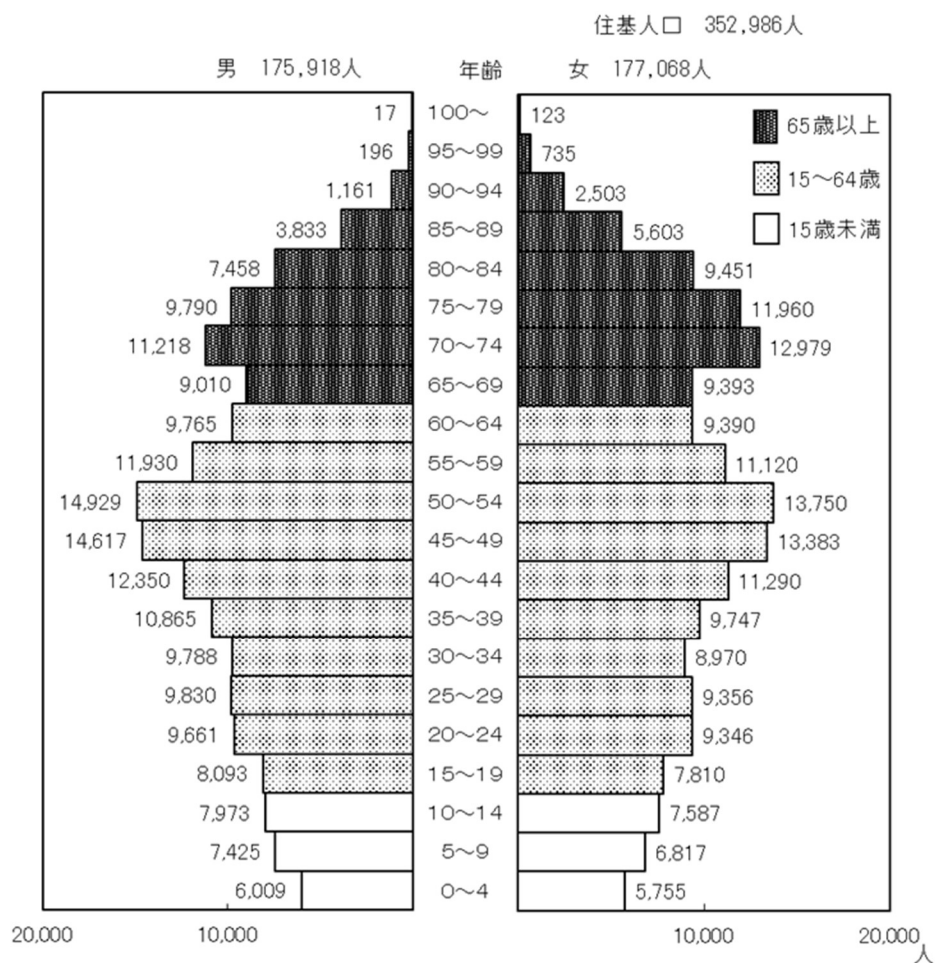
出典：川越市住民基本台帳

※ 平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳人口には、日本人だけでなく外国人についても含まれることになった。また、人口密度の算出において、分母に用いる市域の面積は当該年時点のものを用い、計測精度向上に伴う遡及修正は行っていない。



I 概要等

(2) 人口ピラミッド（令和5年4月1日現在）



出典：川越市住民基本台帳

(3) 人口動態総覧

単位： 数は人(ただし婚姻及び離婚は件)
率(合計特殊出生率を除く)は千分率

年	人口 (注1)	区分	出生	合計 特殊 出生率 (注2)	死亡	乳児 死亡		自然 増加	死産		周産期 死亡	婚姻	離婚	
						新生児 死亡	自然		人工					
29	353,190	数	2,640		3,014	3	1	△374	57	21	36	6	1,605	593
		率	7.5	1.31	8.5	1.1	0.4	△1.1	21.1	7.8	13.3	2.3	4.5	1.7
30	353,814	数	2,480		3,257	4	1	△777	57	23	34	10	1,546	553
		率	7.0	1.25	9.2	1.6	0.4	△2.2	22.5	9.1	13.4	4.0	4.4	1.6
1	354,249	数	2,337		3,316	2	1	△979	64	22	42	6	1,682	594
		率	6.6	1.20	9.4	0.9	0.4	△2.8	26.7	9.2	17.5	2.6	4.7	1.7
2	323,232	数	2,314		3,380	2	1	△1,066	53	22	31	8	1,369	470
		率	7.2	1.55	10.5	0.9	0.4	△3.3	22.4	9.3	13.1	3.4	4.2	1.5
3	354,970	数	2,130		3,610	1	1	△1,480	62	25	37	8	1,317	522
		率	6.0	1.13	10.2	0.5	0.5	△4.2	28.3	11.4	16.9	3.7	3.7	1.5

(注1) 合計特殊出生率を除く諸率の算出に用いた人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課「各年10月1日現在推計人口(総人口)」である。推計人口は直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡数(自然増減)、転入・転出者数(社会増減)等を加減して算出したもので、住民基本台帳人口とは異なるのが通例である。

(注2) 合計特殊出生率の算出に用いた年齢階級別女子人口は、国勢調査年は総務省統計局による「国勢調査人口等基本集計」の日本人人口、それ以外の年は埼玉県総務部統計課による「各年1月1日現在埼玉県町(丁)字別人口(総人口)」である。そのため国勢調査年とそれ以外の年とで単純比較できないことに注意が必要である。

(注3) 集計は暦年により、事件数は厚生労働省人口動態統計の値を用いた。

<諸率の定義>

$$\text{出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増加率} \cdot \text{婚姻率} \cdot \text{離婚率} = \frac{\text{件数}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率(自然死産率} \cdot \text{人工死産率)} = \frac{\text{死産(自然} \cdot \text{人工)数}}{\text{出産(出生} + \text{死産)数}} \times 1,000$$

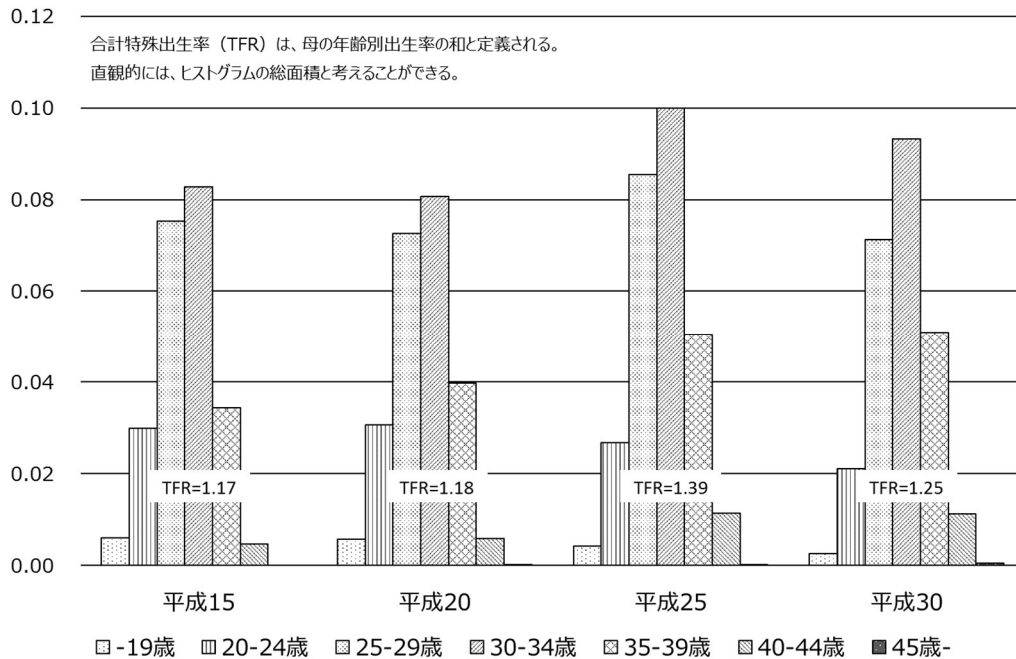
$$\text{乳児死亡率} \cdot \text{新生児死亡率} = \frac{\text{乳児(新生児} \cdot \text{早期新生児)死亡率}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{後期(妊娠満22週以後)死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出産数(出生数} + \text{後期死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right] \text{15歳から49歳までの合計} \\ \text{(5歳階級で算出)}$$

I 概要等

(4) 母の年齢別出生率の推移



(参考)

合計特殊出生率には二つの種類があり、本書に示したのは期間合計特殊出生率である。

期間合計特殊出生率：ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したものである。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の合計特殊出生率」として、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。本書では5階級別の出生数及び女性人口で算出し、5倍したものを合計している。算出に用いた15歳～19歳、及び45歳～49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

コーホート合計特殊出生率：ある世代の出生状況に着目したもので、同一世代生まれ（コーホート）の女性の各年齢（15～49歳）の出生率を過去から積み上げたものである。「その世代の合計特殊出生率」である。

実際に「1人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコーホート合計特殊出生率であるが、この値は、その世代が50歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられている。なお、各年齢の出生率が世代（コーホート）によらず同じであれば、この二つの「合計特殊出生率」は同じ値になる。

ただし、晩婚化・晩産化が進行している状況等、各世代の結婚や出産の行動に違いがあり、各年齢の出生率が世代により異なる場合には、別々の世代の年齢別出生率の合計である期間合計特殊出生率は、同一世代のコーホート合計特殊出生率の値と異なることに注意が必要である。

(5) 死亡数 (死因分類)

単位：人

年	川越市	埼玉県	計	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患(高血 圧性を除く)	脳血管 疾患	肺炎	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺	その他
29			3,014	861	26	33	494	248	264	29	66	160	66	59	708
	川越市	埼玉県	65,764	19,181	678	376	10,542	4,996	5,452	830	1,203	3,880	1,462	1,175	15,989
30			3,257	883	44	43	573	254	286	39	60	206	73	63	733
	川越市	埼玉県	67,726	19,475	744	350	10,805	4,910	5,481	862	1,211	4,322	1,661	1,176	16,729
1			3,316	931	51	23	588	261	285	39	78	241	82	52	685
	川越市	埼玉県	69,537	19,791	709	362	11,117	4,966	5,677	900	1,292	4,884	1,602	1,078	17,159
2			3,380	973	54	36	547	241	237	42	72	284	66	51	777
	川越市	埼玉県	70,758	20,463	702	431	10,857	4,929	4,607	878	1,398	5,842	1,528	1,159	17,964
3			3,610	1,066	36	42	587	296	237	32	78	324	67	54	791
	川越市	埼玉県	75,164	20,576	730	407	11,510	5,188	4,778	866	1,476	6,896	1,560	1,088	20,089

出典：厚生労働省人口動態統計

(6) 死亡数 (5歳階級別、令和3年)

単位：人

	計	0歳	1～ 4歳	5～ 9歳	10～ 14歳	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不詳
計	3,610	1	1	1	2	1	3	10	10	15	23	43	59	85	119	171	404	501	670	683	536	217	55	-
男	1,938	1	-	1	1	1	1	5	7	13	8	30	41	56	74	113	271	306	404	341	204	51	9	-
女	1,672	-	1	-	1	-	2	5	3	2	15	13	18	29	45	58	133	195	266	342	332	166	46	-

出典：厚生労働省人口動態統計

I 概要等

(7) 令和3年 川越市死因別死亡数

コード	死 因	男	女	計
計		1,938	1,672	3,610
01000	感染症及び寄生虫症	19	21	40
01100	腸管感染症	4	4	8
01200	結核	-	1	1
01201	呼吸器結核	-	1	1
01202	その他の結核	-	-	-
01300	敗血症	10	7	17
01400	ウイルス性肝炎	-	3	3
01401	B型ウイルス性肝炎	-	1	1
01402	C型ウイルス性肝炎	-	2	2
01403	その他のウイルス性肝炎	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス [HIV] 病	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	5	6	11
02000	新生物<腫瘍>	661	452	1,113
02100	悪性新生物<腫瘍>	634	432	1,066
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	18	6	24
02102	食道の悪性新生物<腫瘍>	25	11	36
02103	胃の悪性新生物<腫瘍>	71	37	108
02104	結腸の悪性新生物<腫瘍>	53	51	104
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	29	17	46
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	42	17	59
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物<腫瘍>	23	20	43
02108	膵の悪性新生物<腫瘍>	43	58	101
02109	喉頭の悪性新生物<腫瘍>	2	1	3
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	166	54	220
02111	皮膚の悪性新生物<腫瘍>	4	1	5
02112	乳房の悪性新生物<腫瘍>	-	48	48
02113	子宮の悪性新生物<腫瘍>	-	19	19
02114	卵巣の悪性新生物<腫瘍>	-	18	18
02115	前立腺の悪性新生物<腫瘍>	42	-	42
02116	膀胱の悪性新生物<腫瘍>	20	8	28
02117	中枢神経系の悪性新生物<腫瘍>	1	4	5
02118	悪性リンパ腫	19	16	35
02119	白血病	24	11	35
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>	8	4	12
02121	その他の悪性新生物<腫瘍>	44	31	75
02200	その他の新生物<腫瘍>	27	20	47
02201	中枢神経系のその他の新生物<腫瘍>	4	6	10
02202	中枢神経系を除くその他の新生物<腫瘍>	23	14	37
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	4	7	11
03100	貧血	1	4	5
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	3	6
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	22	32	54
04100	糖尿病	13	23	36
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	9	9	18

コード	死 因	男	女	計
05000	精神及び行動の障害	15	31	46
05100	血管性及び詳細不明の認知症	13	28	41
05200	その他の精神及び行動の障害	2	3	5
06000	神経系の疾患	57	58	115
06100	髄膜炎	-	-	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	5	4	9
06300	パーキンソン病	17	13	30
06400	アルツハイマー病	16	24	40
06500	その他の神経系の疾患	19	17	36
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-
09000	循環器系の疾患	504	470	974
09100	高血圧性疾患	21	21	42
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	4	11	15
09102	その他の高血圧性疾患	17	10	27
09200	心疾患（高血圧性を除く）	306	281	587
09201	慢性リウマチ性心疾患	1	2	3
09202	急性心筋梗塞	41	28	69
09203	その他の虚血性心疾患	126	79	205
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	3	14	17
09205	心筋症	1	2	3
09206	不整脈及び伝導障害	40	22	62
09207	心不全	89	128	217
09208	その他の心疾患	5	6	11
09300	脳血管疾患	157	139	296
09301	くも膜下出血	7	18	25
09302	脳内出血	44	35	79
09303	脳梗塞	90	74	164
09304	その他の脳血管疾患	16	12	28
09400	大動脈瘤及び解離	13	19	32
09500	その他の循環器系の疾患	7	10	17
10000	呼吸器系の疾患	280	181	461
10100	インフルエンザ	-	-	-
10200	肺炎	140	97	237
10300	急性気管支炎	-	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	32	6	38
10500	喘息	-	-	-
10600	その他の呼吸器系の疾患	108	78	186
10601	誤嚥性肺炎	55	40	95
10602	間質性肺疾患	36	25	61
10603	その他の呼吸器系の疾患	17	13	30
11000	消化器系の疾患	55	48	103
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	4	4	8
11200	ヘルニア及び腸閉塞	7	8	15
11300	肝疾患	21	11	32
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	10	9	19
11302	その他の肝疾患	11	2	13
11400	その他の消化器系の疾患	23	25	48

I 概要等

コード	死 因	男	女	計
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	3	2	5
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	4	11	15
14000	腎尿路生殖器系の疾患	71	44	115
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	4	6	10
14200	腎不全	49	29	78
14201	急性腎不全	6	3	9
14202	慢性腎臓病	29	19	48
14203	詳細不明の腎不全	14	7	21
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	18	9	27
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	1	1	2
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	-	1	1
16400	周産期に特異的な感染症	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	1	-	1
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	1	1	2
17100	神経系の先天奇形	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	-	-	-
17300	消化器系の先天奇形	-	-	-
17400	その他の先天奇形及び変形	-	1	1
17500	染色体異常、他に分類されないもの	1	-	1
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	137	244	381
18100	老衰	100	224	324
18200	乳幼児突然死症候群	-	-	-
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	37	20	57
20000	傷病及び死亡の外因	80	52	132
20100	不慮の事故	38	29	67
20101	交通事故	8	1	9
20102	転倒・転落・墜落	5	11	16
20103	不慮の溺死及び溺水	1	5	6
20104	不慮の窒息	8	7	15
20105	煙、火及び火炎への曝露	2	-	2
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	14	5	19
20200	自殺	37	17	54
20300	他殺	-	-	-
20400	その他の外因	5	6	11
22000	特殊目的用コード	24	17	41
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	24	17	41

※ 22200「その他の特殊目的用コード」には、新型コロナウイルス感染症関連が含まれる。

出典：厚生労働省人口動態統計

8 医療従事者数

(1) 医療従事者数

各年12月31日現在

年	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
30	874	277	755	85	154	3,198	768	284	56
2	920	298	758	90	167	3,398	704	289	52

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計、埼玉県医療従事者届集計
 (ともに隔年での統計)

※ 医師及び歯科医師の従事者数は、市内の医療施設の従事者

※ 薬剤師の従事者数は、市内の薬局・医療施設の従事者

※ その他の職種の従事者数は、市内で該当免許に係る業務に従事している者

※ 届出による

※ 令和4年実績については、本冊子作成時点で未公表

(2) 医師・歯科医師・薬剤師（人口10万に対する医療従事者数）

令和2年12月31日現在

	医師	歯科医師	薬剤師
川越市	259.5	84.0	213.8
埼玉県	177.8	74.4	185.0
全国	256.6	82.5	198.6

出典：厚生労働省医師・歯科医師・薬剤師統計（隔年での統計）

※ 医師及び歯科医師は医療施設従事者数、薬剤師は薬局及び医療施設従事者数

※ 従業地ベース

9 母体保護統計

(1) 人工妊娠中絶年齢・妊娠週数別件数

単位：件

年度 年齢	2		4					不詳	計	構成比
	計	計	7週以前	8～11週	12～15週	16～19週	20～21週			
20歳未満	14	11	7	5	-	1	-	-	13	8.1%
20～24歳	38	30	18	15	-	-	1	-	34	21.3%
25～29歳	38	38	13	7	1	6	4	-	31	19.4%
30～34歳	37	38	14	10	2	3	3	-	32	20.0%
35～39歳	44	34	12	11	1	3	7	-	34	21.3%
40～44歳	14	21	8	3	-	3	2	-	16	10.0%
45～49歳	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-
50歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	189	175	72	51	4	16	17	-	160	100.0%

※ 市内医療機関からの報告を集計したもの（市外居住者を含む。）

I 概要等

Ⅱ 地域医療の推進

保健総務課

II 地域医療の推進

1 地域医療従事者養成事業

(1) 地域保健実習の受入れ

医師や保健師学生等の地域保健実習の受入れ及び指導を行っている。

① 医師・歯科医師臨床研修受入れ状況

(実人員)

年度 職種	30	1	2	3	4
医師	2	3	-	-	1
歯科医師	3	3	3	2	3
計	5	6	3	2	4

② 学生の実習受入れ状況

(実人員)

年度 対象学生	30	1	2	3	4
医学生	25	1	-	-	2
保健師学生	17	14	14	12	14
助産師学生	-	4	-	-	-
看護師学生	47	49	6	-	-
栄養士学生	4	5	9	4	7
計	93	73	29	16	23

II 地域医療の推進

2 医事監視・指導

(1) 医療機関等施設数など

① 病院等

施設数は年度末現在

施設種別	年度	施設数	立入検査 件数	新規開設 立入検査	構造設備の (変更) 使用検査
病 院	30	26	27	—	7
	1	26	7	—	5
	2	26	26	—	6
	3	26	27	—	6
	4	24	25	—	4
一 般 診 療 所	30	203	8	9	2
	1	211	—	14	—
	2	209	5	9	1
	3	215	8	21	3
	4	220	8	11	1
歯 科 診 療 所	30	185	—	5	—
	1	185	—	2	—
	2	187	—	5	—
	3	186	1	7	—
	4	184	1	3	—
助 産 所	30	6	—	—	—
	1	6	—	1	—
	2	6	—	—	—
	3	7	—	1	—
	4	9	—	—	—
衛 生 検 査 所	30	6	2	1	1
	1	6	3	—	1
	2	6	3	—	1
	3	5	5	—	—
	4	5	3	—	—

② その他の施設等

年度末現在

施設等種別	年度	施設等数
歯 科 技 工 所	30	65
	1	65
	2	64
	3	62
	4	62
施 術 所	30	341
	1	346
	2	355
	3	356
	4	365
出張専門施術者	30	153
	1	160
	2	165
	3	173
	4	176

(2) 医療安全支援センター（保健総務課内）

医療法の規定に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。

(相談件数)

年度	健康・病気に関すること	医療の内容等に関すること	医療機関における対応・接遇に関すること	医療費（診療報酬）等に関すること	医療機関の案内に関すること	その他	合計
30	2	59	101	16	19	46	243
1	4	54	103	16	15	48	240
2	1	26	64	7	7	40	145
3	3	23	80	8	8	28	150
4	3	31	83	11	6	42	176

(3) 救急告示医療機関関係事務

救急業務に関する協力医療機関の申出を受け付け、埼玉県への進達事務を行い、救急医療体制の整備を推進している。

- 救急医療機関
- 池袋病院
 - 帯津三敬病院
 - 康正会病院
 - 埼玉医科大学総合医療センター
 - 赤心堂病院
 - 本川越病院
 - 三井病院
 - 南古谷病院
 - 武蔵野総合病院

 - 川越救急クリニック
 - しらさき川越クリニック
- (令和4年度末現在。9病院、2診療所)

II 地域医療の推進

3 薬事監視・指導

(1) 薬事関係施設数など

施設数は年度末現在

種別・業態等	年度	30		1		2		3		4		
		施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	施設数	立入検査件数	
医薬品	薬局	136	55	145	44	150	40	155	29	157	41	
	店舗販売業	66	24	62	17	65	10	68	20	68	23	
	卸売販売業	54	23	56	11	56	14	51	6	47	29	
	薬種商販売業	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	
医療機器	高度管理医療機器等	販売業	175	68	183	45	192	47	202	32	201	75
		貸与業	86	32	90	15	94	23	96	12	99	39
	管理医療機器	販売業	457	49	464	33	472	25	497	33	505	34
		貸与業	39	49	41	33	47	25	49	33	50	34
再生医療等製品販売業		4	1	4	1	4	—	5	1	5	7	
毒物劇物	一般販売業	103	37	100	20	105	20	100	18	99	43	
	農業用品目販売業	13	3	13	4	11	—	11	2	9	5	
	特定品目販売業	4	—	4	1	4	2	4	1	4	—	
	業務上取扱者	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1	
温泉	利用施設	4 (33)	1 (1)	5 (35)	1 (2)	5 (35)	— (—)	6 (41)	— (—)	6 (41)	— (—)	

※ 卸売販売業には卸売一般販売業・みなし卸売販売業を含む。

※ 一般販売業には卸売一般販売業を含まない。

※ 温泉の利用施設の（ ）内は、許可施設（浴槽）の数

(2) 無承認無許可医薬品対策

健康食品等を試買し、医薬品成分の含有について検査している。

無承認無許可医薬品試買検査

年度	区分	検査項目名	検体数	検査項目数	検出数
30	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	瘦身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
1	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	瘦身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
2	強壮標ぼう健康食品	—	—	—	—
	瘦身標ぼう健康食品	—	—	—	—
3	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	瘦身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—
4	強壮標ぼう健康食品	シルデナフィル、ヨヒンビン	2	4	—
	瘦身標ぼう健康食品	フェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、ヨヒンビン	11	44	—

(3) 家庭用品安全対策

家庭用品を試買し、有害物質の含有について検査している。

家庭用品試買検査

年度	品 目	検査項目	検体数	基準超過数
30	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
1	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
2	乳幼児用繊維製品	—	—	—
3	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—
4	乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	12	—

(4) 献血推進

市民への献血思想の普及に努めるとともに、埼玉県などとの連携を図りながら埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援している。

移動採血車による献血状況

年度	目標数（人）	献血者数（人）	達成率（％）
30	4,096	2,920	71.3
1	4,162	2,640	63.4
2	3,755	1,977	52.6
3	3,744	2,150	57.4
4	3,486	2,691	77.2

(5) 薬物乱用防止

薬物乱用防止の啓発広報やイベント会場での啓発活動を行うほか、埼玉県坂戸保健所管内薬物乱用防止指導員協議会に参画して管内保健所（坂戸保健所・川越市保健所）合同で街頭キャンペーンを行うなど、薬物乱用防止の啓発に努めている。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント会場での啓発活動は一部中止となった。

II 地域医療の推進

4 医療施設数及び病床数

(1) 医療施設数

年度	区分	病院	一般診療所	歯科診療所	計
30	川越市	26	203	185	414
	県	345	4,328	3,565	8,238
	国	8,372	102,105	68,613	179,090
1	川越市	26	212	185	423
	県	342	4,378	3,558	8,278
	国	8,300	102,616	68,500	179,416
2	川越市	26	212	186	424
	県	342	4,383	3,542	8,267
	国	8,238	102,612	67,874	178,724
3	川越市	26	213	185	424
	県	343	4,470	3,550	8,363
	国	8,205	104,292	67,899	180,396
4	川越市	24	219	185	428
	県	…	…	…	…
	国	…	…	…	…

※市は、12月31日現在（市保健所調べ）

※県・国は、10月1日現在（医療施設調査より）

(2) 病床数

年度	区分	病 院				一 般 診療所	計
		一般	療養	その他	小計		
30	川越市	2,402	887	1,069	4,358	121	4,479
	県	36,831	11,666	14,307	62,804	2,717	65,521
	国	890,712	319,506	336,336	1,546,554	94,853	1,641,407
1	川越市	2,369	919	1,069	4,357	121	4,478
	県	37,394	11,330	14,029	62,753	2,576	65,329
	国	887,847	308,444	332,924	1,529,215	90,825	1,620,040
2	川越市	2,341	919	1,069	4,329	121	4,450
	県	37,823	11,134	13,977	62,934	2,559	65,493
	国	887,920	289,114	330,492	1,507,526	86,046	1,593,572
3	川越市	2,422	919	1,067	4,408	140	4,548
	県	37,810	11,078	13,969	62,857	2,540	65,397
	国	886,056	284,662	329,339	1,500,057	83,668	1,583,725
4	川越市	2,356	919	1,067	4,342	140	4,482
	県	…	…	…	…	…	…
	国	…	…	…	…	…	…

※歯科診療所を除く（川越市内には病床を設けた歯科診療所はない。）。

※市は、12月31日現在（市保健所調べ）

※県・国は、10月1日現在（医療施設調査より）

※「その他」は、精神病床、結核病床又は感染症病床を指す。

5 衛生関係免許受付件数

(1) 厚生労働大臣免許

単位：件

免許の種類	年度		4				
	2	3	新規	書換 〔名簿訂正 のみを含む〕	再交付	抹消 (消除)	計
医師	28	25	16	12	1	-	29
歯科医師	3	8	5	3	-	-	8
薬剤師	68	63	39	27	6	1	73
管理栄養士	38	61	21	16	3	-	40
保健師	21	27	21	13	1	-	35
助産師	13	15	9	6	-	-	15
看護師	255	300	193	106	4	-	303
診療放射線技師	12	11	10	5	-	-	15
臨床検査技師	36	41	22	8	-	-	30
衛生検査技師	-	-		-	-	-	-
理学療法士	58	35	39	16	1	-	56
作業療法士	16	20	8	9	1	-	18
視能訓練士	4	3	1	3	-	-	4
計	552	609	384	224	17	1	626

(2) 県知事免許

単位：件

免許の種類	年度		4				
	2	3	新規	書換 〔名簿訂正 のみを含む〕	再交付	抹消 (消除)	計
調理師	75	90	66	13	23	-	102
製菓衛生師	4	2	5	-	-	-	5
クリーニング師	1	1	1	-	-		1
准看護師(除他県)	106	93	73	14	5	-	92
他県准看護師	7	8		3	-	-	3
栄養士	47	55	21	21	4	-	46
登録販売者	32	49	52	6	-	-	58
計	272	298	218	57	32	-	307

Ⅱ 地域医療の推進

III 保健予防事業

保健予防課

Ⅲ 保健予防事業

1 精神保健福祉

地域で生活する精神障害者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促進するために、精神障害者に対して、きめ細やかなサービスの提供を図る。

(1) 精神保健福祉相談

① 精神保健福祉専門相談

内 容 精神科医がこころの健康に関する相談を受け、問題解決に向け、方向性をアドバイスする。(毎月1回相談日を設定)

対 象 市民、関係機関

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	11	10	8	7	6
延来所者数(人)	23	21	11	16	13

② 訪問指導

内 容 精神保健福祉士・保健師が家庭訪問をして生活上の問題を解決するための方向性をアドバイスする。

対 象 市民

単位:人

年 度	30	1	2	3	4
実 人 数	193	184	212	202	180
延 人 数	1,170	1,132	1,019	782	675

③ 精神保健福祉相談

内 容 精神保健福祉士・保健師が市民のこころの健康に関することや、精神保健福祉に関する相談を随時受け、問題解決に向けてアドバイスする。

対 象 市民

単位:人

年 度	30	1	2	3	4
相談者延人数	7,422	7,392	7,882	5,631	4,082
訪問相談 ※	1,170	1,132	1,019	782	675
面接相談	722	697	586	515	336
電話相談	5,523	5,547	6,261	4,314	3,048
メール相談	7	16	16	20	23

※ ②訪問指導 延人数の再掲

Ⅲ 保健予防事業

④ うつに関する相談

内 容 うつに関する相談を受けることで、うつ病の予防及び治療継続や回復への支援を図る。原則月2回開催

対 象 市民

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	20	13	12	15	8
延来所者数(人)	32	34	24	23	9

⑤ アルコールに関する相談

内 容 アルコールが自殺を引き寄せることからアルコール関連問題の相談を受けることで、アルコール依存症の予防、治療継続や回復への支援を図る。原則月1回開催

対 象 市民

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	9	6	6	5	9
延来所者数(人)	29	11	16	9	12

⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による申請や通報の状況

単位:人

年 度	30	1	2	3	4
法第22条	—	—	—	—	—
法第23条	35	55	66	83	55
法第24条	6	1	2	6	7

※ 埼玉県坂戸保健所が実施する措置診察への協力

(2) 精神障害者社会復帰相談事業（ソーシャルクラブ）

内 容 回復途上にある精神障害者等がグループ活動を通じて仲間づくりを図るとともに、社会的な自立を目指す。

対 象 精神障害者等

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	44	45			
延参加者数（人）	275	74			

※ 令和2年3月で廃止

(3) 青年期ひきこもり事業

① ひきこもり親の会

内 容 ひきこもりの家族をもつ親たちが、ひきこもりについて理解し、家族の対応を学び、家族同士の意見を交換する中で自助機能を高め問題解決を図る。原則隔月開催

対 象 ひきこもりの当事者を抱える家族

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	5	—	1	6
延参加者数(家族)	64	46		7	18
延参加者数(人)	72	50		7	19

② ひきこもり公開講座

内 容 ひきこもりに関する正しい理解と知識の普及を図る。

対 象 市民

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	1	—	—	—	1
延参加者数(人)	36				30

Ⅲ 保健予防事業

(4) 普及啓発・組織支援

① 普及啓発

内 容 精神保健福祉や自殺対策に関する正しい理解と知識の普及を図る。

令和4年度

内容	部数	対象
広報川越9月号に『9月10日～16日は自殺予防週間』の記事を掲載	—	市民
『川越市民のしおり』に自殺の相談窓口を掲載	—	市民
鉄道3社による「命の大切さを伝える」鉄道キャンペーン（ポスター作品展）	—	川越駅・本川越駅利用者
相談窓口リーフレット配布	1,120部	庁内関係各課、市民センター、学校等
相談窓口周知用マグネットシートの公用車への掲示	128部	庁内関係各課

メンタルヘルス講演会

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	1	1	—	—	1
延参加者数(人)	230	42			20

ゲートキーパー養成研修

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	1	1	—	1	1
延参加者数(人)	32	17		16	17

② 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）の事業

内 容 駅における自殺防止キャンペーン

※ 令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

令和4年度は、JR川越駅、東武東上線川越駅及び西武新宿線本川越駅改札窓口で啓発ティッシュを配布

③ 出前講座

内 容 自殺対策や精神保健福祉に関する講座を行い、人材養成及び普及啓発を行う。

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	11	—	1	—
延参加者数（人）	176	132		23	

※ 令和2年度及び令和4年度は依頼なしのため未実施

④ 精神保健福祉関係機関研修

内 容 地域保健に携わる関係職員が精神保健福祉に関する知識を深め、相談技術の向上と、連携の強化を図る。

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	2	1	—	1	1
延参加者数（人）	139	24		9	16

※ 令和3年度及び令和4年度は、⑤精神保健福祉連絡会議と同時開催

⑤ 精神保健福祉連絡会議

内 容 法改正と現状を踏まえ、連絡会を通じて精神科病院と地域援助事業所、行政機関との連携を強化し、地域課題に対して問題意識を高め、地域づくりのネットワーク構築を図る。

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	1	—	1	1	1
延参加者数（人）	16		37	9	16

※ 令和3年度及び令和4年度は、④精神保健福祉関係機関研修と同時開催

Ⅲ 保健予防事業

⑥ 精神保健福祉家族教室（統合失調症編）

内 容 統合失調症を抱える家族に必要な知識や情報を提供し、家族同士の悩みをわかちあう機会とする。3回1クールで年1クール実施

対 象 市内在住で主に統合失調症を抱える家族

会 場 川越市保健所

年 度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	8	3	—	—	1
延参加者数(人)	101	34			38

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により1回1クールで実施

2 結核対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、結核患者に適正な医療を提供し、費用負担の軽減を図るよう事業を実施する。

また、市民への結核に対する正しい知識の普及啓発を行い、結核患者家族等に対しては健康診断を行う等、結核のまん延防止を図る。

(1) 定期健康診断

感染症法第 53 条の 2 に基づく健康診断の報告数

令和4年度 単位:人

	事業者	学校長	施設の長		市町村長	
			刑事施設	社会福祉施設	65歳以上	その他
健康診断受診者数	13,477	7,831	497	887	1,095	—
間接撮影者数	1,928	1,512	—	307	—	—
直接撮影者数	11,549	6,319	497	580	1,095	—
かくたん検査者数	13	—	—	1	—	—
QFT検査者数	—	—	—	—	—	—
被 発 見 者 数	結核患者	—	—	—	—	—
	潜在性結核感染者	—	—	—	—	—
	結核発病のおそれがあると診断された者	—	—	—	—	—

(2) 接触者の健康診断及び治療が終了した結核患者の管理検診

感染症法第 17 条に基づく結核患者の家族、同居者及び結核患者の接触者に対する健康診断並びに感染症法第 53 条の 13 に基づく治療が終了した結核患者に対する管理検診

年 度	30	1	2	3	4
開催回数(回)	52	26	16	17	15
来所人数(人)	211	93	48	36	38
受診券使用(件)	8	21	9	4	2

III 保健予防事業

令和4年度 単位:人

	受診者数	ツベルクリン反応	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	判定結果					QFT検査
						正常	要医療	予防内服	経過観察	その他	
管理検診(本人)	15	-	-	15	-	15	-	-	-	-	-
家族	11	-	-	11	-	8	-	1	2	-	39
家族以外(事業所等)	12	-	-	11	-	9	-	2	1	-	82
計	38	-	-	37	-	32	-	3	3	-	121

(3) 登録患者数(結核)

① 年齢階級別新規登録結核患者

令和4年 単位:人

	活動性結核								潜在性結核感染症
	総数	肺結核活動性						肺外結核活動性	
		総数	喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性	菌陰性・その他		
			総数	初回治療	再治療				
総数	27	21	12	11	1	8	1	6	9
男	15	13	7	6	1	5	1	2	7
女	12	8	5	5	-	3	-	4	2
0~4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	2
5~9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~29	4	2	-	-	-	2	-	2	-
30~39	2	1	1	1	-	-	-	1	-
40~49	2	1	1	1	-	-	-	1	1
50~59	3	3	1	-	1	2	-	-	1
60~69	3	2	-	-	-	1	1	1	-
70歳以上	13	12	9	9	-	3	-	1	5
年齢不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80歳以上(再掲)	9	8	7	7	-	1	-	1	3

② 病類による登録時患者分類(結核)

令和4年 単位:人

総数	肺結核	気管支結核	咽頭・喉核	粟粒結核	結核性胸膜炎	結核性膿胸	結核性リンパ管炎	結核性リンパ管炎	結核性髄膜炎	腸結核	脊椎結核	結核性骨・関節炎	腎・尿路結核	生殖器結核	皮膚結核	眼の結核	耳の結核	結核性腹膜炎	結核性心膜炎	その他の臓器
27	21	-	-	-	5	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-

※ 重複計上あり

③ 年末時患者登録数・受療状況（結核）

令和4年12月31日現在 単位：人

	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症	
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
				総数	初回治療	再治療							
総数	82	19	16	7	6	1	7	2	3	37	26	5	3
男	46	10	10	4	3	1	4	2	—	20	16	3	3
女	36	9	6	3	3	—	3	—	3	17	10	2	—
入院中	8	8	8	5	4	1	3	—	—	—	—	—	—
外来治療中	14	11	8	2	2	—	4	2	3	—	3	5	—
治療なし	60	—	—	—	—	—	—	—	—	37	23	—	3
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 感染症診査協議会及び結核医療費公費負担件数

感染症法第37条及び第37条の2に基づく申請のあったものについて感染症診査協議会（非公開）を開催し、感染症患者の適正な治療と公費負担制度の適用について診査する。

① 感染症診査協議会

年 度	30	1	2	3	4
開催回数	24	24	24	23	23
37条の2（通院）診査件数	122	79	63	55	61
37条（入院）診査件数	61	60	38	50	44

② 結核医療公費負担件数

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
37条の2（通院）支払	759	526	395	343	309
37条（入院）支払	72	69	40	57	46

(5) 結核患者・接触者等の調査・相談

結核患者に対しては療養支援を実施し、家族等に対しては検診の案内等継続的に相談を受ける。

① 結核患者、接触者に対する調査・相談

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
面接による調査・相談	143	101	32	24	30
電話・メール等による相談	1,139	1,151	739	468	705

Ⅲ 保健予防事業

② 結核患者の病状管理

結核患者の病状管理のために、医師・結核患者本人への文書等による調査を実施する。

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
医師への定期病状調査	—	1	—	—	1
患者本人への体調確認調査	122	113	107	96	82

(6) DOTS（直接服薬確認療法）事業

感染症法第53条の14に基づき、結核患者本人や結核患者を取り巻く状況を踏まえ、医療機関等関係者との連携により、包括的な服薬支援体制を整備し、治療中断のリスクをなくし、結核患者の治療完了率の向上を図る。

① DOTS対象者総数：45人

感染症法第37条の2該当：26人

感染症法第37条該当：19人

年 齢 別	性 別 (人)	
	男	女
1歳未満	—	—
1～9	3	1
10代	—	—
20代	2	2
30代	1	3
40代	2	1
50代	4	1
60代	2	1
70代	4	3
80代	7	5
90代	3	—
計	28	17

② 治療中断についてのリスク評価（重複計上）

令和4年度

リスク項目	人数（人）	45人中の割合（％）
1. 喀痰塗抹陽性（登録時）	19	42 %
2. 再発	2	4 %
3. 薬剤耐性あり	1	2 %
4. 抗結核薬の副作用あり	8	18 %
5. 合併症あり	21	47 %
6. 抗結核薬（PZA）の投与なし	27	60 %
7. アルコール問題あり	—	0 %
8. 治療中断歴あり	2	4 %
9. 精神・記憶・認知の障害あり	7	16 %
10. 高齢者（80歳以上）	14	31 %
11. 外国人	8	18 %
12. 住所不定者	1	2 %
13. 服薬支援者なし	20	44 %
14. 服薬継続に影響する経済的問題あり	1	2 %
15. 通院継続に影響する問題あり	4	9 %
16. 院内DOTSの実施なし・37条の2含む	36	80 %

③ DOTS事業訪問等実施集計

令和4年度 単位：件

導入訪問	来所面接	定期訪問	調整訪問	通院時に おける面 接DOTS	T E L D O T S	メー ル D O T S	F A X や 手紙等によ るD O T S	関係機 関との調 整
7	35	86	0	3	392	27	6	143

※ 導入訪問は、問題確認等のため担当保健師と2人で訪問

※ 関係機関との調整とは、例えばケアマネージャーとの連絡等

Ⅲ 保健予防事業

④ コホート検討会結果

治療期間終了の結核患者について、治療成績や支援方法について評価を行う。

令和4年度対象人数 36 人

単位：人

治 癒	-
治 療 完 了	28
転 出	2
治 療 中 断	-
転 症 除 外	1
その他（治療中止）	1
死 亡	4

（結核死亡 2人 、結核外死亡 2人）

(7) 結核予防費補助事業

感染症法に基づき私立学校等が行う結核定期健康診断に対し補助を行うことにより健診の受診率の向上を図る。

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
高 等 学 校	8	8	7	7	7
大 学	3	4	4	4	4
専 修 学 校	2	2	3	3	3
各 種 学 校	1	1	—	—	1
軽 費 老 人 ホ ー ム	1	1	1	1	1

3 感染症対策

感染症法に基づき、感染症予防のための各種事業を行い、感染の拡大を防止し、市民の健康保持を図るとともに、感染症患者に対して適切な医療の提供を図る。

(1) 感染症発生届受理件数

新型コロナウイルス等、一類、二類（結核を除く）、三類、四類、五類感染症 （全数把握分）発生状況

令和4年度 単位：件

感染症類型	疾患名	件数
新型コロナウイルス等感染症	新型コロナウイルス感染症	42,156
一類感染症	—	—
二類感染症	—	—
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	7
	パラチフス	1
四類感染症	レジオネラ症	4
五類感染症 （全数把握分）	アメーバ赤痢	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	3
	急性脳炎	8
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3
	後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	3
	水痘（入院例）	2
	梅毒	33

※ 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日から指定感染症に指定され、その後、令和3年2月13日から新型コロナウイルス等感染症に位置づけられた。

※ 新型コロナウイルス感染症の全数届出は、保健医療体制の強化・重点化を進めるために、令和4年9月26日から対象の見直しが行われている。

Ⅲ 保健予防事業

(2) 保菌検査

令和4年度 単位：件

感染症類型	件数	疾患名等	陽性者数
一類	—		—
二類	—		—
三類	44	腸管出血性大腸菌感染症、パラチフス (接触者及び本人陰性確認)	3

(3) 性感染症検査・相談

① 検査・相談回数及び合計人数

年 度	30	1	2	3	4
H I V 抗体即日検査・相談回数	14	9	10	6	4
性感染症検査・相談（午後）回数	12	10	11	8	4
性感染症検査・相談（夜間）回数	12	10	11	8	4
性感染症相談・結果返し回数	12	10	11	8	4
合 計 人 数	453	426	186	178	115

② 検査別件数

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
H I V 抗体即日検査	110	87	46	27	35
H I V 抗体検査	327	328	134	145	80
梅毒検査	325	326	136	147	80
クラミジア抗体検査	317	316	135	143	80
C型肝炎抗体検査	324	298	129	134	79
B型肝炎抗原検査	328	312	131	141	79

(4) 感染症電話等相談

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
感染症全般相談	636	3,046	42,133	16,652	35,854
性感染症相談	157	121	107	94	456
計	793	3,167	42,240	16,746	36,310

(5) 感染症予防啓発研修会の開催

① 感染症予防啓発のための研修会

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（主催）	3	4	3	—	4
実施回数（依頼対応）	22	23	11	14	21

i 研修会（主催）

令和4年度

開催日時	研 修 名 ・ 講 師	対象者	参加人数
10月5日	福祉施設関係者感染症予防研修会 第1回 ※オンライン研修 埼玉医科大学総合医療センター 感染制御室 感染管理認定看護師 池田知子氏	福祉施設関係者 (通所・入所施設)	92
10月20日	福祉施設関係者感染症予防研修会 第2回 ※オンライン研修 埼玉医科大学総合医療センター 感染制御室 感染管理認定看護師 池田知子氏	福祉施設関係者 (入所施設)	45
10月21日	福祉施設関係者感染症予防研修会 第3回 ※オンライン研修 埼玉医科大学総合医療センター 感染制御室 感染管理認定看護師 池田知子氏	福祉施設関係者 (通所施設)	62
11月28日	福祉施設関係者感染症予防研修会 フォローアップ ※オンライン研修 埼玉医科大学総合医療センター 感染制御室 感染管理認定看護師 池田知子氏	福祉施設関係者 (通所・入所施設)	58

III 保健予防事業

ii 研修会（依頼対応）

令和4年度

開催日時	研 修 名 ・ 講 師	対 象 者	参加人数
6月28日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	188
9月16日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	106
9月20日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	193
9月22日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	133
9月28日	性感染症予防について 埼玉医科大学総合医療センター産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	69
10月14日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	78
11月15日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	121
12月1日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	118
12月5日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	152
12月13日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	112
12月15日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内高等学校 生徒・教職員	890
12月20日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	439
1月12日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	144
1月16日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	184
2月2日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	130
2月7日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	156
2月20日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	170
2月27日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	51
2月28日	性感染症予防について 埼玉医科大学総合医療センター産婦人科 医師 増子寛子 氏	市内中学校 生徒・教職員	153
2月28日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	184
3月2日	性感染症予防について 埼玉医科大学地域医学推進センター 医師 高橋幸子 氏	市内中学校 生徒・教職員	166

(6) 光化学スモッグ健康被害の受理及び相談

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
健 康 被 害 受 理	—	—	—	—	—
電 話 相 談	—	—	—	—	—

Ⅲ 保健予防事業

IV 食品の安全性確保

食品・環境衛生課

IV 食品の安全性確保

1 食品衛生

飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業については、食品衛生法又は食品衛生に関する条例（埼玉県条例。以下同じ。）の規定による許可を要する（埼玉県条例の規定による許可は、令和3年6月1日付けで廃止となった。）。

川越市保健所では、食品等の衛生的安全性確保のため、営業許可申請時に施設の改善指導及び衛生教育を行うほか、管内食品衛生協会の育成指導を強化し、施設、食品等における自主管理の推進を行っている。

(1) 食品関係営業施設等数（業種数）の推移

年 度	30	1	2	3	4
食品営業許可を要する業種数	6,237	6,192	6,102	3,858	3,787
法によるもの	5,114	5,133	5,120	3,858	3,787
条例によるもの	1,123	1,059	982	-	-
許可を要しない業種数	345	390	426	1,782	1,947
計	6,582	6,582	6,528	5,640	5,734

(2) 食品衛生法に基づく許可施設数（業種数）

食品衛生法の規定に基づき、以下の業種について、次のとおり許可した。なお、令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正に伴い、旧食品衛生法（令和3年6月1日改正前の食品衛生法。以下「旧法」という。）及び改正食品衛生法（以下「新法」という。）に基づく営業許可に区分される。

IV 食品の安全性確保

① 旧法に基づく許可施設数（業種数）

令和4年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	更新許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	1,856				546
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	458				159
飲食店営業／仕出し・弁当屋	43				12
飲食店営業／旅館	10				3
飲食店営業／その他	1,345				372
菓子製造業	296				76
乳処理業	-				-
特別牛乳搾取処理業	-				-
乳製品製造業	3				-
集乳業	-				-
魚介類販売業	48				23
魚介類競り売り営業	-				1
魚肉練り製品製造業	-				-
食品の冷凍又は冷蔵業	11				4
缶詰又は瓶詰食品製造業	-				1
喫茶店営業	113				25
あん類製造業	1				-
アイスクリーム類製造業	2				-
乳類販売業	-				-
食肉処理業	16				5
食肉販売業	38				22
食肉製品製造業	4				2
乳酸菌飲料製造業	-				-
食用油脂製造業	2				-
マーガリン又はショートニング製造業	-				-
みそ製造業	1				-
しょうゆ製造業	1				-
ソース類製造業	1				-
酒類製造業	3				-
豆腐製造業	3				6
納豆製造業	2				-
麺類製造業	20				4
そうざい製造業	20				8
添加物製造業（法）	4				1
清涼飲料水製造業	1				-
食品の放射線照射業	-				-
氷雪製造業	1				-
氷雪販売業	-				-
計	2,447				724

② 新法に基づく許可施設数（業種数）

令和4年度
単位：件

営業の種類	施設数	新規許可数	継続許可数	許可数計	廃業
飲食店営業／計	1,088	573	-	573	26
飲食店営業／一般食堂・レストラン等	197	118	-	118	2
飲食店営業／仕出し・弁当屋	15	11	-	11	2
飲食店営業／旅館	5	3	-	3	-
飲食店営業／その他	871	441	-	441	22
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9	6	-	6	-
食肉販売業	30	20	-	20	1
魚介類販売業	30	17	-	17	-
魚介類競り売り営業	1	1	-	1	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
食肉処理業	5	3	-	3	1
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
菓子製造業	115	68	-	68	5
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	1	-	1	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食肉製品製造業	4	3	-	3	-
水産製品製造業	3	2	-	2	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	1	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	4	4	-	4	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	6	4	-	4	-
そうざい製造業	31	23	-	23	2
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	4	2	-	2	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	2	1	-	1	-
密封包装食品製造業	1	1	-	1	-
食品の小分け業	1	1	-	1	-
添加物製造業	3	1	-	1	-
計	1,340	731	-	731	35

IV 食品の安全性確保

(3) 新法に基づく届出施設数（業種数）

令和3年6月1日施行の食品衛生法の一部改正により、「営業許可」及び「届出対象外営業」に該当しない営業について、営業届出が規定された。これに伴い、川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出については、令和3年6月1日付けで廃止となった。

令和4年度

単位：件

営業の種類	施設数	新規届出	廃業
魚介類販売業	145	-	11
食肉販売業	184	2	12
乳類販売業	408	8	13
冰雪販売業	1	-	-
コップ式自動販売機	279	19	1
弁当販売業	9	3	1
野菜果物販売業	59	15	-
米穀類販売業	36	3	-
通信販売・訪問販売による販売業	1	-	-
コンビニエンスストア	60	9	3
百貨店、総合スーパー	71	16	2
自動販売機による販売業	112	19	4
その他の食料・飲料販売業	367	97	7
添加物製造・加工業	1	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	-
コーヒー製造・加工業	18	6	-
農産保存食料品製造・加工業	7	2	-
調味料製造・加工業	9	4	-
糖類製造・加工業	-	-	-
精穀・製粉業	7	1	-
製茶業	9	1	-
海藻製造・加工業	-	-	-
卵選別包装業	-	-	-
その他の食料品製造・加工業	44	8	1
行商	10	6	-
集団給食施設	96	17	4
器具、容器包装の製造・加工業	8	1	-
露天、仮設店舗等	-	-	-
その他	4	-	-
計	1,947	237	59

(4) 食中毒発生状況

令和4年度の食中毒発生状況は4件であった。

原因施設に対しては、営業停止等の行政処分、施設の消毒、従事者に対する衛生教育等を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めた。

川越市保健所では、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図るため、飲食店、食品製造施設等に対する監視指導を行うほか、市内に流通する食品等の収去等を行い、食中毒発生防止に努めている。

令和4年度

発生日	摂食者数(人)	患者数(人)	原因食品	病因物質	原因施設	措置
10月15日	1	1	不明	アニサキス	不明	-
10月17日	5	4	不明	カンピロバクター	飲食店	営業停止5日間
2月13日	2	1	刺身(いわし、赤貝)	アニサキス	販売店	営業停止1日間
3月20日	1	1	不明	サルモネラ属菌	不明	-

(5) 食品等事業者、市民等に対する衛生教育

食品等事業者、市民等に対し、講習会の実施、食中毒予防キャンペーンを通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めている。

年度	30		1		2		3		4	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
従事者	21	1,101	16	957	9	184	4	209	8	333
消費者	1	54	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	1,822	2	1,636	1	2,000	1	2,000	2	270
計	24	2,977	18	2,593	10	2,184	5	2,209	10	603

2 食品衛生監視業務

近年の食品製造及び加工技術の高度化、食品流通の広域化及び国際化、食品の多様化等に対処するため、計画的かつ効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導を推進し、各食品等事業者における自主管理体制の推進を基本とした監視、臨検、収去等(以下「監視等」という。)を実施している。

食品衛生監視業務概況

単位：件・検体

年度		30	1	2	3	4	
監視等	監視等業種数	3,078	2,557	1,606	665	1,024	
	無許可営業発見業種数	14	13	16	7	2	
	違反施設発見数	32	40	61	7	19	
	違反食品等発見数	-	-	-	-	-	
収去等	収去等検体数	297	266	178	150	189	
	不適数	試験検査不適数	4	3	1	1	-
		表示不適数	2	1	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-
		計	6	4	1	1	-
行政処分(食中毒処分を含む)		3	2	3	-	2	

IV 食品の安全性確保

(1) 違反食品等又は苦情等に対する調査

違反食品等の発見若しくは通報又は苦情等があった場合は、原因究明を図りながら、改善の指導を行っている。

また、必要に応じて、食品等の回収、廃棄、営業停止等の措置をとり、被害の拡大防止及び再発防止に努めている。

① 違反食品

令和4年度

措置日	食品分類	違反内容	原因施設	措置
-	-	-	-	-

※食品衛生法に違反し、処分したものはなし。

② 苦情（施設、食品等）等の件数

令和4年度

単位：件

	表示	異物	有症苦情	消費(賞味)期限切れ	異味・異臭 腐敗・変敗	その他	合計
市内施設	6	27	30	2	3	55	123
市外施設	-	1	6	-	1	2	10
検査数	-	-	-	-	-	-	-

(2) 食品関係営業施設等に対する監視等及び指導

食品関係営業施設等に対する監視等及び指導を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めている。

① 旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	30	1	2	3	4
	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
営業の種類					
飲食店営業	647	728	434	131	258
菓子製造業	150	149	118	64	65
乳処理業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	3	3	2	2
集乳業	-	-	-	-	-
魚介類販売業	563	344	212	123	111
魚介類競り売り営業	13	13	10	7	8
魚肉練り製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	7	8	3	5	10
缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-	-	-	-
喫茶店営業	119	130	66	35	35
あん類製造業	31	33	21	21	13
アイスクリーム類製造業	1	1	1	1	1
乳類販売業	205	175	87	14	-
食肉処理業	61	39	26	19	16
食肉販売業	245	168	121	41	30
食肉製品製造業	7	3	-	3	5
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	1	1	1	1
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	-	-	-	-	-
しょうゆ製造業	1	2	2	2	-
ソース類製造業	-	-	-	-	-
酒類製造業	1	1	1	-	1
豆腐製造業	5	7	1	-	1
納豆製造業	1	1	1	1	1
麺類製造業	17	13	11	4	4
そうざい製造業	18	18	11	11	7
添加物製造業（法）	1	1	-	1	2
清涼飲料水製造業	2	2	3	1	2
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
氷雪販売業	-	-	-	-	-
計	2,098	1,840	1,133	487	573

IV 食品の安全性確保

② 新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	単位：件	
	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	5	68
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-
食肉販売業	1	6
魚介類販売業	7	36
魚介類競り売り営業	-	2
集乳業	-	-
乳処理業	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-
食肉処理業	-	1
食品の放射線照射業	-	-
菓子製造業	3	21
アイスクリーム類製造業	-	-
乳製品製造業	-	-
清涼飲料水製造業	-	-
食肉製品製造業	-	-
水産製品製造業	-	-
氷雪製造業	-	-
液卵製造業	-	-
食用油脂製造業	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-
酒類製造業	-	-
豆腐製造業	-	-
納豆製造業	-	-
麺類製造業	1	3
そうざい製造業	-	2
複合型そうざい製造業	-	-
冷凍食品製造業	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-
漬物製造業	-	-
密封包装食品製造業	-	-
食品の小分け業	-	-
添加物製造業	-	-
計	17	139

③ 食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況

単位：件

年度	単位：件				
	30	1	2	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	1	1	-	-	-
こんにゃく類製造業	4	2	3	-	-
つけ物製造業	2	9	9	-	-
魚介類加工業	5	2	4	-	-
食料品販売業	919	629	438	49	-
小計	931	643	454	49	-
行商／計	-	-	-	-	-
魚介類	-	-	-	-	-
食料品	-	-	-	-	-
豆腐	-	-	-	-	-
計	931	643	454	49	-

④ 川越市食品衛生法施行条例で規定していた届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	30	1	2	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
給食施設／計	40	63	11	3	
給食施設／学校	7	5	2	1	
給食施設／病院・診療所	7	5	-	-	
給食施設／事業所	5	9	-	2	
給食施設／その他	21	44	9	-	
食品、容器包装等製造業	9	11	8	-	
計	49	74	19	3	

⑤ 新法に基づく届出施設に対する監視等の状況

単位：件

年度	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	3	7
食肉販売業	18	34
乳類販売業	20	44
氷雪販売業	-	-
コップ式自動販売機	11	9
弁当販売業	-	-
野菜果物販売業	20	89
米穀類販売業	5	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-
コンビニエンスストア	-	2
百貨店、総合スーパー	7	23
自動販売機による販売業	-	2
その他の食料・飲料販売業	16	71
添加物製造・加工業	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-
コーヒー製造・加工業	1	-
農産保存食料品製造・加工業	-	-
調味料製造・加工業	-	1
糖類製造・加工業	-	-
精穀・製粉業	1	-
製茶業	-	-
海藻製造・加工業	-	-
卵選別包装業	-	-
その他の食料品製造・加工業	6	6
行商	-	-
集団給食施設	1	23
器具、容器包装の製造・加工業	-	-
露天、仮設店舗等	-	-
その他	-	1
計	109	312

IV 食品の安全性確保

(3) 食品等の収去等

市内で製造、販売等される食品等について、収去等を実施している。

検査項目	食品分類		魚介類等										肉・卵類及びその加工品										乳製品										
	魚	貝	魚介類等	無加熱	凍結前加熱	凍結前未加熱	生食用冷凍	その他冷凍	魚肉練り	魚肉ハム・ソーセイジ	魚介類	その他魚介類	鶏類	豚類	牛肉及び豚肉	卵類	乾燥肉	非加熱肉	特定加熱肉	加熱肉	その他肉	その他の肉卵類	牛乳	生乳	脱脂乳	加工乳(乳脂肪3%未満)	加工乳(乳脂肪3%以上)	その他	発酵乳	乳酸飲料	バター・チーズ・クリーム	その他の乳製品	
検査項目	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数	項目数		
検 体 数	189	19	4	1	-	-	-	-	-	10	5	-	6	-	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5			
項 目 数	4041	301	9	2	-	-	-	-	-	50	30	-	204	-	-	-	18	64	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	5				
食品添加物	甘 味 料	63	-	-	-	-	-	-	-	10	5	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	着 色 料	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	保 存 料	239	-	-	-	-	-	-	-	30	15	-	-	-	-	-	6	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	糊 料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	漂 白 剤	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	発 色 剤	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	酸 化 防 止 剤	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	防 か び 剤	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
品 質 保 持 剤	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他 の 食 品 添 加 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
微生物検査	細 菌 数	32	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	大 腸 菌 群	50	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-		
	E . c o l i	9	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	乳 酸 菌 数	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-		
	そ の 他 の 細 菌 検 査	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-		
	真 菌 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	病 原 細 菌	86	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恒 温 試 験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
そ の 他 の 微 生 物 検 査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
汚 染 物	酸 化 ・ 過 酸 化 物 価	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	重 金 属	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	抗 生 物 質	28	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 成 抗 菌 剤	394	232	-	-	-	-	-	-	-	-	162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	抗 寄 生 虫 剤	28	16	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ホ ル モ ン 剤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 動 物 用 医 薬 品	42	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	残 留 農 薬	2777	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	P C B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 銀 化 合 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放 射 能	20	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
有 機 ス ズ 化 合 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 汚 染 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カビ毒	ア フ ラ ト キ シ ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の カ ビ 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
貝毒	麻 痺 性 貝 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	下 痢 性 貝 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 貝 毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
遷 任 子 組 換 え 食 品	大 豆	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ジ ャ ガ イ モ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	パ パ イ ヤ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ト ウ モ ロ コ シ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	乳 等 理 化 学 試 験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	異 物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	天 然 有 毒 物	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鮮 度 検 査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 分 活 性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蛍 光 染 料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	キ ノ コ 鑑 定 試 験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の 化 学 物 質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注) () は不適数(表示不適等は含まず)

IV 食品の安全性確保

(4) 埼玉川越総合地方卸売市場に対する監視指導

食品の流通拠点である埼玉川越総合地方卸売市場については、早朝から開始される取引前に市場内を巡回し、食品等の衛生管理に関する監視指導、食品等の表示の点検、有毒有害魚介類、有毒植物等の発見を行い、必要に応じ、回収、廃棄等の措置を講じている。

また、仲卸業者等の店頭には並べられている取引後の食品等における衛生管理、表示等についても、監視指導を実施し、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図っている。

また、市場内に流通する鮮魚介類、野菜、加工食品等の収去等を実施している。

① 市場内の旧法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	30	1	2	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	44	29	21	12	7
菓子製造業	-	-	-	-	-
乳処理想業	-	-	-	-	-
特別牛乳搾取処理想業	-	-	-	-	-
乳製品製造業	-	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
魚介類販売業	475	229	156	92	78
魚介類競り売り営業	2	3	4	4	4
魚肉練り製品製造業	-	-	-	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業	-	-	-	-	-
缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-	-	-	-
喫茶店営業	42	37	28	25	21
あん類製造業	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-	-	-	-
乳類販売業	84	42	26	4	-
食肉処理想業	43	21	13	9	8
食肉販売業	151	61	65	24	15
食肉製品製造業	-	-	-	-	-
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	-	-	-	-	-
しょうゆ製造業	-	-	-	-	-
ソーシ類製造業	-	-	-	-	-
酒類製造業	-	-	-	-	-
豆腐製造業	-	-	-	-	-
納豆製造業	-	-	-	-	-
麺類製造業	-	-	-	-	-
そうざい製造業	-	-	-	-	-
添加物製造業（法）	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-	-	-
氷雪販売業	-	-	-	-	-
計	841	422	313	170	133

② 市場内の新法に基づく許可を要する営業施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数
飲食店営業	-	3
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	-	-
食肉販売業	-	2
魚介類販売業	6	29
魚介類競り売り営業	-	1
集乳業	-	-
乳処理業	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-
食肉処理業	-	-
食品の放射線照射業	-	-
菓子製造業	-	-
アイスクリーム類製造業	-	-
乳製品製造業	-	-
清涼飲料水製造業	-	-
食肉製品製造業	-	-
水産製品製造業	-	-
氷雪製造業	-	-
液卵製造業	-	-
食用油脂製造業	-	-
みそ又はしょうゆ製造業	-	-
酒類製造業	-	-
豆腐製造業	-	-
納豆製造業	-	-
麺類製造業	-	-
そうざい製造業	-	-
複合型そうざい製造業	-	-
冷凍食品製造業	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-
漬物製造業	-	-
密封包装食品製造業	-	-
食品の小分け業	-	-
添加物製造業	-	-
計	6	35

③ 市場内の食品衛生に関する条例に基づく許可を要する営業施設等に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	30	1	2	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数	監視等延数
菓子種製造業	-	-	-	-	-
こんにやく類製造業	-	-	-	-	-
つけ物製造業	-	-	-	-	-
魚介類加工業	-	-	-	-	-
食料品販売業	620	280	182	28	-
小計	620	280	182	28	-
行商/計	-	-	-	-	-
魚介類	-	-	-	-	-
食料品	-	-	-	-	-
豆腐	-	-	-	-	-
計	620	280	182	28	-

IV 食品の安全性確保

④ 市場内の新法に基づく届出施設に対する監視等の状況（再掲）

単位：件

年度	年度	
	3	4
営業の種類	監視等延数	監視等延数
魚介類販売業	-	-
食肉販売業	13	20
乳類販売業	7	10
冰雪販売業	-	-
コップ式自動販売機	5	6
弁当販売業	-	-
野菜果物販売業	9	65
米穀類販売業	-	-
通信販売・訪問販売による販売業	-	-
コンビニエンスストア	-	-
百貨店、総合スーパー	-	-
自動販売機による販売業	-	-
その他の食料・飲料販売業	12	37
添加物製造・加工業	-	-
いわゆる健康食品の製造・加工業	-	-
コーヒー製造・加工業	-	-
農産保存食料品製造・加工業	-	-
調味料製造・加工業	-	-
糖類製造・加工業	-	-
精穀・製粉業	-	-
製茶業	-	-
海藻製造・加工業	-	-
卵選別包装業	-	-
その他の食料品製造・加工業	-	-
行商	-	-
集団給食施設	-	-
器具、容器包装の製造・加工業	-	-
露天、仮設店舗等	-	-
その他	-	-
計	46	138

(5) 食鳥処理場に対する監視指導

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥の異常の有無の確認、廃棄等の措置、食鳥処理場に対する施設基準、衛生管理等についての監視指導を実施している。

年度	30	1	2	3	4
大規模食鳥処理場数（件）	-	-	-	-	-
認定小規模食鳥処理場数（件）	4	4	4	4	3
監視指導件数（件）	8	6	5	4	3
処理羽数（羽）	182,464	163,597	132,877	128,424	115,952
適合羽数（羽）	181,120	162,479	131,958	126,306	115,235
適合羽数／処理羽数（％）	99.3	99.3	99.3	98.4	99.4

V 生活環境の確保

食品・環境衛生課

V 生活環境の確保

1 衛生的な生活環境の確保

(1) 環境衛生関係施設数及び監視件数

単位：施設.件.回

施設の内訳	30			1			2			3			4		
	施設数	・許可・届出登録数	監視指導回数	施設数	・許可・届出登録数	監視指導回数	施設数	・許可・届出登録数	監視指導回数	施設数	・許可・届出登録数	監視指導回数	施設数	・許可・届出登録数	監視指導回数
墓地	650	-	-	650	1	2	650	-	-	650	-	-	650	-	-
納骨堂	7	-	-	7	-	-	7	1	1	7	-	-	7	-	-
火葬場	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
特定建築物	76	2	5	78	2	1	79	2	12	79	1	-	80	1	-
【登録業】															
清掃業	18	2	2	18	2	2	18	-	-	18	5	5	18	6	6
空気環境測定業	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	1	1	1	-	-
飲料水水質検査業	2	1	1	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
飲料水貯水槽清掃業	21	6	6	20	-	-	21	1	1	21	1	1	20	4	4
ねずみ昆虫等防除業	3	-	-	2	-	-	2	2	2	3	1	1	3	-	-
総合管理業	9	2	2	10	2	2	10	-	-	9	3	3	9	-	-
空気調和用ダクト清掃業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
排水管清掃業	3	-	-	4	2	2	5	2	2	5	-	-	5	1	1
専用水道	27	1	4	30	3	4	31	3	4	31	1	1	33	1	6
簡易専用水道	-	-	13	-	-	3	-	-	1	-	-	2	-	-	9
自家用水道	5	-	1	5	-	-	5	-	-	5	-	-	5	-	-
小規模受水槽水道	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【化製場等】															
化製場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
畜舎、家きん舎施設	-	-	-	-	-	-	21	21	-	23	2	-	24	1	1

※ 令和4年度の専用水道施設数は、市内にある国所管施設を含む数。

※ 簡易専用水道、小規模受水槽水道については届出等の制度がないため、施設数等は把握していない。

※ 令和2年度の畜舎、家きん舎施設の新規許可数及び施設数は、化製場等に関する法律第9条第4項に基づく数。

V 生活環境の確保

(2) 環境衛生関係営業施設数及び監視件数

単位：施設.件.回

年度 施設の内訳	30			1			2			3			4			
	施設数	又は新規届出許可数	監視指導回数	施設数	又は新規届出許可数	監視指導回数	施設数	又は新規届出許可数	監視指導回数	施設数	又は新規届出許可数	監視指導回数	施設数	又は新規届出許可数	監視指導回数	
理容所	228	3	37	226	4	20	226	8	9	222	-	4	218	3	7	
美容所	611	43	91	626	38	69	634	37	44	667	53	68	669	42	65	
グク 所 リ ー ン	計	184	4	32	169	-	20	166	8	13	160	2	10	158	1	32
	一般	66	1	18	64	-	8	59	2	5	59	-	5	58	-	7
	取次	112	3	14	99	-	12	100	6	8	94	2	5	92	-	24
	特定	6	-	-	6	-	-	7	-	-	7	-	-	8	1	1
興行場	計	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-	6	-	-
	一般	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	その他	26	1	24	28	2	33	26	-	11	24	2	7	25	2	13
旅館業	計	40	1	7	46	8	45	48	4	5	51	3	14	51	-	4
	一般	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	その他	26	1	24	28	2	33	26	-	11	24	2	7	25	2	13

(3) プール維持管理指導

「川崎市プールの安全安心要綱」に基づき、施設及び水質の維持・管理の状況について監視を行い、その基準に適合しないものに対して必要な指導又は勧告をし、プールの整備改善を図っている。

単位：施設.面.回.件

年度 区分	30			1			2			3			4		
	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営	計	公営	民営
施設数	12	5	7	12	5	7	11	4	7	10	4	6	11	5	6
プールの数	27	18	9	27	18	9	26	17	9	24	17	7	25	18	7
監視指導回数	14	8	6	13	8	5	4	-	4	1	1	-	6	5	1
勧告等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 衛生害虫等に係る相談

近年、住宅環境の変化に伴い、室内外等に発生した虫の鑑別及び駆除方法などの相談が増加している。

単位：件

年度	種類	計	ネズミ	ダニ類	ゴキブリ	シロアリ	蜂類	不快害虫	その他
30		399	37	4	1	4	330	17	6
1		302	31	3	-	4	247	11	6
2		246	27	2	1	-	207	6	3
3		201	18	1	2	1	161	11	7
4		197	21	1	1	2	141	21	10

(5) 水害時消毒実施状況（箇所数）

単位：箇所

年度	30	1	2	3	4
実施件数	-	797	-	-	25

2 動物の適正な飼養管理

(1) 野犬捕獲・収容等

近年、放し飼いの犬の取締りや捕獲、所有者の判明しない犬の苦情、その他近隣の住民から「鳴き声がうるさい」「悪臭・不潔」といった飼養管理上の苦情も多くなっている。これらの多様化する住民の行政需要に対応するため、動物の適正な飼養管理指導等の推進により事故防止対策を図っている。

収容状況					処分状況					
単位：頭					単位：頭					
年度	収容犬数 (頭)	収容犬の内訳			年度	処分数 (頭)	処分の内訳			
		捕獲 犬数	所有者 放棄数	薬物使用に よるもの			動物指導 センター 送致数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数
30	69	52	17	-	30	68	1	38	3	26
1	50	45	5	-	1	50	-	31	1	18
2	30	27	3	-	2	31	1	17	1	12
3	33	33	-	-	3	33	-	25	-	8
4	22	15	7	-	4	21	-	10	-	11

※ 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、収容犬数と合致しない場合がある。

(2) 犬に関する苦情・相談件数

苦情・相談の内訳	年度				
	30	1	2	3	4
捕獲依頼	12	15	17	18	16
犬の引取り依頼	65	57	39	33	25
放飼いの取締り依頼	23	17	6	9	6
咬傷事故関係	10	9	20	15	15
家畜・農作物の被害	-	-	-	-	-
糞尿関係	11	14	19	14	9
鳴き声関係	33	25	40	26	37
その他	28	24	19	16	11
計	182	161	160	131	119

(3) 行方不明犬に関する問い合わせ件数

問い合わせの内訳	年度				
	30	1	2	3	4
行方不明の犬の照会	83	55	40	39	27
迷い犬保護の照会	26	33	19	15	6

V 生活環境の確保

(4) 犬の新規登録・狂犬病予防注射実施頭数・咬傷事故発生状況

犬の登録と狂犬病予防注射を推進することにより、狂犬病の発生を防止する。

項目 年度	年度末 登録頭数(頭)	新規 登録頭数(頭)	狂犬病予防注射頭数(頭)			咬傷事故 発生件数(件)
			計	集合	個別	
30	16,186	1,225	12,293	3,567	8,726	11
1	16,105	1,191	12,437	3,358	9,079	17
2	15,790	1,207	10,896	-	10,896	20
3	15,440	1,311	12,000	2,426	9,574	13
4	15,473	1,328	12,034	2,386	9,648	12

(5) 猫の引取り・収容数

飼えなくなった猫の引取りの受付及び所有者不明猫の収容を行っている。また、引取時には、必要に応じ繁殖制限に関する指導を行っている。

収容状況				単位：頭		処分状況				単位：頭	
年度	収容猫数 (頭)	内 訳		年度	処分数 (頭)	内 訳					
		所有権 放棄数	所有者 不明猫			動物指導 センター 送致数・致死数	飼い主 返還数	収容後 死亡数	譲渡数		
30	91	26	65	30	77	-	-	20	57		
1	68	20	48	1	80	1	-	10	69		
2	72	18	54	2	74	3	1	13	57		
3	64	25	39	3	60	-	2	9	49		
4	43	11	32	4	40	-	1	11	28		

※ 処分数については、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越しが関係するため、収容猫数と合致しない場合がある。

(6) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する補助金交付事業

飼い主のいない猫の繁殖抑制を図り、地域の良い生活環境の促進を図っている。

年度	30	1	2	3	4
交 付 数	41	94	80	65	60

※ 平成 29 年度から事業開始

(7) 猫に関する苦情・相談件数

猫の飼い方に関する相談等又は不適正な飼養管理に対する指導を行っている。

単位：件

苦情・相談の内訳	30	1	2	3	4
飼養管理関係	18	7	8	8	6
繁殖抑制	1	1	7	20	14
疾病及びその他の予防	-	-	-	-	2
譲り受け希望	24	43	37	42	24
死亡した猫の処理	1	2	6	7	2
捕獲依頼	2	7	3	2	5
飼養放棄猫の引取り	15	15	7	12	10
迷い猫相談	145	114	112	101	93
野良猫相談	24	40	31	32	8
捨て猫相談	3	4	2	-	-
糞尿に関する苦情	33	33	49	43	16
鳴き声に関する苦情	6	4	5	5	1
悪臭に関する苦情	5	5	5	3	10
人獣共通感染症	-	-	-	-	-
多頭飼育に関する苦情	18	12	11	14	8
その他	29	19	21	39	1
計	324	306	304	328	200

(8) 負傷動物の収容

路上等で負傷している家庭動物（野生動物を除く）の収容を行っている。

単位：頭

年度	収容総数	犬	猫	その他
30	47	1	44	2
1	36	-	36	-
2	51	1	50	-
3	38	1	37	-
4	27	-	27	-

V 生活環境の確保

(9) 特定動物の飼養保管許可

特定動物の飼養保管を許可制にすることにより、適正な飼養保管及び危害の防止を図っている。

年度	施設数	種類
30	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
1	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
2	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
3	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター
4	2	ワニガメ ヨウスコウアリゲーター

(10) 動物取扱業の登録

動物の健康及び安全を保持するため、適正な飼養・保管について指導を行っている。

年度	施設数	業 種 内 訳(件)					計
		販 売	保 管	貸出し	訓 練	展 示	
30	120	53	75	9	18	7	162
1	128	59	78	12	21	8	178
2	137	63	84	11	22	7	187
3	130	56	84	10	22	8	180
4	130	56	81	7	21	9	174

(11) 普及・啓発

動物の適正飼養の普及啓発を目的として、講習会等を行っている。

単位：回・人

事業名		年度	30	1	2	3	4	対象者
		回数						
犬のしつけ方講座	回数	1	-	-	-	-	1	一般市民
	延参加人数	24	-	-	-	-	21	
猫の飼い方講座	回数	1	1	-	-	-	1	一般市民
	延参加人数	27	33	-	-	-	25	

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和元年度は犬のしつけ方講座の開催を、令和2年度及び3年度は犬のしつけ方講座及び猫の飼い方講座の開催を中止とした。

VI 食品・水質・感染症等の検査

衛生検査課

VI 食品・水質・感染症等の検査

1 食品等の検査

単位：検体.項目

区分		年度		30	1	2	3	4
		検体数	項目数					
収 去 査	理 化 学 査	検体数		182	164	102	88	137
		項目数		4,264	4,703	2,711	3,566	3,852
	微 生 物 査	検体数		176	153	105	85	74
		項目数		475	422	305	238	189
苦 情 査	理 化 学 査	検体数		1	-	-	2	-
		項目数		1	-	-	2	-
	微 生 物 査	検体数		1	2	-	-	-
		項目数		1	2	-	-	-

2 食中毒等の検査

単位：検体.項目

区分		年度		30	1	2	3	4
		検体数	項目数					
検 体 数				426	51	138	4	42
項 目 数				2,188	304	996	44	169

3 水質の検査

単位：検体.項目

区分		年度		30	1	2	3	4
		検体数	項目数					
飲 用 水 等	検体数			82	77	84	82	89
	項目数			1,066	1,001	1,056	994	1,122
プ ール 水 等	検体数			27	27	15	20	24
	項目数			94	90	34	62	77
浴 槽 水 等	検体数			22	56	13	20	17
	項目数			22	56	13	20	17

VI 食品・水質・感染症等の検査

飲用水等水質検査数及び結果

単位：検体

		年度				
		30	1	2	3	4
上水道	適	23	19	18	22	18
	不適	-	-	-	1	1
	判定不能※	-	-	-	-	-
	計	23	19	18	23	19
専用水道	適	2	-	1	-	-
	不適	-	-	-	-	-
	判定不能※	-	-	-	-	-
	計	2	-	1	-	-
簡易専用水道	適	3	4	3	2	4
	不適	-	-	-	-	1
	判定不能※	-	-	-	-	-
	計	3	4	3	2	5
その他の水道	適	7	4	11	8	4
	不適	-	-	-	-	-
	判定不能※	-	-	-	-	-
	計	7	4	11	8	4
井水	適	35	41	44	37	48
	不適	9	9	7	7	12
	判定不能※	3	-	-	5	1
	計	47	50	51	49	61
計	適	70	68	77	69	74
	不適	9	9	7	8	14
	判定不能※	3	-	-	5	1
	計	82	77	84	82	89

※ 残留塩素異常高値（1.5ppm）の場合は味の検査は行わず「判定不能」としている。

4 感染症の検査

単位：検体、項目

区分		年度				
		30	1	2	3	4
性 感 染 症	検 体 数	453	87	46	27	35
	項 目 数	2,048	87	46	27	35
その他の感染症 (新型コロナウイルス感染症)	検体数	483	581 (120)	6,900 (6,832)	7,696 (7,535)	2,589 (2,412)
	項目数	483	581 (120)	6,900 (6,832)	7,699 (7,535)	2,600 (2,412)

※ 性感染症検査は令和元年度よりH I V即日検査のみ実施

5 家庭用品等の検査

単位：検体、項目

区分		年度				
		30	1	2	3	4
乳幼児用繊維製品	検 体 数	12	12	—	12	12
	項 目 数	12	12	—	12	12
健 康 食 品	検 体 数	13	13	—	13	13
	項 目 数	48	48	—	48	48

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため中止

(注) 表1から5に掲げた検体、項目数は年度内に受付した数である。

VI 食品・水質・感染症等の検査

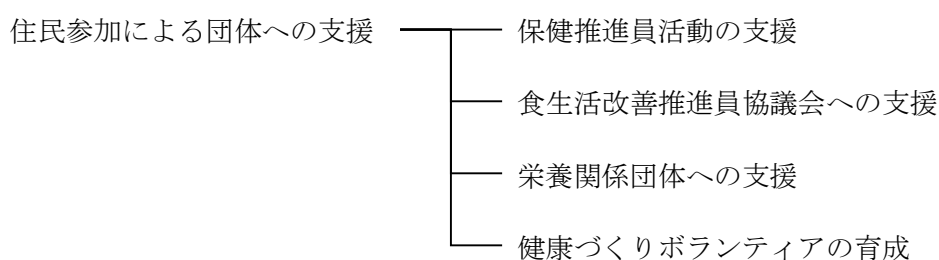
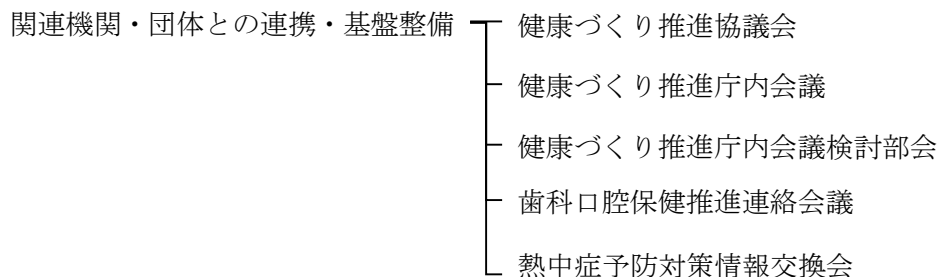
VII 健康づくり支援事業

健康づくり支援課

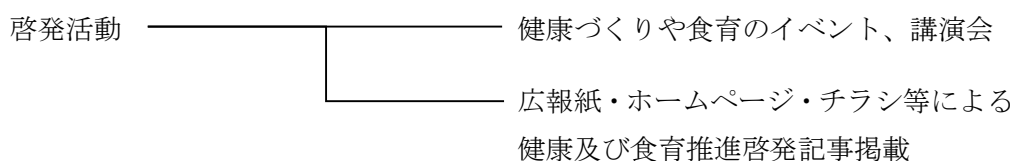
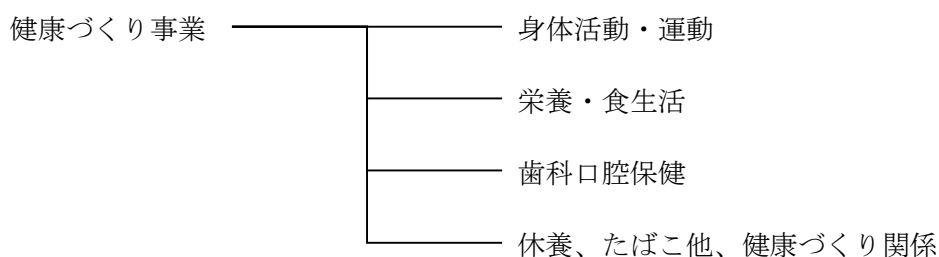
Ⅶ 健康づくり支援事業

1 事業概要

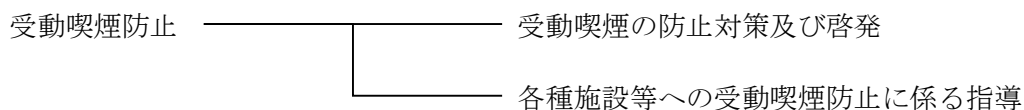
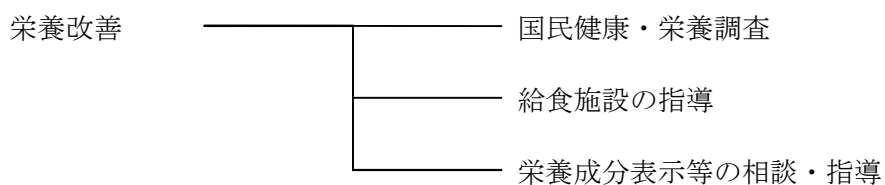
《健康づくりの基盤整備》



《保健サービス》



《その他》



VII 健康づくり支援事業

2 運動指導事業

(1) 健康教室

	事業名	内容	回数	人数
成人保健事業	シェイプアップ運動教室	メタボリックシンドローム解消のための運動を体験し、日常生活において実践するための方法を指導する教室を実施する。	18	224
	共催事業	団体との共催で運動をテーマにした健康教室を実施する。	-	-
	依頼事業	PTAなど団体からの依頼を受けて、運動をテーマにした健康教室を実施する。	9	266
介護予防事業	体カアップ倶楽部（初級編）	65歳以上の方を対象に介護予防を目的とした運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などについて学ぶ	48	616
	体カアップ倶楽部（中級編）	65歳以上の方を対象に介護予防を目的とした運動機能向上を図るための方法を学ぶ	-	-

(2) 健康マイレージ事業（県との共同事業）

- ・ウォーキングを楽しく続けて、健康づくりが進められるように支援する。

参加者数 6,921 人

- ・ウォーキング&アプリ登録講習会 2回 58人
- ・くるっと水上公園ウォーキングラリー 101人

(3) ラジオ体操

- ・ラジオ体操講習会

目的 運動習慣をつくるきっかけづくりとして、ラジオ体操の正しい動きを学ぶ。

年度	30	1	2	3	4
実施回数	2	2	-	-	1
参加人数	345	158	-	-	47

会場 川越運動公園総合体育館、ウェスタ川越

※令和4年度は、親子向けの講習会として実施

3 栄養改善事業

(1) 栄養改善事業一覧

	事業名	主な内容	回数	人数
母子保健事業	プレ・パパママスクール	妊娠中に気を付けたい食事のポイントについて	-	-
	各教室時の相談、電話相談、来所相談、訪問	妊娠中の食事の気がりについて個別で相談	1	1
	離乳食教室(主催)	離乳食の進め方についてと試食	14	273
	離乳食教室(共催)	子育て支援センター等との共催による離乳食の進め方と歯みがき指導	8	132
	おやつと歯みがき教室	幼児と保護者によるおやつ作りと歯みがきの実習	3	35
	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	-	-
	食物アレルギー講演会	医師による食物アレルギーについての講演	1	119
	4か月児健診時の離乳食指導	離乳食の進め方について	48	2,014
	2歳児親子歯科健診時の栄養指導	2歳児の食事のポイントとおやつのあるかた	6	74
	発育発達クリニック	離乳食、幼児食等の気がりについて個別で相談	-	-
	乳幼児相談		49	71
	4か月健診時の相談		30	60
	1歳6か月児健診時の相談		48	196
	各教室時の相談		27	170
	電話相談、来所相談、訪問		150	150
	共催の教室	団体、公民館等との共催による栄養教室	2	23
	就学時健康診断	朝食の大切さについての啓発チラシの配布	32	2,837
成人保健事業	からだうれしい食事教室	生活習慣病予防の食生活について	5	46
	シェイプアップ運動教室	健康づくりにおける運動と食事の重要性について	6	81
	共催の教室	団体、公民館等との共催による栄養教室、調理実習等	4	45
	特定健診・保健指導	個別による栄養相談	1	1
	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	2	21
	各種教室の相談、電話相談、来所相談	病態別食事のポイントについて個別で相談	34	63
介護予防事業	体力アップ倶楽部(初級編)	高齢者の栄養改善についての講義	12	156
	体力アップ倶楽部(中級編)		-	-
	出前講座	公民館、サークル等からの依頼による栄養講座	2	40
	各種教室の相談、電話相談、来所相談	介護予防の栄養のポイント等についての個別相談	93	292
団体への支援	川越市食生活改善推進協議会	会員対象の研修会開催、協議会活動への技術的支援	7	119
	川越市保健推進員協議会		4	64
	川越市保健所管内栄養士研究会	役員会、施設見学、研修会等 研究会活動への支援	6	112
	地域活動栄養士PFCの会		9	63
その他	給食施設指導	巡回指導、研修会の開催、個別相談等	87	609
	食品製造者指導事業	栄養成分表示等の相談に応じる	33	33
	国民健康・栄養調査	調査の実施、集計等	1	19

Ⅶ 健康づくり支援事業

(2) 給食施設指導

健康増進法に基づき、給食施設に対して巡回指導、研修会の開催、個別相談等を実施。

(3) 栄養関係団体育成

① 川越市食生活改善推進員協議会

a. 活動目的

協議会員の連携を密にして、食生活改善を普及し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

b. 活動内容

- ・ 資質向上のための研修会に参加（川越市主催）
- ・ 調理実習の開催（よい食生活をすすめるための調理実習等）
- ・ 公民館、社会福祉協議会等 他団体事業に協力（調理実習等）
- ・ 埼玉県食生活改善推進連絡協議会活動への参加

c. 会員数 58名（令和5年4月1日現在）

d. 設立 平成10年7月6日

② 地域活動栄養士 PFCの会

a. 活動目的

地域活動を通して食生活の向上等、地域の健康管理に寄与し、併せて会員の資質向上と親睦を図ることを目的とする。

b. 活動内容

- ・ 幼児へのエプロンシアター等を媒体とした栄養教育を主に、全ライフステージを対象として生活習慣病予防のための栄養指導を実施
- ・ 自主勉強会の開催
- ・ 埼玉県栄養士会 地域活動栄養士協議会活動への参加

c. 会員数 12名（令和5年3月31日現在）

d. 設立 平成8年4月1日
(平成15年度 埼玉県川越保健所から川越市保健所に事務局移管)

③ 川越市保健所管内栄養士研究会

a. 活動目的

給食施設における衛生管理並びに栄養管理について研鑽にはげみ、これらの管理面の向上と改善に努め、併せて会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

b. 活動内容

- ・自主勉強会、研修会等の開催

c. 会員数 33 施設（令和5年6月26日現在）

(4) 食環境づくり推進事業

目 的 働き・子育て世代の健康無関心層が望ましい食習慣の習得ができるとともに健康に配慮した食品が意識せずに手に入るような自然に健康になれる食環境づくりを目的とする。

Ⅶ 健康づくり支援事業

4 歯科保健事業

(1) 歯科保健事業一覧

	事業名	内 容	回数	人数
母子 保 健 事 業	妊産婦歯科健診	歯科検診と個別の歯みがき指導	7	107
	離乳食教室	離乳食の進め方と口の中のお手入れ	9	180
	幼児のおやつと歯みがき教室	幼児と保護者によるおやつ作りと歯みがきの実習	3	35
	出前講座	公民館等からの依頼による歯科保健講座	8	126
	乳幼児相談、各種教室後、電話等	歯や口に関すること、歯みがきについて個別で相談	118	196
	1歳6か月児健康診査	歯科検診	48	2,209
		集団の歯みがき指導		1,447
	2歳児親子歯科健診	2歳児への歯科検診、個別の歯みがき指導	6	120
		希望する保護者に対する歯科検診		74
	3歳児健康診査	歯科検診	48	2,289
個別の歯科相談		148		
	幼児のむし歯予防推進事業※	市立保育園園児に対するフッ化物洗口や啓発事業等	—	—
成 人 ・ 介 護 予 防 事 業	成人歯科健診	歯科検診及び個別の歯みがき指導	—	—
	歯周病検診	歯科検診（委託医療機関で受診）	—	428
	からだうれしい食事教室	生活習慣病予防の食生活と歯の健康について	5	46
	体カアップ倶楽部（初級編）	高齢者の口腔機能向上についての講義と実技	12	149
	体カアップ倶楽部（中級編）		—	—
	依頼事業	自治会、老人会等からの依頼による歯科保健講座	—	—
		各種教室後、電話、来所相談等	歯や口に関することについて個別で相談	—
そ の 他	健康づくり団体への支援	健康づくり団体への支援	—	—
	障害者（児）歯科保健事業※	障害者（児）歯科保健基盤整備事業	—	—

※は、別掲

(2) 歯科保健事業の主なもの

① 予防啓発事業

a. フッ化物塗布事業

年度	30	1	2	3	4
実施回数	12	10	1	4	6
参加人数	486	343	33	101	120

※ 歯ッピーフェスティバル、健康まつりで実施

※ 平成26年度から、2歳児親子歯科健診においても開始

b. フッ化物洗口事業

年度	30	1	2	3	4
実施回数	2	2	—	—	—
参加人数	507	616			

※ 歯ッピーフェスティバル、健康まつりで実施

② 歯科保健基盤整備事業

a. 幼児のむし歯予防推進事業

目的 市内私立保育園、幼稚園並びに市立保育園の希望する施設を対象としたフッ化物洗口事業や啓発事業を通して、母子歯科保健分野の基盤整備の推進を図る。

年度	会議・研修・関係機関との調整等(回)	保健指導(回)	フッ化物洗口事業	
			園児数(人)	実施園児数(人)
30	13	146	1,448	1,405
1	11	135	1,420	1,393
2	7	84	1,380	1,336
3	13	136	1,256	1,209
4	14	135	1,308	1,263

b. 障害者(児)の歯科保健事業

目的 社会福祉施設等における歯科健診及び歯科保健指導を通して、障害者(児)歯科保健事業の基盤整備の推進を図る。

年度	会議・研修・関係機関との調整等(回)	歯科健診		保健指導		歯科健診等未実施者		口腔ケア研修会等		関連施設との連携(カンファレンス等)(回)	個別相談	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数		電話相談	訪問(延べ)
30	11	17	293	18	296	17	112	8	137	17	73	55
1	12	17	337	17	337	17	130	10	148	17	93	77
2	17	29	152	29	152	—	—	3	48	29	84	41
3	18	28	227	28	227	11	—	7	38	28	70	33
4	11	34	233	34	233	14	—	11	121	34	77	48

5 団体組織・関係団体との連携・基盤整備

(1) 川越市健康づくり推進協議会

※ 平成26年7月、旧食育推進懇話会と統合し、新たに「川越市健康づくり推進協議会」を設置

① 目的

市民一人ひとりが健康・食育・歯科口腔保健への関心を高めて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、市民・市・関係機関等が相互に連携し、協働して推進するための協議を行う。

Ⅶ 健康づくり支援事業

② 委員の構成

- ・学識経験者 4名
- ・保健医療関係団体の代表者 5名
- ・社会福祉関係団体の代表者 2名
- ・健康づくり推進活動を行う団体の代表者 7名
- ・市民の代表者 1名

③ 活動状況

年度	30	1	2	3	4
会議回数(回)	2	5	1	1	2

※ 令和3年度は書面開催とした

④ 令和4年度活動内容

川越市健康まつり実行委員会 4回開催

(2) 川越市歯科口腔保健推進連絡会議

※ 平成26年3月、「川越市歯の健康づくり推進検討委員会」を廃止し、平成26年7月、「歯科口腔保健推進連絡会議」を新たに設置

① 目的

川越市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成25年条例第31号）に規定する歯科口腔保健の推進に関する事項について関係機関等との連絡調整及び連携強化を図る。また、歯科保健サービスの推進及び歯科保健医療分野における保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育関係者等の連携に関し意見交換を行う。

② 委員の構成

- 地域歯科保健団体 6名
- 保健衛生団体 3名
- 社会福祉団体 1名
- 教育関係団体 1名
- 学識経験者 2名
- その他市長が認めた者 6名

③ 活動状況

年度	30	1	2	3	4
会議回数(回)	1	1	—	—	—

6 組織活動の支援

(1) 川越市保健推進員

① 設置目的

市民の自主的かつ継続的な健康づくりを地域と行政が協働で推進し、市民の健康寿命の延伸を図るため、川越市保健推進員を設置する。

② 選出基準と任期

選出基準 3,000 世帯まで 2 人、それ以上は概ね 1,500 世帯ごとに 1 人
任期 2 年 (市長の委嘱)

③ 設立年月日

保健推進員 平成 2 年 4 月 1 日
保健推進員協議会 平成 4 年 7 月 3 日

④ 支会別人数 108 人 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

支会	人数	支会	人数	支会	人数	支会	人数
第 1 支会	3(1)	第 7 支会	4(4)	古谷支会	3(3)	霞ヶ関支会	9(8)
第 2 支会	3(3)	第 8 支会	3(3)	南古谷支会	7(7)	霞ヶ関北支会	5(4)
第 3 支会	5(5)	第 9 支会	4(2)	高階支会	16(14)	名細支会	9(9)
第 4 支会	2(2)	第 10 支会	3(2)	福原支会	6(5)	川鶴支会	2(2)
第 5 支会	2(2)	第 11 支会	4(4)	山田支会	3(3)		
第 6 支会	3(2)	芳野支会	2(2)	大東支会	10(8)		

()は委嘱実人数

⑤ 活動内容

市民の健康寿命を延伸するための推進役として、健康づくりに関する正しい知識を学び、地域へ情報の発信等を行う。

- ・市民が健康に関心を持てるようきっかけづくりをする。
- ・地域担当保健師等と連携を図り地区の健康づくりを推進する。
- ・保健推進員自身も健康に関心を持てるよう学習する。
- ・市からの依頼事業に協力する。
- ・資質の向上のための定例研修会、会議に参加する。

Ⅶ 健康づくり支援事業

⑥ 保健推進員協議会活動

- ・協議会活動の円滑な実施のための、役員会議の開催
- ・委員会活動（広報委員会、健康いきいき委員会、健康づくり委員会、食生活委員会）
- ・地区の健康づくりの推進

⑦ 川越市市施行 100 周年記念事業の実施

- ・健康体操フェスタの開催
- ・記念誌の作成「楽らくリズム体操 2022・ロコモ予防体操 2022」

(2) 川越市保健推進員協力員

① 目的

川越市保健推進員を退任した者のうち、希望者が退任後も継続して自身や家族、地域における健康づくりを推進できるよう、川越市保健推進員協力員を設置する。

また、川越市保健推進員協議会が退任者に対し地区活動への協力を円滑に要請できる体制を整えることで、退任者の知識や技術を生かした地区活動の推進や、退任者による推進員の育成を目的とする。

② 対象と登録

対 象 退任者のうち推進員が行う地区活動に協力を希望する者

登 録 1年ごとの更新

③ 活動状況

- ・川越市保健推進員協議会からの協力要請（地区活動、歯ッピーフェスティバル、川越市健康まつり等）
- ・川越市保健推進員協議会研修会等への参加
- ・市が案内した講演会、研修会等への参加

(3) 健康づくりボランティアグループ やまぶき 21

① 目的

「川越みんなの健康プラン」策定時のワーキンググループのうち「身体活動・運動」グループが中心となり、計画の普及活動と運動の推進を目的に立ち上げた。

学習や情報交換を行い、ボランティア活動を通して健康づくりの普及啓発及びその推進を図る。

② 活動状況

- ・月 1 回定例会開催
- ・健康ウォーキングの開催等

7 健康づくりの推進

(1) 地区担当保健師活動

平成 25 年度、市内 2 地区で試行した地区担当保健師活動を平成 27 年度から市民センター管内に拡大し、地区の特性を生かした保健活動を実施した。

令和 4 年度

実施内容	回数
地域で開催される会議	5
地域で開催されるイベント	4
健康情報の啓発等	11
出張健康相談	3
計	23

(2) 啓発活動の推進

① 健康づくりイベント

a. 健康まつり

目的 市民の健康意識の高揚と健康を自己管理する生活習慣の確立を目的とする。

年度	30	1	2	3	4
通算回数	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回
参加人数	5,000	5,000			4,884

※令和 4 年度は Web 開催

b. 歯ッピーフェスティバル（歯と口の健康週間事業）

目的 歯と口の健康に関する普及啓発を図るとともに、健康の保持増進に寄与することを目的とする。

年度	30	1	2	3	4
参加人数	1,175	1,236			1,910

※令和 4 年度は Web 開催

② 健康づくり啓発

a. 健康啓発記事の掲載

広報川越、公民館だよりにおける健康記事掲載

広告付き番号案内表示システム、ホームページ、Facebook、X(旧 Twitter)、LINE、メールなどへの掲載

Ⅶ 健康づくり支援事業

b. 疾病予防等に関するチラシ・ポスターの作成、配布

熱中症、世界禁煙デー、健康増進普及月間等

8 受動喫煙対策

改正健康増進法及び埼玉県受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を防止する為の啓発や指導等を実施した。

VIII 予防接種事業

新型コロナウイルスワクチン接種対策室
健康管理課

VIII 予防接種事業

1 定期予防接種の概要

予防接種は、各種の感染症に対し免疫をつくることにより、感染予防・発病防止・症状の軽減・病気のまん延防止などを目的としている。予防接種法第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種を定期予防接種という。

種類	対象年齢	接種回数等	接種方法
ロタウイルス	1価（ロタリックス）生後6週0日～24週0日 ※標準的な接種は生後2月～	2回（1回目の接種は生後14週6日まで）	個別接種
	5価（ロタテック）生後6週0日～32週0日 ※標準的な接種は生後2月～	3回（1回目の接種は生後14週6日まで）	個別接種
B型肝炎	生後12月に至るまで ※標準的な接種は生後2月～9月	3回	個別接種
ヒブ	生後2月～60月に至るまで ※接種開始年齢によって接種回数が異なる	[生後2月～7月に至るまでに開始] 4回 [生後7月～12月に至るまでに開始] 3回 [生後12月～60月に至るまでに開始] 1回	個別接種
小児用肺炎球菌	生後2月～60月に至るまで ※接種開始年齢によって接種回数が異なる	[生後2月～7月に至るまでに開始] 4回 [生後7月～12月に至るまでに開始] 3回 [生後12月～24月に至るまでに開始] 2回 [生後24月～60月に至るまでに開始] 1回	個別接種
四種混合（1期）	生後2月～90月に至るまで	[1期初回] 3回 [1期追加] 1回	個別接種
三種混合（1期）	生後2月～90月に至るまで	[1期初回] 3回 [1期追加] 1回	個別接種
二種混合（2期）	11歳以上13歳未満	四種混合、三種混合の1期完了者に1回	個別接種
不活化ポリオ	生後2月～90月に至るまで	[1期初回] 3回 [1期追加] 1回	個別接種
麻しん風しん混合（1期） （2期） （5期）	（1期）生後12月～24月に至るまで （2期）5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間 （5期）昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性、令和6年度まで実施予定	[1期] 1回 [2期] 1回 [5期] 1回（抗体が無い場合に限り） ※麻しん、風しんの単抗原ワクチンでの接種も可能。	個別接種
水痘（水ぼうそう）	生後12月～36月に至るまで	2回	個別接種
日本脳炎（1期）	生後6月～90月に至るまで ※標準的な接種は3歳から ※対象年齢緩和：平成7年4月2日～平成19年4月1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満となった。	[1期初回] 2回 [1期追加] 1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせていたが、平成22年4月1日から順次再開。接種方法については見合わせ対象の者に対する特例あり。	個別接種
日本脳炎（2期）	9歳以上13歳未満 ※対象年齢緩和：平成7年4月2日～平成19年4月1日生の者について、接種対象年齢が20歳未満となった。	日本脳炎の1期完了者に1回 ※平成17年5月30日から積極的勧奨を見合わせていたが、平成25年4月1日から再開。見合わせ対象の者に対する特例あり。	個別接種
B C G	生後12月に至るまで ※標準的な接種は生後5月～8月	1回	個別接種
H P V（子宮頸がん予防）	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子 ※標準的な接種年齢は中学1年生 ※平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女性は、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの期間に限り接種対象者に追加。	3回 ※平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付けで勧奨が再開。 ※9価ワクチンによる接種かつ1回目接種を15歳未満で受けた場合に限り、2回でも可能。	個別接種

種類	対象者	接種回数等	接種方法
インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの	年度に1回	個別接種
高齢者肺炎球菌	当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者及び60歳～65歳未満の者で厚生労働省令で定めるもの ※対象者については、平成26年度から令和5年度までの経過措置対象者	1回	個別接種

VIII 予防接種事業

2 年齢別定期予防接種者数（令和4年度）

乳幼児に対する予防接種 単位：件

年齢		年齢		年齢							計
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
予防接種名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳 (※1)	計	
ロタウイルス	1価	1回目	1,490							1,490	
		2回目	1,497							1,497	
	5価	1回目	618							618	
		2回目	597							597	
		3回目	587							587	
B型肝炎	1回目		2,132							2,132	
	2回目		2,122							2,122	
	3回目		2,069							2,069	
ヒブ	1回目		2,134	0	0	0	0			2,134	
	2回目		2,125	1	0	0	0			2,126	
	3回目		2,109	2	0	1	0			2,112	
	4回目		24	2,014	22	7 ^{※2}	6			2,073	
小児用肺炎球菌	1回目		2,131	2	1	0	0			2,134	
	2回目		2,125	1	0	0	0			2,126	
	3回目		2,109	3	0	0	0			2,112	
	4回目			2,048	18	6	6			2,078	
四種混合	1期初回	1回目	2,131	2	1	0	0	0	0	2,134	
		2回目	2,133	3	2	1	1	0	0	2,140	
		3回目	2,087	7	2	0	2	0	2	2,100	
	1期追加		3	1,695	253	46	16	9	17	5	2,044
三種混合	1期初回	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1期追加		-	-	-	-	-	-	-	-	
二種混合	1期初回	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1期追加		-	-	-	-	-	-	-	-	
不活化ポリオ	1期初回	1回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3回目	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1期追加		-	-	-	-	-	-	-	-	
麻しん風しん混合	1期		2,121							2,121	
	2期						1,495	1,049		2,544	
麻しん単抗原			-					-	-	-	
風しん単抗原			-					-	-	-	
水痘 (水ぼうそう)	1回目		2,095	23						2,118	
	2回目		1,544	349						1,893	
日本脳炎	1期初回	1回目	2	8	5	2,090	300	102	64	8	2,579
		2回目	1	8	4	1,859	314	133	78 ^{※2}	10	2,407
	1期追加			2	2	16	1,383	1,193	629 ^{※2}	185	3,410
B C G			2,114							2,114	
計		32,340	11,556	682	4,026	2,028	2,932	1,839	208	55,611	

※1 ただし、7歳6か月未満に限る

※2 長期療養対象者含む

児童・生徒に対する予防接種

単位：件

日本脳炎	特例による 1期未接種分	1回目	7歳6か月から20歳未満	70
		2回目		72
		3回目		148
	2期		9歳以上20歳未満	4,599
二種混合	2期		11歳以上13歳未満	2,316
HPV (子宮頸がん予防)		1回目	小学6年生から 高校1年生相当の女子	870
		2回目		778
		3回目		587
	キャッチアップ 接種	1回目	平成9年4月2日～ 平成18年4月1日生の女子	929
		2回目		692
		3回目		252

高齢者に対する予防接種

単位：件

インフルエンザ	65歳以上の者及び60歳～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの	49,397
肺炎球菌	令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者及び60歳～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する者として厚生労働省令に定めるもの	2,850

3 種類別定期予防接種者数

(1) ロタウイルス

1価 単位：件

年度	接種件数		
	1回目	2回目	計
2	825	696	1,521
3	1,513	1,502	3,015
4	1,490	1,497	2,987

※令和2年10月から定期予防接種となる

5価 単位：件

年度	接種件数			
	1回目	2回目	3回目	計
2	268	218	180	666
3	647	652	634	1,933
4	618	597	587	1,802

※令和2年10月から定期予防接種となる

VIII 予防接種事業

(2) B型肝炎

単位：件

年 度	接 種 件 数			
	1回目	2回目	3回目	計
30	2,512	2,516	2,495	7,523
1	2,372	2,352	2,305	7,029
2	2,317	2,367	2,298	6,982
3	2,189	2,185	2,173	6,547
4	2,132	2,122	2,069	6,323

(3) ヒブワクチン接種

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	1回目	2回目	3回目	4回目	計
30	2,504	2,513	2,486	2,640	10,143
1	2,370	2,311	2,258	2,283	9,222
2	2,336	2,395	2,483	2,547	9,761
3	2,202	2,195	2,183	2,302	8,882
4	2,134	2,126	2,112	2,073	8,445

(4) 小児用肺炎球菌ワクチン接種

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	1回目	2回目	3回目	4回目	計
30	2,522	2,529	2,513	2,631	10,195
1	2,395	2,365	2,395	2,480	9,635
2	2,308	2,351	2,360	2,416	9,435
3	2,203	2,195	2,185	2,256	8,839
4	2,134	2,126	2,112	2,078	8,450

(5) 四種混合・三種混合・二種混合予防接種

<1期>

単位：件

年度	区分		接種件数			
			四種混合(※1)	三種混合(※2)	二種混合(※3)	計
30	初回	1回目	2,509	-	1	2,510
		2回目	2,515	-	1	2,516
		3回目	2,530	-		2,530
	追加		2,735	-	-	2,735
	計		10,289	-	2	10,291
1	初回	1回目	2,366	-	-	2,366
		2回目	2,397	-	-	2,397
		3回目	2,385	-		2,385
	追加		2,490	-	-	2,490
	計		9,638	-	-	9,638
2	初回	1回目	2,368	-	-	2,368
		2回目	2,360	-	-	2,360
		3回目	2,381	-		2,381
	追加		2,505	-	-	2,505
	計		9,614	-	-	9,614
3	初回	1回目	2,188	-	-	2,188
		2回目	2,208	-	-	2,208
		3回目	2,240	-		2,240
	追加		2,250	-	-	2,250
	計		8,886	-	-	8,886
4	初回	1回目	2,134	-	-	2,134
		2回目	2,140	-	-	2,140
		3回目	2,100	-		2,100
	追加		2,044	-	-	2,044
	計		8,418	-	-	8,418

※1 四種混合：ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ

※2 三種混合：ジフテリア、百日せき、破傷風

※3 二種混合：ジフテリア、破傷風

(6) 二種混合予防接種

<2期>

単位：件

年度	接種件数
30	2,678
1	2,583
2	2,652
3	2,416
4	2,316

VIII 予防接種事業

(7) 不活化ポリオワクチン接種

単位：件

年 度	接 種 件 数				
	初 回			追 加	計
	1回目	2回目	3回目		
30	3	6	10	50	69
1	-	1	2	8	11
2	-	-	-	1	1
3	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-

(8) 麻しん風しん混合予防接種

単位：件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
30	2,668	2,897	5,565
1	2,454	2,807	5,261
2	2,341	2,761	5,102
3	2,254	2,702	4,956
4	2,121	2,544	4,665

(9) 麻しん単抗原及び風しん単抗原予防接種

麻しん 単位:件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
30	-	-	-
1	-	-	-
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-

風しん 単位:件

年 度	接 種 件 数		
	第1期	第2期	計
30	-	-	-
1	-	-	-
2	-	-	-
3	-	-	-
4	-	-	-

(10) 水痘（水ぼうそう）予防接種

単位:件

年 度	接 種 件 数		
	1回目	2回目	計
30	2,681	2,446	5,127
1	2,447	2,306	4,753
2	2,375	2,394	4,769
3	2,269	2,099	4,368
4	2,118	1,893	4,011

Ⅷ 予防接種事業

(11) 日本脳炎予防接種

単位:件

年 度	区 分			接種件数	計	
30	第1期	初回	1回目	2,894	13,694	
			2回目	2,821		
		追加	2,652			
	第1期未接種分(※)			1回目		324
				2回目		337
				3回目		629
	第2期			4,037		
1	第1期	初回	1回目	2,631	12,390	
			2回目	2,625		
		追加	2,609			
	第1期未接種分(※)			1回目		176
				2回目		201
				3回目		456
	第2期			3,692		
2	第1期	初回	1回目	2,673	12,072	
			2回目	2,717		
		追加	2,340			
	第1期未接種分(※)			1回目		188
				2回目		215
				3回目		401
	第2期			3,538		
3	第1期	初回	1回目	2,013	6,425	
			2回目	2,118		
		追加	813			
	第1期未接種分(※)			1回目		72
				2回目		76
				3回目		144
	第2期			1,189		
4	第1期	初回	1回目	2,579	13,285	
			2回目	2,407		
		追加	3,410			
	第1期未接種分(※)			1回目		70
				2回目		72
				3回目		148
	第2期			4,599		

※ 平成28年4月1日から、平成7年4月2日～平成19年4月1日生の方に対し特例で接種
また、令和4年9月まで、平成19年4月2日～平成21年10月1日生の方に対し特例で接種

(12) BCG接種

単位：件

年度	接種件数
30	2,510
1	2,387
2	2,357
3	2,220
4	2,114

(13) HPV（子宮頸がん予防）ワクチン接種

単位：件

年度	区分	接種回数	接種件数	計
30	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	27	49
		2回目	14	
		3回目	8	
1	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	64	157
		2回目	54	
		3回目	39	
2	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	208	451
		2回目	146	
		3回目	97	
3	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	447	1,199
		2回目	421	
		3回目	331	
4	小学6年生～ 高校1年生相当	1回目	870	4,108
		2回目	778	
		3回目	587	
	キャッチアップ 接種分	1回目	929	
		2回目	692	
		3回目	252	

※ 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、平成9年4月2日～平成20年4月1日生の方に対し特例で接種（キャッチアップ接種）
（平成25年6月14日から接種勸奨を見合せていたが、令和3年11月26日から順次再開した）

VIII 予防接種事業

(14) 高齢者インフルエンザ予防接種

単位：件

年 度	接種件数
30	36,808
1	40,584
2	60,591
3	47,162
4	49,397

(15) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種

単位：件

年 度	接種件数
30	9,081
1	4,309
2	4,072
3	2,983
4	2,850

(16) 風しん第5期定期接種

単位：件

年 度	接種件数
1	878
2	611
3	341
4	295

※令和元年度から令和6年度まで実施予定

4 新型コロナウイルスワクチン接種の概要

新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、市民の生命・健康を守るため、予防接種法附則第7条第1項の規定（令和4年12月9日以降、改正後の同法第6条第3項の規定とみなす）に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。

令和4年度においては、厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」等に基づき、生後6ヶ月から4歳の乳幼児に対する初回接種（1・2・3回目）、5歳から11歳の小児及び12歳以上の方に対する初回接種（1・2回目）、追加接種（3回目以降）をそれぞれ実施した。

接種に際しては、ファイザー社製及びモデルナ社製のワクチンを使用した。

また、5歳以上を対象にした追加接種では、従来株ワクチンからオミクロン株対応2価ワクチンへの切替を行った。

(1) 市内医療機関で実施する個別接種

川越市医師会及び市内130医療機関と協力することで、希望者が円滑に新型コロナウイルスワクチンを接種できる体制を確保した。

(2) 市が設置・運営する集団接種会場

市内医療機関での個別接種を補完するため、川越市保健所（総合保健センター）を会場として集団接種を実施し、接種機会を拡充した。

VIII 予防接種事業

5 新型コロナウイルスワクチン接種者数（令和2～4年度）

単位：件

年度	年齢	接種件数					
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	計
2	5～11歳	-	-	-	-	-	-
	12～64歳	1,724	118	-	-	-	1,842
	65歳～	59	7	-	-	-	66
	計	1,783	125	-	-	-	1,908
3	5～11歳	1,049	9	-	-	-	1,058
	12～64歳	184,768	185,404	58,383	-	-	428,555
	65歳～	89,223	89,074	81,282	-	-	259,579
	計	275,040	274,487	139,665	-	-	689,192
4	6ヶ月～4歳	319	301	190	-	-	810
	5～11歳	3,521	4,243	2,040	98	-	9,902
	12～64歳	2,692	3,366	83,273	82,123	13,829	185,283
	65歳～	170	215	5,195	81,011	67,256	153,847
	計	6,702	8,125	90,698	163,232	81,085	349,842
合計	6ヶ月～4歳	319	301	190	-	-	810
	5～11歳	4,570	4,252	2,040	98	-	10,960
	12～64歳	189,184	188,888	141,656	82,123	13,829	615,680
	65歳～	89,452	89,296	86,477	81,011	67,256	413,492
	計	283,525	282,737	230,363	163,232	81,085	1,040,942

6 任意予防接種に対する費用助成

予防接種法に基づかない任意予防接種の接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境を提供する。

(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

平成24年9月から、75歳以上の高齢者に対して接種費用の一部助成を開始した。なお、平成26年10月から定期予防接種の対象となった者は対象者から除外した。

単位：件

年 度	接種件数
30	454
1	365
2	281
3	168
4	158

(2) 妊娠を希望する女性等の風しん予防接種

単位：件

年 度	接種件数
1	577
2	463
3	423
4	384

7 風しん抗体検査事業

(1) 妊娠を希望する女性とそのパートナー等の抗体検査

平成26年4月から妊娠を希望する女性とそのパートナーに対して検査費用を全額助成した。

単位：件

年 度	検 査 件 数		
	H I 法	E I A 法	計
30	1,044	59	1,103
1	463	141	604
2	254	55	309
3	181	43	224
4	222	43	265

VIII 予防接種事業

(2) 風しん第5期定期接種に係る抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象にした風しん第5期定期接種の対象者スクリーニングのための抗体検査を実施した。

単位：件

年 度	検 査 件 数		
	H I 法	E I A法	計
1	2,815	1,269	4,084
2	1,985	1,669	3,654
3	999	611	1,610
4	1,086	481	1,567

※令和元年度から令和6年度まで実施予定

IX 母子保健事業

健康管理課
健康づくり支援課

IX 母子保健事業

2 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）

妊婦は妊娠の診断後、速やかに妊娠の届出をする。

届出窓口：総合保健センター、市民サービスステーション、市役所、各市民センター

(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）

単位：人

年度	30	1	2	3	4
新規交付数	2,511	2,480	2,264	2,208	2,151
再・追加交付数	82	73	72	51	58
計	2,593	2,553	2,336	2,259	2,209

(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年度	計	妊 娠 週 数 (週)										
		1か月 0～3 週	2か月 4～7 週	3か月 8～11 週	4か月 12～15 週	5か月 16～19 週	6か月 20～23 週	7か月 24～27 週	8か月 28～31 週	9か月 32～35 週	10か月 36～40 週	不明
30	2,511	17	252	2,068	126	15	10	11	1	4	-	7
1	2,480	5	263	2,031	123	13	14	8	4	3	1	15
2	2,264	3	228	1,903	84	12	13	2	4	3	3	9
3	2,208	11	199	1,879	78	6	4	5	-	-	1	25
4	2,151	5	179	1,854	67	11	9	4	2	2	3	15

(3) 令和4年度年齢別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年齢区分	計	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳～
初妊婦	883	12	101	343	268	124	35
妊娠2回目以降	1,238	6	46	303	496	315	72
妊娠回数不明	30	-	6	8	7	6	3
計	2,151	18	153	654	771	445	110

(4) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）

単位：人

年度	計	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	ブラジル	ペルー	タイ	パキスタン	台湾	その他
30	118	31	13	2	37	4	2	2	-	-	27
1	106	36	13	3	34	6	1	1	1	-	11
2	113	25	9	5	48	3	1	1	1	-	20
3	112	26	8	1	53	3	-	-	-	-	21
4	133	24	14	2	62	-	-	2	2	1	26

3 健康診査

(1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）

目 的 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持増進を図る。

内 容 妊婦一般健康診査 14 回、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV 抗体検査 等

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

種 別	30	1	2	3	4
妊婦一般健康診査1回目	2,438 (7)	2,429 (8)	2,217 (5)	2,154 (5)	2,084 (5)
妊婦一般健康診査2回目	2,398 (8)	2,376 (7)	2,232 (5)	2,101 (4)	2,091 (3)
妊婦一般健康診査3回目	2,401 (12)	2,337 (6)	2,170 (9)	2,102 (12)	2,064 (11)
妊婦一般健康診査4回目	2,442 (15)	2,349 (9)	2,195 (7)	2,147 (6)	2,112 (3)
妊婦一般健康診査5回目	2,424 (12)	2,314 (7)	2,213 (14)	2,116 (9)	2,093 (8)
妊婦一般健康診査6回目	2,382 (21)	2,266 (21)	2,152 (32)	2,082 (28)	2,031 (24)
妊婦一般健康診査7回目	2,425 (26)	2,308 (19)	2,176 (19)	2,121 (17)	2,019 (15)
妊婦一般健康診査8回目	2,406 (76)	2,242 (56)	2,137 (48)	2,055 (52)	1,989 (54)
妊婦一般健康診査9回目	2,296 (128)	2,094 (100)	2,032 (81)	1,948 (79)	1,827 (75)
妊婦一般健康診査10回目	2,341 (124)	2,193 (117)	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)
妊婦一般健康診査11回目	2,025 (139)	1,724 (120)	1,706 (119)	1,567 (99)	1,430 (94)
妊婦一般健康診査12回目	2,168 (102)	2,047 (114)	2,034 (106)	1,952 (85)	1,831 (85)
妊婦一般健康診査13回目	1,488 (114)	1,628 (93)	1,577 (86)	1,528 (65)	1,336 (56)
妊婦一般健康診査14回目	888 (78)	916 (59)	921 (57)	800 (38)	678 (39)
HBs 抗原検査	2,438 (7)	2,429 (8)	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)
HCV 抗体検査	2,438 (7)	2,429 (8)	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)
子宮頸がん	2,380 (3)	2,358 (7)	2,135 (2)	2,121 (3)	2,075 (5)
超音波検査	9,292 (259)	8,843 (258)	8,514 (264)	8,198 (225)	7,867 (212)
HIV 抗体検査	2,422 (7)	2,432 (8)	2,213 (5)	2,154 (5)	2,087 (4)
B群溶血性連鎖球菌検査	2,341 (124)	2,193 (117)	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)
HTLV-1 抗体検査	2,406 (10)	2,454 (8)	2,210 (4)	2,167 (6)	2,089 (5)
クラミジア検査	2,447 (6)	2,457 (6)	2,207 (5)	2,162 (5)	2,090 (3)
風疹ウイルス抗体検査	2,437 (7)	2,425 (8)	2,217 (5)	2,152 (5)	2,085 (5)
計 (延)	59,123 (1,292)	57,243 (1,164)	54,006 (1,117)	52,059 (958)	49,926 (900)

※ () 内は償還払対象者人数 (再掲)

IX 母子保健事業

(2) 新生児聴覚スクリーニング検査

目 的 新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う

内 容 自動ABR検査、OAE検査

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	実施回数		
	自動ABR検査	OAE検査	計
3	1,764 (70)	64 (14)	1,828 (84)
4	1,784 (109)	29 (16)	1,813 (125)

※ () 内は償還払対象者人数 (再掲)

※ 令和3年度より事業開始

(3) 4か月児健康診査 (母子保健法第13条)

目 的 疾病の予防措置として、身体の異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行う。

対 象 4か月～6か月未満の児

内 容 問診、計測、診察、集団指導 (栄養)、個別相談

従 事 者 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診 (%)	健 診 結 果					事後指導
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療	
30	48	2,532	2,422	95.7	328	1,313	359	19	403	432
1	44	2,236	2,145	95.9	382	1,160	255	18	330	303

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診 (%)	健 診 結 果					事後指導
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療	
2	43	2,480	2,251	90.8	1,685	270	259	32	5	296
3	48	2,200	2,121	96.4	1,681	270	146	14	10	170
4	48	2,151	2,014	93.6	1,574	254	133	48	5	186

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

身体発育状況

単位：人

年度	身 長		体 重	
	10 th - パーセンタイル以下	90 th - パーセンタイル以上	10 th - パーセンタイル以下	90 th - パーセンタイル以上
30	268	136	252	198
1	245	108	216	185
2	282	148	223	232
3	187	168	167	168
4	151	170	178	161

※ パーセンタイルとは、同月年齢児 100 人中何番目の大きさかを示す指標

(4) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	歩行や言語発達の指標が明らかになってくる1歳6か月児について、 身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養指導や育児指導などを行い、 児の健康保持、及び増進を図る。
対 象	1歳6か月～2歳未満の児
内 容	問診、計測、診察、歯科健診、はみがき指導、個別相談（栄養相談含 む）
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、栄養士、 事務補助
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療		
30	48	2,729	2,683	98.3	330	1,243	697	16	397	834	214
1	44	2,363	2,283	96.6	294	1,063	573	13	340	677	174

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	36	2,619	2,474	94.5	1,640	224	583	14	13	610	150
3	48	2,397	2,265	94.5	1,563	198	467	26	11	504	147
4	48	2,266	2,209	97.5	1,543	225	400	35	6	441	83

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

身体発育状況と歯科健康診査

年度	発 育 状 況				む し 歯			
	身 長		体 重		むし歯のある者(人)	むし歯の総数(本)	1人当たりの本数(本)	むし歯のない者(人)
	10 ^パ -センチル以下(人)	90 ^パ -センチル以上(人)	10 ^パ -センチル以下(人)	90 ^パ -センチル以上(人)				
30	394	174	206	353	16	59	0.02	2,667
1	350	139	150	296	19	50	0.02	2,264
2	244	229	168	418	16	28	0.01	2,458
3	193	240	148	351	8	20	0.01	2,257
4	226	201	137	363	7	16	0.01	2,202

※ パーセントイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさかを示す指標

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

IX 母子保健事業

(5) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して医師、歯科医師等により総合的健康診査を実施して、適切な指導を行う。
対 象	3歳3か月～4歳未満の児
内 容	問診、尿検査、計測、屈折検査、視覚検査（該当児）、診察、歯科健診、個別相談
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、事務補助
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率（％）	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療		
30	48	2,735	2,627	96.1	269	813	884	22	639	842	203
1	48	2,789	2,613	93.7	324	753	940	44	550	839	223

年度	実施回数	該当児数	受診児数	受診率（％）	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	38	2,700	2,535	93.9	1,209	199	970	25	132	1,127	154
3	48	2,583	2,434	94.2	1,106	180	1,007	68	73	1,148	150
4	48	2,415	2,289	94.8	1,319	187	535	204	44	783	131

※ 令和2年度より健診結果項目に変更があるため、別表で掲載

身体発育状況と歯科健康診査

年度	身 体 発 育 （ 肥 満 度 ）				む し 歯			
	-20%以下	-20%～ -15%	+15%～ +20%	+20%以上	むし歯のある者 (人)	むし歯の総数 (本)	1人当りの本数 (本)	むし歯のない者 (人)
30	1	6	116	42	260	848	0.32	2,367
1	4	11	114	58	237	775	0.3	2,376
2	4	4	134	55	220	564	0.22	2,315
3	2	9	79	45	184	517	0.21	2,250
4	1	15	80	43	112	273	0.12	2,177

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

3 歳児精密健康診査事業結果

単位：人

年度	分類	受診児数	受診結果		
			正 常	要経過観察	要治療
30	心臓	2	2	—	—
	眼	11	3	5	3
	耳 鼻	2	2	—	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	1	1	—	—
1	心臓	5	5	—	—
	眼	24	7	15	2
	耳 鼻	2	2	—	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	1	1	—	—
2	心臓	2	2	—	—
	眼	6	2	4	—
	耳 鼻	—	—	—	—
	泌尿器	5	1	4	—
	その他	1	—	1	—
3	心臓	7	7	—	—
	眼	21	13	6	2
	耳 鼻	2	1	1	—
	泌尿器	—	—	—	—
	その他	5	3	1	1
4	心臓	5	4	1	—
	眼	26	8	11	7
	耳 鼻	—	—	—	—
	泌尿器	85	65	16	4
	その他	3	2	1	—

(6) 3 歳児尿検査

目 的 健全に発育・発達するよう支援する、及び腎疾患を早期に発見する。
 対 象 3 歳児健康診査において尿を持参できなかった児
 内 容 尿検査、相談指導
 従 事 者 保健師、看護師
 会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	48	48	38	48	48
参加人数（人）	143	159	119	156	132

IX 母子保健事業

(7) 妊産婦歯科健診

目 的 妊娠中に起きやすい歯科疾患の予防、歯科保健に関する意識の高揚を図る。

対 象 妊娠5か月以上の経過が良好な妊婦および産後1年未満の産婦

内 容 歯科検診、歯みがき指導

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度		30	1	2	3	4
実施回数（回）		10	9	1	4	7
参加人数（人）	妊婦	100	88	6	40	73
	産婦	37	34	12	21	34

※ 平成25年度より対象者を産婦に拡大した。

(8) 2歳児親子歯科健診

目 的 1歳6か月児健診から3歳児健診までの時期の口腔衛生への意識を高め、3歳児健診でのむし歯の減少を図る。

対 象 2歳～2歳6か月児とその保護者

内 容 歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、おやつの話、個別相談

従 事 者 歯科医師、歯科衛生士、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度		30	1	2	3	4
実施回数（回）		9	8	1	4	6
受診児数（人）		236	165	33	101	120
受診保護者数（人）		103	122	25	68	74

4 健康教室（母子保健法第9条）

(1) 妊婦教室

プレ・パパママスクール

目 的 育児等について夫婦が共に学ぶことにより、積極的に親になる準備を行えるように支援する。

対 象 妊娠5か月以上の第1子出産予定の夫婦

内 容 母子保健制度、育児について・演習、妊娠・分娩経過、産後の生活

従 事 者 保健師、助産師

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	5	39	6	9
参加人数（人）	214	203	73	208	330
夫（再掲）（人）	101	99	19	101	160

※ 令和2年度は個別に実施

(2) 育児教室

① 離乳食教室

目 的 月齢に応じた離乳食のすすめ方について学ぶ。

対 象 (はじめまして) 概ね4～6か月児とその保護者
(もぐもぐ) 概ね7～11か月児とその保護者
(外会場) 概ね4～11か月児とその保護者

内 容 (はじめまして) 離乳食のすすめ方
(もぐもぐ・外会場) 離乳食のすすめ方、口腔内の手入れについて

従 事 者 (はじめまして) 栄養士、事務補助
(もぐもぐ・外会場) 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター、高階市民センター(平成30年度の外会場は南公民館)

年 度		30	1	2	3	4
はじめまして	実施回数（回）	12	10	—	8	5
	参加人数（組）	286	200		51	44
もぐもぐ	実施回数（回）	12	10	—	8	5
	参加人数（組）	205	200		48	43
外会場	実施回数（回）	3	3	—	3	4
	参加人数（組）	89	79		14	47

IX 母子保健事業

② おやつと歯みがき教室

目 的 おやつづくりを通し食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて体験しながら学ぶ。

対 象 未就学児とその保護者

内 容 おやつ調理実習、歯みがき指導

従 事 者 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	2	2	—	1	3
延参加人数（人）	38	28		21	35

(3) 依頼、共催の教室（育児関連講座等への協力）

① 依頼の教室

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	9	12	2	4	6
延参加人数（人）	695	172	33	27	108

再掲（生活習慣に関するもの）

年 度	30	1	2	3	4
延実施回数（回）	9	12	2	4	6
延参加人数（人）	695	172	33	27	108

派遣事業の内訳（令和4年度）

派遣先	回数	職種（派遣人数）				参加人数
		保健師	栄養士	歯科衛生士	その他	
公民館	3	4	2	1	—	52
子育て支援センター・ つどいの広場	—	—	—	—	—	—
その他	3	5	—	—	—	56
計	6	9	2	1	—	108

② 共催の教室

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	5	5	—	1	2
延参加人数（人）	57	81		6	23

5 その他

(1) 子どもの食物アレルギー講演会

目 的 食物アレルギーに関する正しい情報を入手するとともに、アレルギー疾患罹患児等が適切な食生活が送れるよう支援する。

内 容 医師による食物アレルギーについての講演

対 象 食物アレルギーの子を持つ保護者、施設関係者

年度	1	2	3	4
実施日	11月20日	—	—	3月16日
参加人数（人）	196			119

(2) 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略 若者のライフデザイン事業

目 的 高校生や大学生などの若者に対して、結婚、妊娠・出産、子育て、就職等について情報提供し、考える機会を設ける。

内 容 雇用支援課、埼玉県と連携し、ライフデザインに関する出前セミナーを実施

実施日	令和元年7月10日	令和元年11月15日	令和2年2月20日
対象	埼玉県立 川越工業高等学校 生徒	埼玉県立 川越初雁高等学校 3年生	川越市立 特別支援学校 3年生
参加人数（人）	824	179	19

※ 令和2年度より、こども政策課へ業務移管

IX 母子保健事業

6 健康相談（母子保健法第10条）

(1) 乳幼児相談

目 的 乳幼児の保護者からの相談に応じ、育児不安の解消と、児が健康に育つための支援をする。

対 象 2か月～就学前の児とその保護者

内 容 身長・体重測定、個別相談

従 事 者 保健師、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	30	27	24	43	49
来所者数（人）	2,098	1,249	310	364	283

<乳幼児相談における健診事後相談（再掲）>

年 度	30	1	2	3	4
4か月児健診 事後相談	288	215	111	84	41
1歳6か月児健診 事後相談	95	93	28	11	3
3歳児健診 事後相談	8	10	2	3	4

(2) 心理相談員による相談

① 個別相談

目 的 幼児に対してことば及び心理的な発達への支援を行うとともに、保護者に対して育児不安の軽減を図る。

対 象 幼児健診等で相談を受け、その後も支援が必要と思われる児とその保護者

内 容 相談指導

従 事 者 心理相談員、保健師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	115	108	92	110	109
相談人数（人）	250	220	196	204	187

② 集団相談（カンガルーの会）

目 的	集団での心理相談の場として、遊びを通して児の様子、親子関係を観察し、今後の支援を検討し、保護者に対して育児不安の軽減を図る。
対 象	支援が必要と思われる2歳～3歳までの児とその保護者
内 容	集団相談指導
従 事 者	心理相談員、保健師、保育士
会 場	総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	6	6	-	4	8
参加組数（組）	55	34		18	100

(3) 発育発達に関する相談事業

目 的	成長発達を正しく評価しながら健やかな発育発達を促す。
対 象	未熟児及び乳幼児健診、相談で発育発達に遅れが疑われる児
内 容	発達検査、診察、相談
従 事 者	小児科医師、心理相談員、保健師
会 場	総合保健センター

年 度		30	1	2	3	4
すくすくクリニック	実施回数（回）	12	11	-	-	-
	受診者数（人）	52	47			
発育発達クリニック	実施回数（回）	25	25	24	22	13
	受診者数（人）	121	123	102	88	55

※ 令和2年度から、すくすくクリニックは発育発達クリニックに統合して実施

7 訪問指導

(1) 産婦・新生児訪問指導（母子保健法第11条）

目 的 乳児と産婦の健全な育成を図る。

従 事 者 助産師、保健師

対 象 者 概ね出産後 2 か月以内の産婦・新生児、里帰り出産で希望のあった母子

年 度	30	1	2	3	4
新生児（人）	1,128	1,070	1,054	1,157	1,126
産婦（人）	1,128	1,069	1,054	1,157	1,126
計	2,256	2,139	2,108	2,314	2,252

(2) 要指導者への訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導の必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従 事 者 保健師、助産師、栄養士等

年 度	30	1	2	3	4
妊産婦（人）	625	550	350	252	277
乳児（人）	600	556	366	247	285
幼児（人）	200	158	84	53	68
その他（人）	241	212	134	103	118
計	1,666	1,476	934	655	748

※ その他は、親、祖父母、小学生等

未熟児訪問指導（再掲）

目 的 未熟児及び生活力が薄弱な児の養育支援

対 象 出生体重 2,500 グラム以下及び養育状況において困難が予想される家庭

従 事 者 保健師、助産師等

年度	30	1	2	3	4
訪問人数（人）	55	56	53	44	47

(3) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問

目 的 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図る。

対 象 乳幼児健診未受診の家庭

従 事 者 保健師

年度		30	1	2	3	4
家庭訪問人数	乳児	17	20	26	19	19
	幼児	127	111	92	79	128
電話相談件数		601	622	708	655	464

(4) こんにちは赤ちゃん事業（児童福祉法）

目 的 子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援

対 象 概ね生後2か月以降4か月までの乳児のいる家庭

従 事 者 保健師、助産師等

年 度		30	1	2	3	4
訪問対象家庭数		2,545	2,401	2,386	2,207	2,164
こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)		1,045	1,665	958	835	803
母子 確 認 数	こんにちは職員による訪問実件数	835	767	891	777	763
	常勤・非常勤職員による訪問	482	460	321	224	269
	助産師、保健師依頼による訪問	1,128	1,069	1,054	1,157	1,126
	計	2,445	2,296	2,266	2,158	2,158

※ 平成21年7月から事業開始

※ 平成27年度より表記方法を変更

IX 母子保健事業

8 長期療養児等育児支援

(1) いもっこの会（ダウン症のある子どもを持つ親の会）

目 的 情報交換や講演会を通じ、ダウン症児の親同士が助け合えるよう支援する。

内 容 情報交換、発達相談等

従 事 者 保健師

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	11	10	—	5	10
延参加人数（組）	61	50		—	11
延参加人数（人）	103	76		—	27

(2) ひよこサロン（小さく生まれた子どもを持つ親の会）

目 的 未熟児の成長発達を確認するとともに、親同士の交流の場を確保し、育児不安の軽減を図る。

対 象 低出生体重児（2000g 以下程度）の児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	5			
延参加人数（組）	51	7			
延参加人数（人）	110	15			

※ 令和元年度で本事業終了

(3) ハッピーエンジェル（多胎児を持つ親の会）

目 的 多胎児の親同士の交流の場を確保し、育児不安の軽減を図る。

対 象 多胎児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	11		5	
延参加人数（組）	88	53		14	
延参加人数（人）	251	158		45	

※ 令和3年度で本事業終了

(4) ポップサークル（食物アレルギーのある子どもを持つ親の会）

目 的 食物アレルギーを主とし、その他アレルギー症状を含め、親同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

対 象 食物アレルギーを持つ児とその保護者

内 容 情報交換

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	7	3			
延参加人数（組）	11	10			
延参加人数（人）	21	13			

※ 令和元年度で本事業終了

(5) コアラの会（ふれあい親子支援事業）

目 的 児童虐待の予防のため育児不安の強い保護者を支援し、育児機能の修復を図る。

内 容 グループミーティング

従 事 者 臨床心理士、保健師、保育士

会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	12	11	11	10	8
延参加人数（組）	43	26	26	22	15
延参加人数（人）	74	39	26	22	15

※ 令和2年度、3年度、4年度は個別に実施

IX 母子保健事業

9 育児サークル等への支援

(1) 赤ちゃん広場

目 的 育児学習・情報交換と仲間づくりを支援する。
 対 象 児（概ね5か月位まで）とその保護者
 内 容 育児学習・情報交換（川越子育てネットワークと共催）
 会 場 総合保健センター

年 度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	10	9			
延参加人数（組）	150	83			
延参加人数（人）	304	168			

※ 令和2年度より産前・産後サポート事業「ファーストサロン」へ表記方法を変更

10 母子保健連絡調整会議

目 的 川越市内の母子保健関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力的体制を確立し、もって母子保健の向上に資する。
 内 容 担当者連絡会議及び研修会
 構 成 員 市内の母子保健関係機関等職員

年 度	30	1	2	3	4
開催回数（回）	1	1	—	—	1
延参加者数（人）	37	43			33

11 利用者支援事業（母子保健型）

目 的 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じる。
 従 事 者 母子保健コーディネーター（保健師・助産師等）

年 度	30	1	2	3	4
妊娠届出後相談（人）	2,053	2,518	1,955	1,605	2,164
出生連絡後相談（人）	1,291	1,592	1,355	775	1,404
面談での相談（人）	392	505	1,188	1,655	1,806

1.2 産後ケア事業

(1) 短期入所型産後ケア事業

目的 産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

会場 医療機関・助産院等

(2) 通所型産後ケア事業

目的 生後1年未満の母子に対して、助産院への通所により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

会場 助産院

区分		年度	30	1	2	3	4
短期入所型	利用者(延)		37	29	23	14	11
	利用日数		81	60	60	27	22
通所型	利用者数					28	85

※ 令和3年10月より通所型産後ケア事業を開始。

1.3 産前・産後サポート事業

目的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を行う。

対象 妊産婦及びその家族

内容 ママサポートは、実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応する。

たまごサロンは、公共施設等を活用し、講座形式により出産や子育てについて学び、利用者が子育てのイメージを描きやすくなるよう支援する。

ファーストサロンは、公共施設等を活用し、交流形式により利用者同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

年度		30	1	2	3	4
ママサポート	利用者数(人)	63	49			
	延訪問回数(回)	395	290			
たまごサロン	実施回数(回)	12	6	8	9	9
	延参加人数(人)	106	96	33	82	88
ファーストサロン	実施回数(回)			8	10	10
	延参加人数(人)			69	104	104

※ 令和2年度より「赤ちゃん広場」から「ファーストサロン」へ表記方法を変更

※ ママサポートは令和2年度で事業終了

IX 母子保健事業

1 4 新型コロナウイルス流行下における妊産婦対策事業

- 目 的 妊産婦の新型コロナウイルス流行下における不安の軽減を図る。
 対 象 妊産婦
 内 容 妊婦への分娩前ウイルス検査、感染した妊産婦に対する寄り添い型支援。

年度	2	3	4
ウイルス検査実施件数	148	486	1,122
感染した妊産婦に対する寄り添い型支援			1

1 5 母子公費負担医療

年 度	受給者数（人）				
	30	1	2	3	4
養育医療給付	101	96	81	70	68
自立支援医療（育成医療）給付	86	68	53	64	46
結核児童療育給付	-	-	-	-	-
小児慢性特定疾患医療給付	341	371	372	386	374

小児慢性特定疾病受給者数 内訳

年 度	受給者数（人）				
	30	1	2	3	4
1 悪性新生物	54	53	53	51	52
2 慢性腎疾患	29	26	23	22	24
3 慢性呼吸器疾患	12	14	19	23	21
4 慢性心疾患	58	70	68	77	62
5 内分泌疾患	68	70	65	60	57
6 膠原病	16	16	18	16	17
7 糖尿病	19	20	19	22	24
8 先天性代謝疾患	10	10	8	10	10
9 血液疾患	18	19	18	14	14
10 免疫疾患	3	4	3	4	4
11 神経・筋疾患	30	36	36	47	45
12 慢性消化器疾患	15	20	20	26	25
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	8	8	16	17	17
14 皮膚疾患	2	3	4	4	3
15 骨系統疾患	1	1	1	1	1
16 脈管系疾患	1	1	1	-	-

※ 平成27年1月1日に法改正により疾患群に見直しあり

※ 複数疾病により認定されている場合、重複して計上

16 特定不妊治療支援事業

(1) 特定不妊治療費の助成

- 目 的 特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ない夫婦
- 内 容 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成及び、男性不妊治療に要する治療費の助成

特定不妊治療助成件数

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	409	432	280	612	189

男性不妊治療助成件数（※）

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	2	3	1	1	2

※ 平成28年度から特定不妊治療支援事業（国庫補助）のうち、男性不妊治療単独での助成件数を計上（特定不妊治療助成件数の再掲）

(2) 川越市不妊専門相談センター

- 目 的 不妊、不育症に関する様々な悩みに適切に対応するため、総合相談体制を整備する。
- 対 象 不妊、不育症に悩む夫婦
- 内 容 専門医による個別相談

年 度	30	1	2	3	4
相談件数	10	21	18	17	8

IX 母子保健事業

(3) 川越市早期不妊検査費助成事業

目 的 不妊症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で、女性の年齢が43歳未満の男女共に不妊検査を受けた方。

内 容 不妊症の診断に必要と医師が認めた一連の検査。

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	160	146	132	114	94

(4) 川越市不育症検査費助成事業

目 的 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で2回以上の流産等の経験があり、女性の年齢が43歳未満の不育症検査を受けた方。

内 容 不育症の診断に必要と医師が認めた一連の検査。

年 度	30	1	2	3	4
交付件数	17	13	18	13	6

(5) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業

目 的 先進医療の不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 2回以上の流産・死産の既往があり、先進医療の不育症検査を受けた方。

内 容 指定医療機関で実施した、先進医療として告示されている不育症の検査。

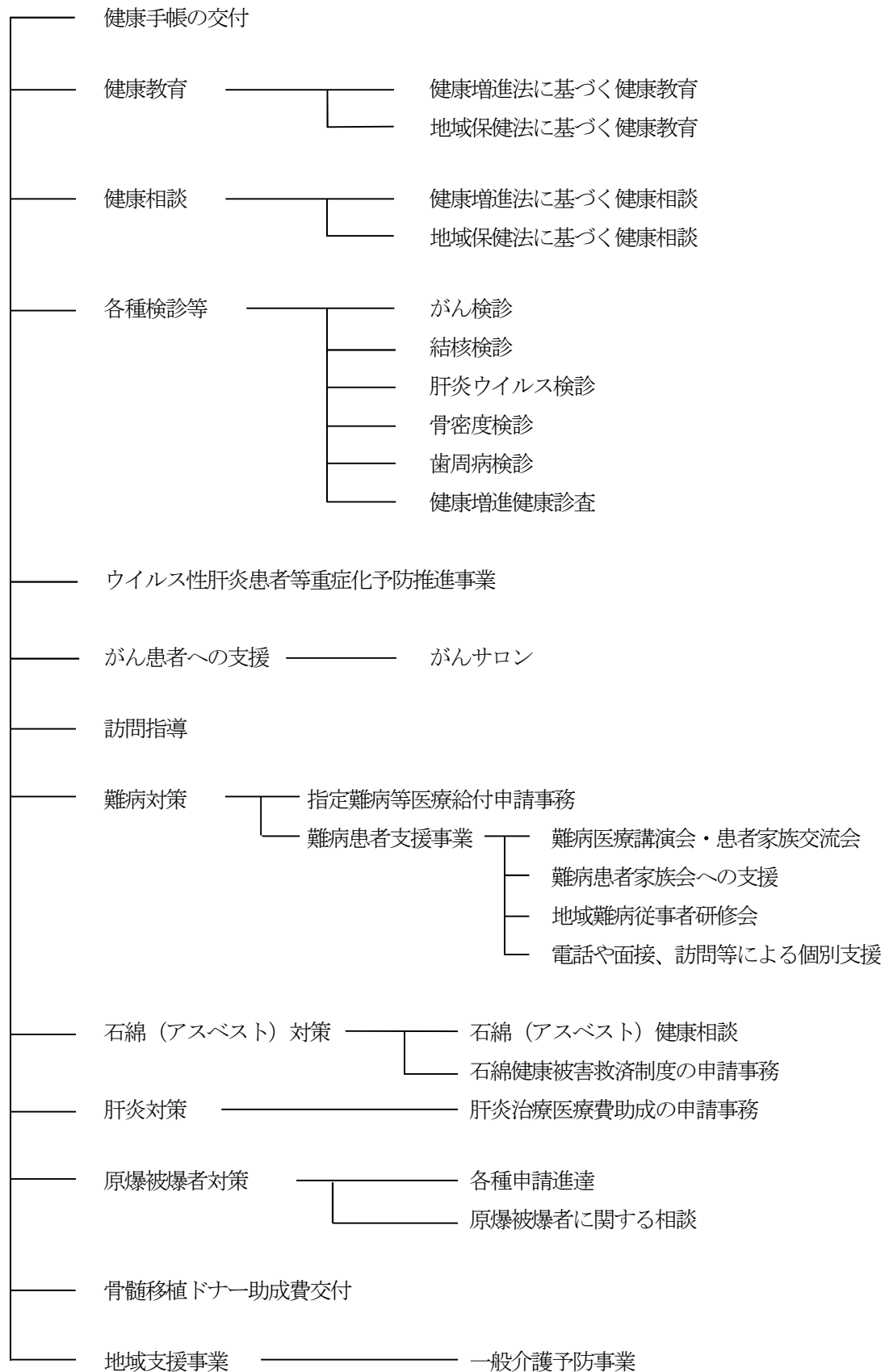
年 度	30	1	2	3	4
交付件数				-	1

X 成人保健事業

健康管理課
健康づくり支援課

X 成人保健事業

1 事業の概要



X 成人保健事業

2 健康手帳の交付者数

健康増進法に基づき主に健康診査・がん検診の受診者に交付。

単位：人

区分		年度				
		30	1	2	3	4
新規	75歳～	972	949	768	579	639
	40歳～74歳	2,494	2,182	1,624	1,466	2,078
再交付	75歳～	574	525	488	404	355
	40歳～74歳	691	566	431	357	244
計		4,731	4,222	3,311	2,806	3,316

3 健康教育

○ 健康増進法に基づく健康教育

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

集団健康教育

年度		30	1	2	3	4
歯周疾患	回数（回）	1	2	—	—	—
	人員（人）	25	107	—	—	—
ロコモティブ シンドローム	回数（回）	1	—	—	—	—
	人員（人）	27	—	—	—	—
病態別	回数（回）	10	17	1	7	5
	人員（人）	118	287	27	105	172
薬	回数（回）	—	1	—	—	—
	人員（人）	—	83	—	—	—
慢性閉塞性 肺疾患	回数（回）	—	1	—	—	—
	人員（人）	—	6	—	—	—
一般	回数（回）	107	112	9	28	53
	人員（人）	2,815	2,968	368	512	1,356
計	回数（回）	119	133	10	35	58
	人員（人）	2,985	3,451	395	617	1,528

○ 地域保健法に基づく健康教育

健康教育

年度		30	1	2	3	4
歯	回数 (回)	112	89	—	—	—
	人員 (人)	1,383	1,631	—	—	—
栄養	回数 (回)	44	39	—	—	3
	人員 (人)	3,743	3,127	—	—	18
運動	回数 (回)	340	22	—	3	4
	人員 (人)	463	1622	—	19	7
精神	回数 (回)	—	—	—	—	—
	人員 (人)	—	—	—	—	—
休養	回数 (回)	—	—	—	—	—
	人員 (人)	—	—	—	—	—
禁煙	回数 (回)	—	1	—	—	—
	人員 (人)	—	143	—	—	—
その他	回数 (回)	4	1	—	1	1
	人員 (人)	65	27	—	10	10
計	回数 (回)	500	152	—	4	8
	人員 (人)	5,654	6,550	—	29	35

(1) 健康教室 (講座等主なもの)

① 集団健康教育

a. 栄養改善教室「からだうれしい食事教室」

目的 生活習慣病予防のための栄養に関する正しい知識の普及と食生活の改善を促す。

対象 成人

内容 管理栄養士による講話

会場 総合保健センター、公民館

年度	30	1	2	3	4
実施回数 (回)	10	8	—	5	5
延人数 (人)	146	126		33	46

X 成人保健事業

b. シェイプアップ運動教室

目的 メタボリックシンドローム解消のための運動を身につけ、日常生活において実践できるよう支援する。

対象 18才以上

内容 健康運動指導士による講話と実技、栄養士による講話

年度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	60 (4回×15ケル)	60 (4回×15ケル)	—	17 (3回×9ケル)	18 (3回×6ケル)
延人員(人)	924	862		153	224

※ 令和2年度は3回×15会場中止。既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

※ 令和3年度は3回×2会場を中止

・2回目、3回中止(水上公園、子育て安心施設すくすくかわごえ)。

既に申し込みがあった方に、資料提供及び栄養士からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

※ 令和4年度は3回×3会場を中止

令和4年度は夜間開催、オンライン健康講座を実施した

c. 共催による健康教育

目的 市民の健康づくりの一助とする

対象 成人

年度	共催団体	テーマ	来所者数(人)
30	医師会	住民主体の介護予防 ～シルバーリハビリ体操～	351
1	医師会	2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて ①現在懸念されているバイオのリスク ②日本で流行している人由来のウイルス感染症と動物由来のウイルス感染症について	154
2	—	—	
3	—	—	
4	医師会	①なったらどうする、糖尿病 ②COVID-19 5類への道 最新の予防・診断・治療	207

② 特定保健指導

目的 保健指導対象者が生活習慣を改善するための行動目標を設置し、その目標を自らが実践し健康に関するセルフケア（自己管理）ができるよう支援する。

対象 川越市国民健康保険の被保険者で、内臓脂肪型肥満に着目した特定健診を受診し、特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）が必要と判断された者

内容 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準じた内臓脂肪型肥満に着目した保健指導

○情報提供支援：すべての健診受診者に対して、結果返却と併せてリーフレットの配布

○動機づけ支援：3ヶ月間の支援（個別面接2回）

○積極的支援：3ヶ月間の支援（個別面接3回、電話支援2回）

※上記は基本的な支援回数であり、個々の状況に合わせて支援回数に増減あり

（動機付け支援）

年度		30	1	2	3	4	
特定保健指導利用券発送数		1,609	1,543	1,816	1,484	1,355	
参加者	動機づけ支援（実人員）		78(33)	81(40)	22(9)	10(4)	8(2)
	支援	支援回数（延回数）	128	119	22	10	8
		（再掲）栄養相談（延回数）	2	3	1	1	1

（積極的支援）

年度		30	1	2	3	4	
特定保健指導利用券発送数		417	398	462	438	435	
参加者	積極的支援（実人員）		10(5)	10(7)	6(2)	1(1)	-(-)
	支援	支援回数（延回数）	15	10	6	1	-
		（再掲）栄養相談（延回数）	2	2	1	-	-

※ 支援回数は、個別面接・グループ支援・電話支援・メール支援の支援方法をあわせた回数。

※ 一部の医療機関においても実施（実績数は川越市総合保健センター分のみ）。

※ シェイプアップ運動教室による支援者を含む。

X 成人保健事業

4 健康相談

○ 健康増進法に基づく健康相談

事業対象者は40歳以上65歳未満。65歳以上については、地域支援事業、一般介護予防事業として計上。

年度		30	1	2	3	4	
総合健康相談	回数(回)	52	59	26	45	36	
	人員(人)	1,578	1,598	26	112	64	
重点健康相談	高血圧	回数(回)	7	10	—	2	5
		人員(人)	72	133	—	2	19
	脂質異常症	回数(回)	8	8	—	4	4
		人員(人)	8	18	—	4	4
	糖尿病	回数(回)	—	8	4	5	6
		人員(人)	—	21	4	5	6
	歯周疾患	回数(回)	131	102	—	2	8
		人員(人)	151	102	—	2	8
	骨粗鬆症	回数(回)	—	3	—	1	1
		人員(人)	—	14	—	3	1
	女性の健康	回数(回)	4	5	14	11	24
		人員(人)	27	10	14	11	32
	病態別	回数(回)	5	11	5	10	19
		人員(人)	5	114	5	10	19
	合計	回数(回)	155	147	23	35	67
		人員(人)	263	412	23	37	89
合計	回数(回)	207	206	49	80	103	
	人員(人)	1,841	2,010	49	149	153	

○ 地域保健法に基づく健康相談

年度		30	1	2	3	4
歯	回数(回)	—	10	—	3	—
	人員(人)	—	10	—	3	—
栄養	回数(回)	11	6	1	6	3
	人員(人)	47	59	1	6	6
精神	回数(回)	—	3	5	23	21
	人員(人)	—	3	5	23	21
運動	回数(回)	5	4	—	1	3
	人員(人)	15	14	—	1	2
休養	回数(回)	—	2	—	4	—
	人員(人)	—	2	—	4	—
禁煙	回数(回)	—	—	1	2	—
	人員(人)	—	—	1	2	—
難病	回数(回)	—	1	1	2	—
	人員(人)	—	1	1	2	—
その他	回数(回)	—	—	—	1	8
	人員(人)	—	—	—	1	8
計	回数(回)	16	26	8	42	35
	人員(人)	62	89	8	42	37

(1) 成人健康相談

- 目的 健康に関する不安を取り除き、日常生活の見直しを支援する。
 対象 成人
 内容 保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等による健康相談

年度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	32	33	7	23	84
来所者数(人)	906(630)	588(512)	14(一)	77(55)	246(217)

※うち()内は65歳以上

※ 総合保健センター主催の運動教室等における健康相談の実績。

(2) 電話および来所による健康相談

- 目的 市民からの相談に応じ、市民の健康不安の解消に努める。
 対象 成人
 担当 保健師・栄養士・歯科衛生士

単位:件

年度		30	1	2	3	4
電話相談	もしもし健康相談	21(13)	34(15)	14(5)	18(6)	
	一般電話による相談	29(24)	36(14)	51(26)	163(66)	
	来所相談	5(1)	8(3)	2(1)	6(5)	

※うち()内は65歳以上

※ 令和4年度より、電話相談・来所相談は、成人・介護の健康相談に計上。

5 訪問指導

(1) 台風第19号における保健師訪問活動

- 目的 被災地区で心身の健康へのケアが必要と思われる人に対し、健康の助言や適切な支援先を案内すること等により被災者の健康の保持・増進を図る。
 対象 避難行動要支援者名簿登録者及び健康上の支援が必要と思われる者
 体制 保健師・地域包括支援センター職員・民生委員

年度		1	
地区		寺尾	下小坂/平塚新田
訪問世帯数		60	8
面接世帯数		37	3
不在世帯数		23	5
	不在世帯からの電話相談	4	1

X 成人保健事業

6 がん検診等

(1) 検診事業一覧

健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき事業を実施している。

各検診は一次検査として実施し、その結果により精密検査(二次検査)の受診や治療へ結びつける指導を行っている。

事業名称		検査項目	基本的な検査項目	胃エックス線検査	胃内視鏡検査	肺がん(結核)検査	子宮がん検査	乳がん検査	大腸がん検査	前立腺がん検査	骨密度測定	歯周病検査	肝炎ウイルス検査
総合保健センター施設検診	①がん検診			○		○			○	○	○		●
	②がん検診					○		○	○		○		
	③乳がん検診							○			○		
	④骨密度検診										○		
地区集団検診	⑤胃がん検診+大腸がん検診			○					○				
	⑥肺がん(結核)検診+大腸がん検診					○			○				
	⑦乳がん検診+大腸がん検診							○	○				
個別検診	⑧大腸がん検診								○				
	⑨前立腺がん検診									○			
	⑩子宮がん検診						○						
	⑪乳がん検診							○					
	⑫胃がん検診(胃部エックス線検査)			○									
	⑬胃がん検診(胃内視鏡検査)				○								
	⑭歯周病検診											○	
	⑮健康増進健康診査		○										
⑯肝炎ウイルス検診												●	

●=特定感染症検査等事業として実施

(2) 総合保健センター施設検診の実施状況

① がん検診

目的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	120	108	53	97	109
受診人数（人）	2,696	2,243	1,212	1,792	2,338

② がん検診

目的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民（女性）

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	14	20	-	22	22
受診人数（人）	410	465		476	585

③ 乳がん検診

目的 がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民（女性）

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	20	20	13	20	19
受診人数（人）	681	623	433	477	544

④ 骨密度検診

目的 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

対象 40歳以上の市民

区分 \ 年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	10	10	6	10	10
受診人数（人）	367	352	201	287	372

X 成人保健事業

(3) 検診項目別実施状況

① 胃がん検診

目的 胃がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

a. エックス線検査

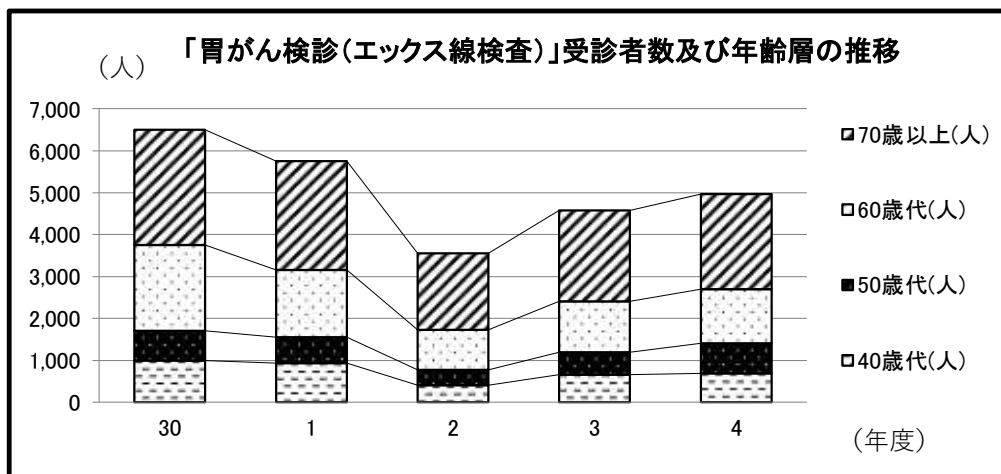
会場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	17所	16所	15所	14所	14所
	集団	14回	12回	6回	9回	9回
	センター	120回	108回	53回	97回	109回
対象人員（人）		100,258	100,258	100,258	215,729	216,888
受診人員（人）		6,496	5,750	3,547	4,575	4,962
受診率（％）		6.5	5.7	3.5	2.1	2.3
区一次判定	異常なし（人）	4,739	4,550	2,601	3,284	3,702
	要精検（人）	363	296	283	312	327
	上記以外の 有所見者（人）	1,394	904	663	979	933
年代別受診者数	40歳代（人）	996	936	405	664	691
	50歳代（人）	708	613	373	528	716
	60歳代（人）	2,050	1,611	946	1,213	1,286
	70歳以上（人）	2,742	2,590	1,823	2,170	2,269
計		6,496	5,750	3,547	4,575	4,962

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



b. 胃内視鏡検査

会場 委託医療機関

対象 50歳以上の市民 ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

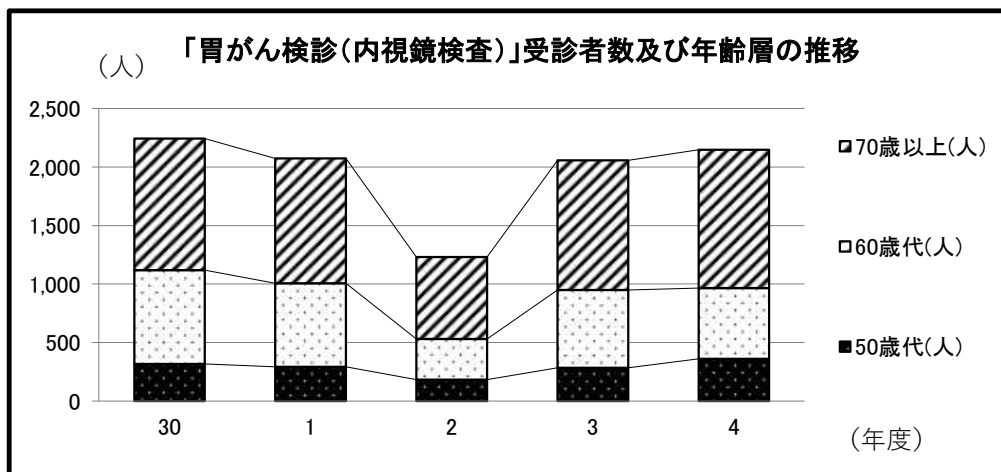
区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数		医療機関 23所	医療機関 23所	医療機関 20所	医療機関 22所	医療機関 22所
対象人員(人)		87,245	87,245	87,245	161,090	163,887
受診人員(人)		2,243	2,071	1,231	2,058	2,146
受診率(%)		-	4.9	3.8	2.0	2.6
区一次判定	異常なし(人)	2,093	1,896	1,176	1,918	2,079
	要精検(人)	73	123	14	106	27
	上記以外の 有所見者(人)	77	52	41	34	40
年代別受診者数	50歳代(人)	317	292	183	286	363
	60歳代(人)	804	715	349	664	604
	70歳以上(人)	1,122	1,064	699	1,108	1,179
計		2,243	2,071	1,231	2,058	2,146

※ 受診率の算出方法

[(前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受診者数)] / (当該年度の対象者数) × 100

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



X 成人保健事業

② 肺がん（結核）検診

目的 肺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

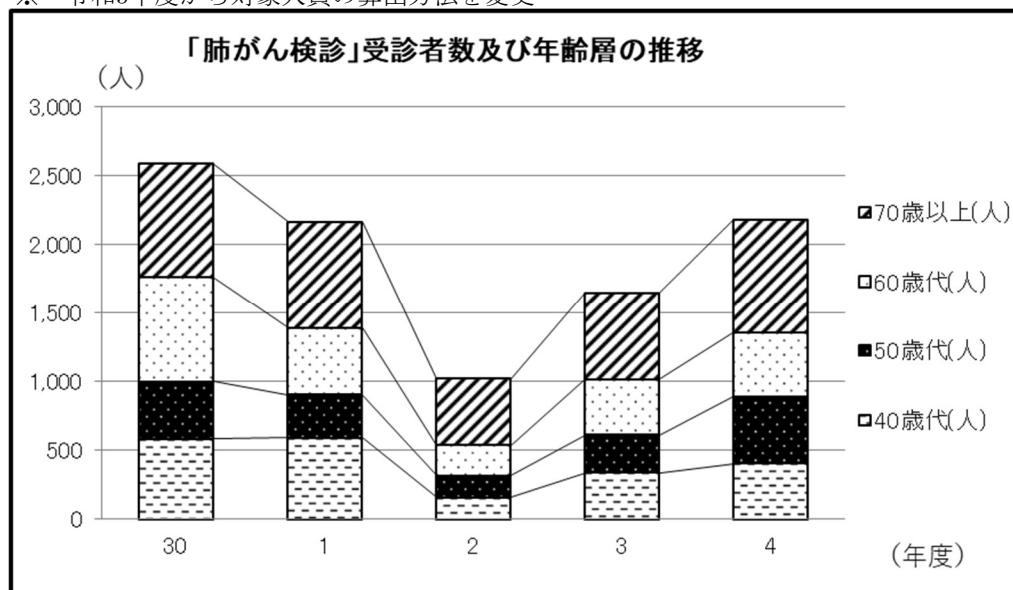
会場 公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実 施 回 数	集団	7回	7回	7回	5回	5回
	センター	134回	128回	53回	119回	131回
対 象 人 員 (人)		100,258	100,258	100,258	215,729	216,888
受 診 人 員 (人)		2,583	2,164	1,017	1,646	2,182
受 診 率 (%)		2.6	2.2	1.0	0.8	1.0
区 一 次 判 定 分 定	異 常 な し (人)	2,452	1,963	895	1,567	2,051
	要 精 検 (人)	129	72	39	52	101
	上 記 以 外 の 有 所 見 者 (人)	2	129	83	27	30
年 代 別 受 診 者 数	40 歳 代 (人)	581	588	156	335	401
	50 歳 代 (人)	415	315	161	277	488
	60 歳 代 (人)	764	488	218	404	466
	70 歳 以 上 (人)	823	773	482	630	827
計		2,583	2,164	1,017	1,646	2,182

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



③ 子宮がん検診（頸部）

目的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会場 委託医療機関

対象 20歳以上の市民（女性） ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

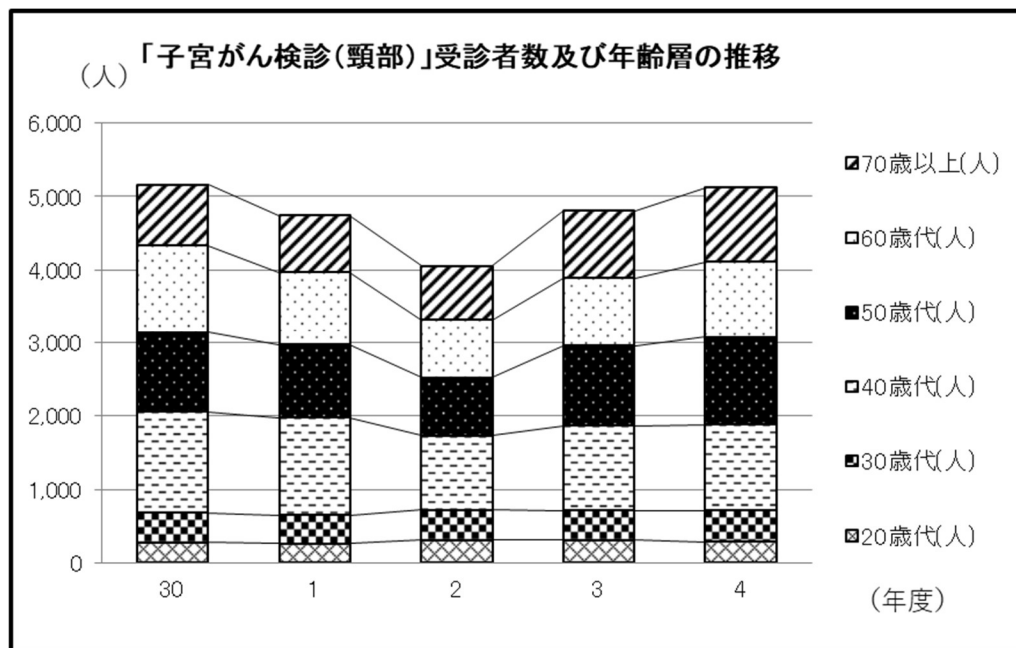
区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数		医療機関 14所	医療機関 14所	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 14所
対象人員（人）		77,455	77,455	77,455	148,062	148,458
受診人員（人）		5,159	4,742	4,052	4,808	5,124
受診率（％）		12.5	12.8	11.4	6.0	6.7
区一次判定	異常なし（人）	5,013	4,549	3,921	4,680	4,989
	要精検（人）	146	193	131	128	135
	上記以外の 有所見者（人）	—	—	—	—	—
年代別受診者数	20歳代（人）	278	267	307	313	284
	30歳代（人）	403	384	418	397	426
	40歳代（人）	1,375	1,324	1,009	1,160	1,170
	50歳代（人）	1,083	1,001	793	1,086	1,197
	60歳代（人）	1,192	995	795	936	1,035
	70歳以上（人）	828	771	730	916	1,012
計		5,159	4,742	4,052	4,808	5,124

※ 受診率の算出方法

[（前年度の受診者数）＋（当該年度の受診者数）－（前年度及び当該年度における2年連続受診者数）] / （当該年度の対象者数） × 100

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



X 成人保健事業

④ 子宮がん検診（体部）

目的 子宮がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

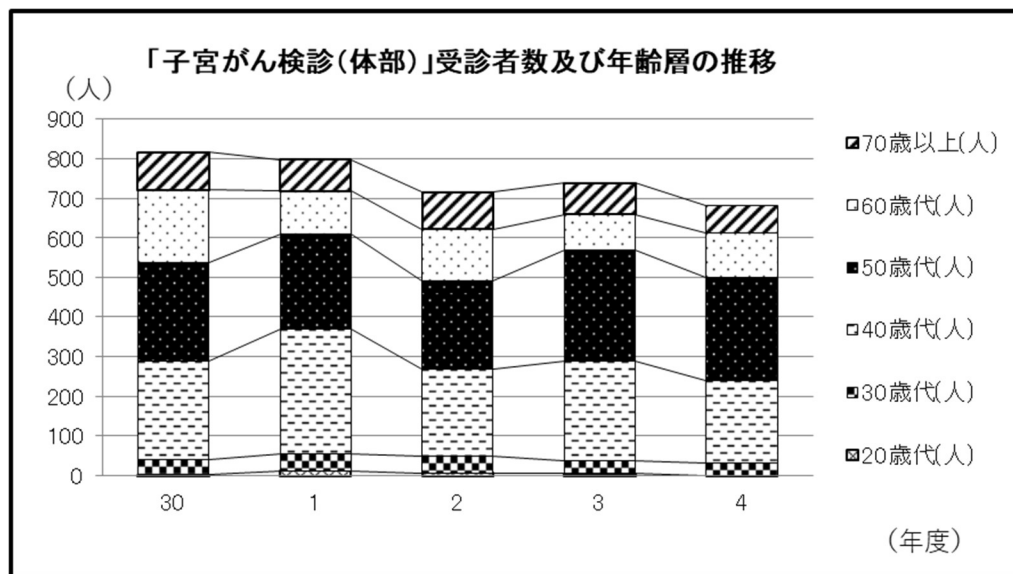
会場 委託医療機関

対象 20歳以上の市民（女性）（問診の結果、最近6か月以内に症状があった方）

※ 子宮がん検診（頸部）と併せて受診

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数		医療機関 14所	医療機関 15所	医療機関 13所	医療機関 13所	医療機関 14所
対象人員（人）※		—	—	—	—	—
受診人員（人）		816	798	716	739	681
受診率（%）※		—	—	—	—	—
区一次判定	異常なし（人）	803	779	704	714	668
	要精検（人）	6	8	5	15	5
	上記以外の 有所見者（人）	7	11	7	10	8
年代別受診者数	20歳代（人）	2	13	6	5	1
	30歳代（人）	37	43	42	32	31
	40歳代（人）	249	312	221	250	206
	50歳代（人）	251	243	224	282	264
	60歳代（人）	182	108	129	91	110
	70歳以上（人）	95	79	94	79	69
計		816	798	716	739	681

※ 対象者は有症状者であるため、対象人員と受診率の把握については対象外とした。



⑤ 乳がん検診

目的 乳がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民(女性) ※ 受診間隔 同一人について2年に1回

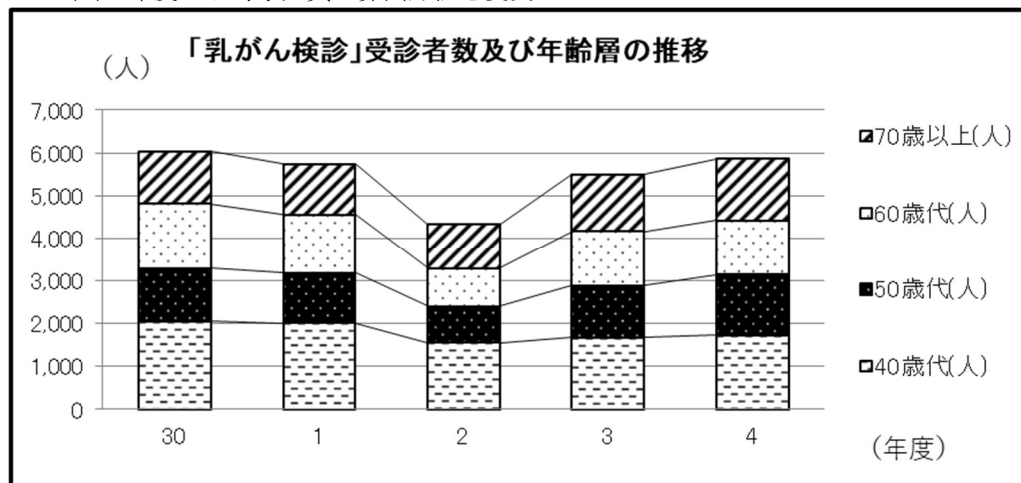
区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	11所	13所	11所	11所	12所
	集団	14回	13回	7回	9回	9回
	センター	34回	40回	13回	42回	41回
対象人員(人)		62,149	62,149	62,149	110,346	110,943
受診人員(人)		6,031	5,739	4,321	5,497	5,857
受診率(%)		18.2	18.9	16.1	8.9	10.2
区一次判定	異常なし(人)	5,512	5,145	3,810	4,892	5,232
	要精検(人)	423	478	376	432	399
	上記以外の 有所見者(人)	96	116	135	173	226
年代別受診者数	40歳代(人)	2,046	2,018	1,548	1,670	1,724
	50歳代(人)	1,238	1,163	849	1,223	1,413
	60歳代(人)	1,533	1,374	895	1,270	1,285
	70歳以上(人)	1,214	1,184	1,029	1,334	1,435
計		6,031	5,739	4,321	5,497	5,857

※ 受診率の算出方法

[(前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受診者数)] / (当該年度の対象者数) × 100

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



X 成人保健事業

⑥ 大腸がん検診

目的 大腸がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

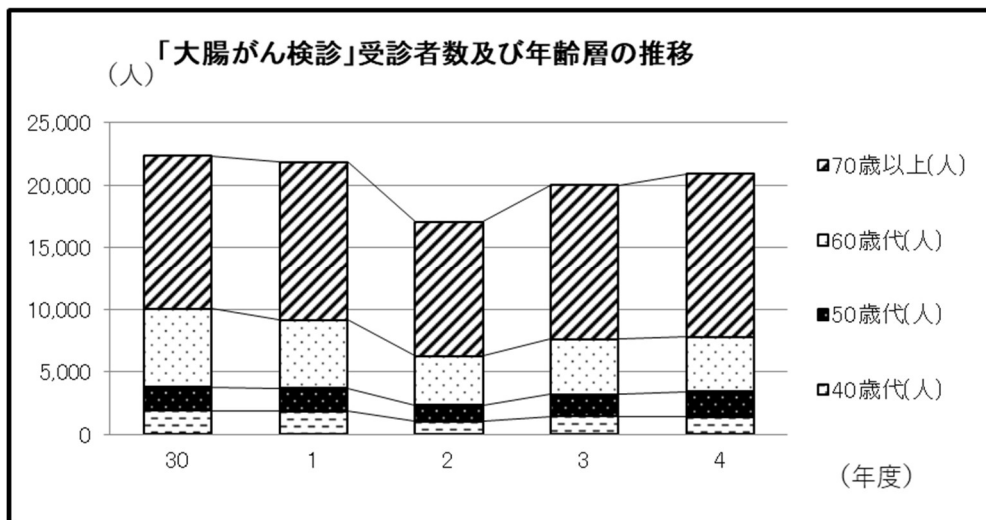
会場 委託医療機関、公民館等（地区集団検診）及び総合保健センター

対象 40歳以上の市民

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	97所	100所	100所	99所	101所
	集団	35回	32回	20回	23回	23回
	センター	134回	128回	53回	119回	131回
対象人員（人）		100,258	100,258	100,258	215,729	216,888
受診人員（人）		22,369	21,835	17,102	20,019	20,929
受診率（％）		22.3	21.8	17.1	9.3	9.6
区一次判定	異常なし（人）	20,276	19,768	15,396	18,205	19,332
	要精検（人）	2,093	2,067	1,706	1,814	1,597
年代別受診者数	40歳代（人）	1,910	1,861	1,033	1,440	1,416
	50歳代（人）	1,882	1,822	1,300	1,755	2,022
	60歳代（人）	6,258	5,465	3,923	4,440	4,371
	70歳以上（人）	12,319	12,687	10,846	12,384	13,120
計		22,369	21,835	17,102	20,019	20,929

※ 受診率は、がん検診結果統一集計による

※ 令和3年度から対象人員の算出方法を変更



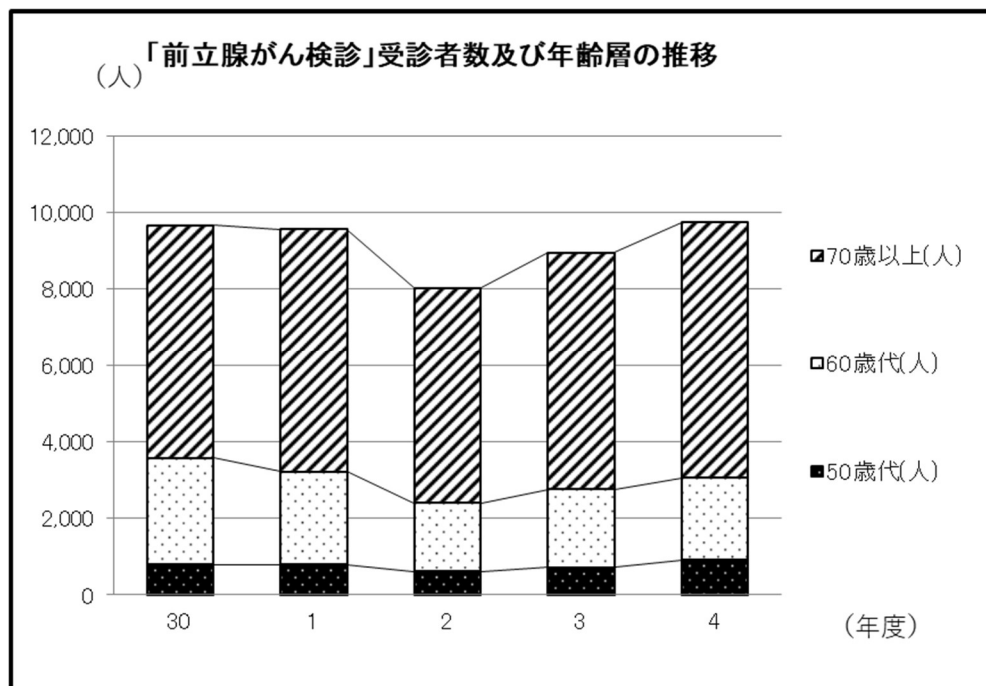
⑦ 前立腺がん検診

目的 前立腺がんの早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、予防意識の自覚を促す。

会場 委託医療機関及び総合保健センター

対象 50歳以上の市民(男性)

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数 及び実施回数	医療機関	100所	102所	99所	100所	102所
	センター	120回	108回	53回	97回	109回
受診人員(人)		9,673	9,554	8,026	8,958	9,745
一次判定区分	異常なし(人)	8,860	8,735	7,351	8,151	8,788
	要精検(人)	807	819	675	807	957
年代別受診者数	50歳代(人)	798	787	615	713	917
	60歳代(人)	2,768	2,423	1,778	2,041	2,132
	70歳以上(人)	6,101	6,344	5,633	6,204	6,696
計		9,673	9,554	8,026	8,958	9,745



X 成人保健事業

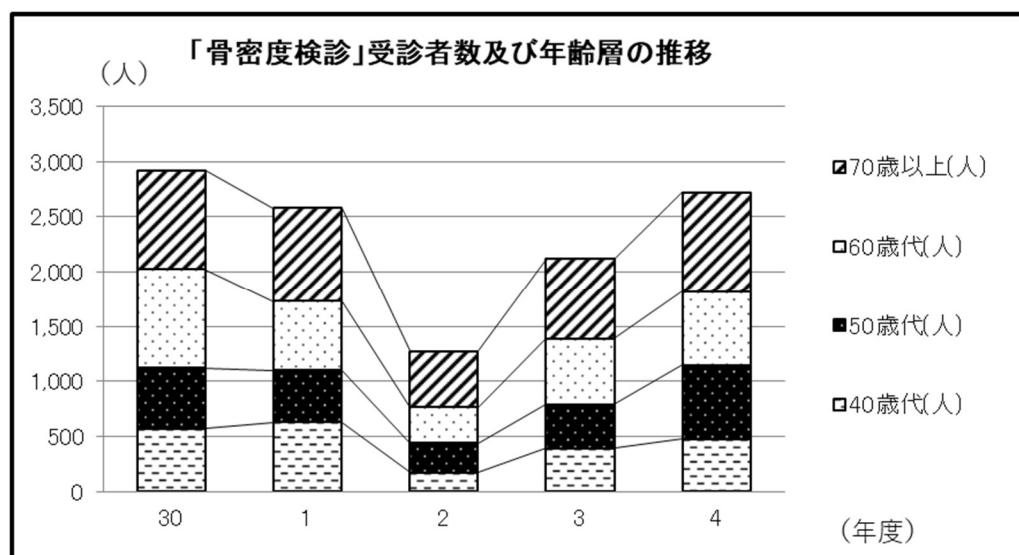
⑧ 骨密度検診

目的 骨密度検診による、骨粗鬆症のスクリーニング検査及び生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。

会場 総合保健センター

対象 40歳以上の市民

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施回数(回)		164	158	72	149	160
検査方法		X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法	X線DXA法
測定人員(人)		2,919	2,576	1,273	2,118	2,720
区一次判定	異常なし(正常域)(人)	2,137	1,910	904	1,548	2,053
	要指導(要注意域)(人)	523	438	267	375	440
	要精検(注意域)(人)	259	228	102	195	227
年代別受診者数	40歳代(人)	572	631	174	394	475
	50歳代(人)	548	468	264	396	673
	60歳代(人)	902	632	326	598	670
	70歳以上(人)	897	845	509	730	902
計		2,919	2,576	1,273	2,118	2,720



⑨ 肝炎ウイルス検診

- 目的 肝炎ウイルス感染の早期発見により、肝炎による健康障害を回避、軽減し、肝炎ウイルスの正しい知識や感染状況の自覚を促す。
- 会場 委託医療機関及び総合保健センター
- 対象 過去に市の検診を受診していない20歳以上の市民（ただし現在B・C型肝炎で治療中の方は除く）※ 特定感染症検査等事業として実施

区分		年度				
		30	1	2	3	4
実施医療機関数		医療機関 96所	医療機関 99所	医療機関 96所	医療機関 96所	医療機関 97所
及び実施回数		センター120回	センター108回	センター53回	センター97回	センター109回
受診人員（人）		1,721	1,206	557	863	1,258
区一次判定	B型陰性（人）	1,710	1,200	553	858	1,247
	B型陽性（人）	9	6	3	5	9
	C型陰性（人）	1,719	1,203	557	862	1,253
	C型陽性（人）	1	2	-	1	3
年代別受診者数	20・30歳代（人）	62	51	44	25	49
	40歳代（人）	455	486	129	269	279
	50歳代（人）	258	176	92	118	287
	60歳代（人）	490	237	133	270	324
	70歳以上（人）	456	256	159	181	319
計		1,721	1,206	557	863	1,258

⑩ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

- 目的 肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療に繋げ、重症化予防を図る。

a. 陽性者フォローアップ事業

- 内容 初回精密検査費用助成未申請者に対する精密検査受診状況の確認。検査費用助成申請者に対する治療状況等の確認。

年度		30	1	2	3	4
調査票送付者数						
初回精密検査費用助成未申請者		13	-	8	4	9
検査費用助成申請者		20	3	15	4	6

b. 検査費用助成申請事務

年度		30	1	2	3	4
区分						
初回精密検査		-	1	-	1	6
定期検査		11	8	10	9	9

※埼玉県への進達事務

X 成人保健事業

⑪ 健康増進健康診査

- 目的 無保険者の生活習慣病予防のため、生活習慣の改善等、予防意識の自覚を促す。
 会場 委託医療機関
 対象 40歳以上で社会保険に加入していない、生活保護世帯に属する方または中国
 残留邦人等支援給付を受けている市民

区分	年度				
	30	1	2	3	4
実施医療機関数	56	56	56	58	57
受診人数(人)	48	46	63	51	52

⑫ 歯周病検診

- 目的 歯周疾患の早期発見を図り、早期治療に結びつけるとともに、生活習慣の改善
 等、予防意識の自覚を促す。
 会場 委託医療機関
 対象 該当年度の4月1日に40・45・50・55・60・65・70歳の市民

区分	年度					
	30	1	2	3	4	
実施医療機関数	122	122	122	114	106	
受診人員(人)	206	301	85	266	428	
区一次判定	異常なし(人)	28	48	10	35	64
	要指導(人)	68	101	45	114	153
	要精検(人)	110	152	30	117	211

(4) がん検診により発見された、がんの部位年齢区分

単位：人（計はのべ人数）

年度	30				1				2				3				4					
	種別	胃	肺	大腸	子宮	前立腺	胃	肺	大腸	子宮	前立腺	胃	肺	大腸	子宮	前立腺	胃	肺	大腸	子宮	前立腺	
20歳代																						
30歳代																						
40歳代																						
50歳代																						
60歳代																						
70歳以上																						
小計																						
計	176				155				131				159				141					

(5) がん患者への支援

がんサロン（リレー・フォー・ライフ・ジャパン川越実行委員会と共催）

目的 がん患者や家族が集まり交流することで、療養生活の悩み等を分かち合う場所を提供するとともに、治療や療養に関する情報提供を行う。

対象 がん患者およびその家族、医療関係者等

内容 患者および家族間の情報交換、医療関係者によるミニセミナーなど

会場 南公民館

区分	年度				
	30	1	2	3	4
回数（回）	5	4	-	1	5
患者または家族（人）	59	46		1	51
医療関係者等（人）	45	41		8	49
参加者計（人）	104	87		9	100

X 成人保健事業

7 難病対策

(1) 指定難病等医療給付申請事務

目的 指定難病等の治療を受けている方が、保険医療機関で保険診療を受けた際、自己負担分の医療費等の一部を、県が公費負担することにより、指定難病等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

対象 次の項目をすべて満たす方
 ・指定難病等にかかり、認定基準を満たしている方。
 ・埼玉県内に住所がある方。

内容 申請書類（新規・継続・変更届・療養費請求等）の受理、県への送付、受給者証の交付等

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
1	球脊髄性筋萎縮症	1	3	3	2	3
2	筋萎縮性側索硬化症	27	30	32	26	27
3	脊髄性筋萎縮症	-	-	-	-	-
4	原発性側索硬化症	-	-	-	-	-
5	進行性核上性麻痺	27	25	31	32	31
6	パーキンソン病	286	294	325	333	343
7	大脳皮質基底核変性症	7	3	6	5	8
8	ハンチントン病	1	2	2	1	2
9	神経有棘赤血球症	-	-	-	-	-
10	シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	2	2	3
11	重症筋無力症	82	83	91	91	88
12	先天性筋無力症候群	-	-	-	-	-
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	64	71	73	75	78
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	16	20	22	21	22
15	封入体筋炎	-	-	1	1	2
16	クロウ・深瀬症候群	1	2	1	2	2
17	多系統萎縮症	31	29	32	34	30
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	56	56	57	57	60
19	ライソゾーム病	7	8	8	8	8
20	副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1	-
21	ミトコンドリア病	6	4	5	5	4
22	もやもや病	35	34	38	37	38
23	プリオン病	2	3	3	2	2
24	亜急性硬化性全脳炎	-	-	-	-	-
25	進行性多巣性白質脳症	-	-	-	-	-
26	HTLV-1 関連脊髄症	1	1	1	1	1
27	特発性基底核石灰化症	-	-	-	-	-
28	全身性アミロイドーシス	6	6	10	10	10
29	ウルリッヒ病	-	-	-	-	-
30	遠位型ミオパチー	2	2	2	2	2
31	ベスレムミオパチー	-	-	-	-	-
32	自己貪食空胞性ミオパチー	-	-	-	-	-
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	-	-	-	-	-
34	神経線維腫症	3	3	5	6	6

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
35	天疱瘡	9	7	7	5	6
36	表皮水疱症	-	-	-	-	-
37	膿疱性乾癬（汎発型）	3	4	4	4	5
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	-	-	-	-	1
39	中毒性表皮壊死症	-	-	-	-	-
40	高安動脈炎	16	16	17	17	18
41	巨細胞性動脈炎	2	6	5	8	9
42	結節性多発動脈炎	5	5	5	5	5
43	顕微鏡的多発血管炎	22	25	28	24	21
44	多発血管炎性肉芽腫症（ウェグナー肉芽腫症）	7	7	6	7	4
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	6	6	6	6
46	悪性関節リウマチ	27	24	22	22	21
47	バージャー病（ピュルガー病）	6	4	4	4	3
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	3	3	3	3
49	全身性エリテマトーデス	216	230	233	223	219
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	55	55	57	53	56
51	全身性強皮症	84	79	82	84	81
52	混合性結合組織病	28	26	27	29	32
53	シェーグレン症候群	23	21	27	32	33
54	成人スチル病	7	5	6	7	8
55	再発性多発軟骨炎	1	-	-	-	-
56	ベーチェット病	34	38	37	34	35
57	特発性拡張型心筋症	25	28	29	24	23
58	肥大型心筋症	5	8	8	7	7
59	拘束型心筋症	-	-	-	-	-
60	再生不良性貧血	17	19	24	23	22
61	自己免疫性溶血性貧血	-	2	5	1	-
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	-	1	2	2	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	38	36	42	38	39
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	-	-	-	-
65	原発性免疫不全症候群	4	6	7	6	6
66	IgA腎症	17	19	24	20	18
67	多発性嚢胞腎	22	25	26	28	28
68	黄色靭帯骨化症	10	8	12	9	13
69	後縦靭帯骨化症	63	69	74	68	70
70	広範脊柱管狭窄症	8	10	15	18	20
71	特発性大腿骨頭壊死症	32	30	43	46	45
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	8	9	9	10
73	下垂体性TSH分泌亢進症	-	-	-	-	-
74	下垂体性PRL分泌亢進症	-	-	-	1	1
75	クッシング病	-	1	1	1	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	-	-	-	-	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	3	4	6	6
78	下垂体前葉機能低下症	33	34	38	40	40
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	2	1	1	1	1
80	甲状腺ホルモン不応症	-	-	-	-	-
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	3	6
82	先天性副腎低形成症	-	-	-	-	-

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
83	アジソン病	1	1	1	1	0
84	サルコイドーシス	28	31	36	36	37
85	特発性間質性肺炎	30	45	46	45	49
86	肺動脈性肺高血圧症	3	4	6	8	8
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	1	1	1	1	1
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	10	10	13	13	13
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1	1	1
90	網膜色素変性症	72	78	81	74	80
91	バッド・キアリ症候群	-	-	-	-	-
92	特発性門脈圧亢進症	-	-	-	-	-
93	原発性胆汁性肝硬炎	45	38	36	38	39
94	原発性硬化性胆管炎	1	2	3	3	3
95	自己免疫性肝炎	6	4	9	10	13
96	クローン病	112	114	118	120	121
97	潰瘍性大腸炎	362	375	407	397	389
98	好酸球性消化管疾患	2	3	4	2	4
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	-	-	-	1	-
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	-	-	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	-	-	-	-	-
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	-	-	-	-	-
103	CFC症候群	-	-	-	-	-
104	コステロ症候群	-	-	-	-	-
105	チャージ症候群	-	-	-	-	-
106	クリオピリン関連周期熱症候群	-	-	-	-	-
107	若年性特発性関節炎	1	1	2	4	5
108	TNF受容体関連周期性症候群	-	-	-	-	-
109	非典型溶血性尿毒症症候群	-	-	-	-	-
110	ブラウ症候群	-	-	-	-	-
111	先天性ミオパチー	2	3	3	3	3
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	-	-	-	-	-
113	筋ジストロフィー	13	13	11	11	12
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1	1	1	1	1
115	遺伝性周期性四肢麻痺	-	-	-	-	-
116	アトピー性脊髄炎	-	-	-	-	-
117	脊髄空洞症	4	4	5	4	4
118	脊髄髄膜瘤	1	1	1	1	1
119	アイザックス症候群	1	1	1	1	1
120	遺伝性ジストニア	1	1	1	-	-
121	神経フェリチン症	-	-	-	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	-	-	-	1	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	-	-	-	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	-	-	-	-
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	-	-	-	-	-
126	ペリー症候群	-	-	-	-	-
127	前頭側頭葉変性症	2	3	5	4	4
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	-	-	-	-	-
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	-	-	-	-	-
130	先天性無痛無汗症	-	-	-	-	-

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
131	アレキサンダー病	-	-	-	-	-
132	先天性核上性球麻痺	-	-	-	-	-
133	メビウス症候群	-	-	-	-	-
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	-	-	-	-	-
135	アイカルディ症候群	-	-	-	-	-
136	片側巨脳症	-	-	-	-	-
137	限局性皮質異形成	-	-	-	-	-
138	神経細胞移動異常症	-	-	-	-	-
139	先天性大脳白質形成不全症	-	-	-	-	-
140	ドラベ症候群	1	1	1	-	-
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	-	-	-	-	-
142	ミオクロニー欠神てんかん	-	-	-	-	-
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	-	-	-	-	-
144	レノックス・ガストー症候群	-	-	-	-	1
145	ウエスト症候群	-	-	-	-	2
146	大田原症候群	1	1	1	1	1
147	早期ミオクロニー脳症	-	-	-	-	-
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	1	1	1	1	1
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	-	-	-	1	1
150	環状20番染色体症候群	-	-	-	-	-
151	ラスマッセン脳炎	1	1	1	1	1
152	P C D H 19 関連症候群	-	-	-	-	-
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	1	1	1	1	1
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	-	-	-	-	-
155	ランドウ・クレフナー症候群	-	-	-	-	-
156	レット症候群	-	1	1	1	1
157	スタージ・ウェーバー症候群	1	1	1	1	1
158	結節性硬化症	2	4	4	3	3
159	色素性乾皮症	-	-	-	-	-
160	先天性魚鱗癬	-	-	-	-	-
161	家族性良性慢性天疱瘡	-	-	-	-	-
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4	4	10	7	14
163	特発性後天性全身性無汗症	1	-	-	-	-
164	眼皮膚白皮症	-	-	-	-	-
165	肥厚性皮膚骨膜炎	-	-	-	-	-
166	弾性線維性仮性黄色腫	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	5	6	6	8	7
168	エーラス・ダンロス症候群	-	-	-	1	1
169	メンケス病	-	-	-	-	-
170	オクシピタル・ホーン症候群	-	-	-	-	-
171	ウィルソン病	4	2	3	3	3
172	低ホスファターゼ症	-	-	-	-	-
173	VATER症候群	-	-	-	-	-
174	那須・ハコラ病	-	-	-	-	-
175	ウィーバー症候群	-	-	-	-	-
176	コフィン・ローリー症候群	-	-	-	-	-
177	ジュベール症候群関連疾患	-	-	-	2	2
178	モワット・ウィルソン症候群	-	-	-	-	-

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
179	ウィリアムズ症候群	-	-	-	-	-
180	A T R - X 症候群	-	-	-	-	-
181	クルーズン症候群	1	1	1	1	1
182	アペール症候群	-	-	-	-	-
183	ファイファー症候群	-	-	-	-	-
184	アントレー・ビクスラー症候群	-	-	-	-	-
185	コフィン・シリス症候群	-	-	-	-	-
186	ロスムンド・トムソン症候群	-	-	-	-	-
187	歌舞伎症候群	-	-	-	-	-
188	多脾症候群	-	-	-	-	-
189	無脾症候群	1	-	-	1	1
190	鯉耳腎症候群	-	-	-	-	-
191	ウェルナー症候群	-	-	-	-	-
192	コケイン症候群	-	-	-	-	-
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1	1	1	1
194	ソトス症候群	-	-	-	-	-
195	ヌーナン症候群	-	-	-	-	-
196	ヤング・シンプソン症候群	-	-	-	-	-
197	1 p36欠失症候群	-	-	-	-	-
198	4 p欠失症候群	-	-	-	-	-
199	5 p欠失症候群	-	-	-	-	-
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	-	-	-	-	-
201	アンジェルマン症候群	-	-	-	-	-
202	スミス・マギニス症候群	-	-	-	-	-
203	22q11.2欠失症候群	-	-	-	-	-
204	エマヌエル症候群	-	-	-	-	-
205	脆弱X症候群関連疾患	-	-	-	-	-
206	脆弱X症候群	-	-	-	-	-
207	総動脈幹遺残症	-	-	-	-	-
208	修正大血管転位症	-	-	-	-	-
209	完全大血管転位症	1	1	1	2	2
210	単心室症	1	-	-	1	1
211	左心低形成症候群	-	-	-	-	-
212	三尖弁閉鎖症	-	-	-	-	-
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	-	1	1	1	1
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	-	-	-	-	-
215	ファロー四徴症	1	2	2	2	3
216	両大血管右室起始症	-	-	-	-	-
217	エプスタイン病	-	-	-	1	1
218	アルポート症候群	2	2	2	1	2
219	ギャロウェイ・モワト症候群	-	-	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	-	1	1	-	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	1	1	1	2	2
222	一次性ネフローゼ症候群	14	18	23	26	29
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	-	1	2	2	1
224	紫斑病性腎炎	1	1	1	2	3
225	先天性腎性尿崩症	-	-	-	1	1
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	-	-	-	-	-

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
227	オスラー病	-	2	3	2	2
228	閉塞性細気管支炎	-	-	-	-	-
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	-	-	-	1	1
230	肺胞低換気症候群	-	-	-	1	1
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	-	-	-	-	-
232	カーニー複合	-	-	-	-	-
233	ウォルフラム症候群	-	-	-	-	-
234	ベルオキシゾーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	-	-	-	-	-
235	副甲状腺機能低下症	-	-	-	2	1
236	偽性副甲状腺機能低下症	-	-	-	1	1
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	-	-	-	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	-	-	-	-	-
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	-	-	-	-	-
240	フェニルケトン尿症	-	1	1	1	1
241	高チロシン血症1型	-	-	-	-	-
242	高チロシン血症2型	-	-	-	-	-
243	高チロシン血症3型	-	-	-	-	-
244	メーブルシロップ尿症	-	-	-	-	-
245	プロピオン酸血症	-	-	-	-	-
246	メチルマロン酸血症	-	-	-	-	-
247	イソ吉草酸血症	-	-	-	-	-
248	グルコーストランスポーター1欠損症	-	-	-	-	-
249	グルタル酸血症1型	-	-	-	-	-
250	グルタル酸血症2型	-	-	-	-	-
251	尿素サイクル異常症	1	-	-	-	-
252	リジン尿性蛋白不耐症	-	-	-	-	-
253	先天性葉酸吸収不全	-	-	-	-	-
254	ポルフィリン症	-	-	-	-	-
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
256	筋型糖原病	-	-	-	-	-
257	肝型糖原病	-	-	-	-	-
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	-	-	-	-	-
260	シトステロール血症	-	-	-	-	-
261	タンジール病	-	-	-	-	-
262	原発性高カイロミクロン血症	-	-	-	-	-
263	脳臍黄色腫症	-	-	-	-	-
264	無 β リポタンパク血症	-	-	-	-	-
265	脂肪萎縮症	-	-	-	-	-
266	家族性地中海熱	-	-	-	-	1
267	高IgD症候群	-	-	-	-	-
268	中條・西村症候群	-	-	-	-	-
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	-	-	-	-	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	-	-	-	-
271	強直性脊椎炎	9	10	10	10	9
272	進行性骨化性線維異形成症	-	-	-	-	-
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	-	-	-	-	-
274	骨形成不全症	2	4	4	3	3

X 成人保健事業

単位：人

番号	疾患名	年度				
		30	1	2	3	4
275	タナトフォリック骨異形成症	-	-	-	-	-
276	軟骨無形成症	-	-	-	-	-
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	-	-	-	-	-
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	-	-	-	-	-
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	-	-	-	-	-
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	-	-	-	-	-
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	-	1	1	1	-
282	先天性赤血球形成異常性貧血	-	-	-	-	-
283	後天性赤芽球癆	1	1	1	1	2
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	-	-	-	-	-
285	ファンコニ貧血	-	-	-	-	-
286	遺伝性鉄芽球性貧血	-	-	-	-	-
287	エプスタイン症候群	-	-	-	-	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2	1	2	1	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	-	-	-	-	-
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	-	-	-	-	-
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	-	-	-	-	-
292	総排泄腔外反症	-	-	-	-	-
293	総排泄腔遺残	-	-	-	-	-
294	先天性横隔膜ヘルニア	-	-	-	-	-
295	乳幼児肝巨大血管腫	-	-	-	-	-
296	胆道閉鎖症	-	1	1	1	1
297	アラジール症候群	-	-	-	-	-
298	遺伝性膀胱炎	-	-	-	-	-
299	嚢胞性線維症	-	-	-	-	-
300	I g G 4 関連疾患	5	6	6	6	7
301	黄斑ジストロフィー	-	-	-	-	1
302	レーベル遺伝性視神経症	-	-	-	1	-
303	アッシャー症候群	-	-	-	-	-
304	若年発症型両側性感音難聴	-	-	-	-	-
305	遅発性内リンパ水腫	-	-	-	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	23	33	46	60	75
307	カナバン病	-	-	-	-	-
308	進行性白質脳症	-	-	1	1	1
309	進行性ミオクロウステんかん	-	-	-	-	-
310	先天異常症候群	-	-	-	-	-
311	先天性三尖弁狭窄症	-	-	-	-	-
312	先天性僧帽弁狭窄症	-	-	-	-	-
313	先天性肺静脈狭窄症	-	-	-	-	-
314	左肺動脈右肺動脈起始症	-	-	-	-	-
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX 1 B関連腎症	-	-	-	-	-
316	カルニチン回路異常症	-	-	-	-	-
317	三頭酵素欠損症	-	-	-	-	-
318	シトリン欠損症	-	-	-	-	-
319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	-	-	-	-	-
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	-	-	-	-	-
321	非ケトーシス型高グリシン血症	-	-	-	-	-
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	-	-	-	-	-

単位：人

番号	疾患名	年度					
		30	1	2	3	4	
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	-	-	-	-	-	
324	メチルグルタコン酸尿症	-	-	-	-	-	
325	遺伝性自己炎症疾患	-	-	-	-	-	
326	大理石骨病	-	-	-	-	-	
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	1	2	2	2	2	
328	前眼部形成異常	-	-	-	-	-	
329	無虹彩症	-	-	-	-	-	
330	先天性気管狭窄症	-	-	-	-	-	
331	特発性多中心性キャッスルマン病	-	1	2	2	5	
332	膠様滴状角膜ジストロフィー	/	-	-	-	-	
333	ハッチンソン・ギルフォード症候群	/	-	-	-	-	
334	脳クレアチン欠乏症候群	/	/	/	-	-	
335	ネフロン癆	/	/	/	-	-	
336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	/	/	/	-	-	
337	ホモシスチン尿症	/	/	/	-	-	
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	/	/	/	-	-	
県 単 独 疾 患	995	溶血性貧血（県指定）	-	-	-	-	-
	996	橋本病	-	-	1	1	-
	997	特発性好酸球増多症候群	2	2	2	2	2
	999	原発性慢性骨髄線維症	1	2	2	1	1
指定難病から除外	スモン	2	2	2	2	1	
指定難病から除外	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-	-	
指定難病から除外	重症急性膵炎	2	1	1	1	1	
指定難病から除外	プリオン病（人由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）	-	-	-	-	-	
計		2,294	2,409	2,638	2,631	2,695	

※ スモン、重症急性膵炎及び難治性の肝炎のうち劇症肝炎は、平成27.1.1～指定疾病から除外

※ 溶血性貧血（一部）、原発性抗リン脂質抗体症候群は、平成27.1.1～県単独疾患から指定難病に移行

※ 57疾患から110疾患 平成27.01.01追加拡充

※ 110疾患から306疾患 平成27.07.01追加拡充（脊髄空洞症は県単独疾患から移行）

※ 306疾患から330疾患 平成29.04.01追加拡充

※ 330疾患から331疾患 平成30.04.01追加拡充

※ 331疾患から333疾患 令和01.07.01追加拡充

※ 333疾患から338疾患 令和03.11.01追加拡充

X 成人保健事業

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付受給者数

単位:人

年度	30	1	2	3	4
先天性血液凝固因子欠乏症等受給者数	17	19	19	18	17

(2) 難病患者支援事業

① 難病医療講演会

目的 疾患・治療・福祉サービス・介護方法等について学習する場を提供し、患者のQOLの向上、家族の負担軽減を図る。

対象 難病患者・家族・関係者

内容 医師等の講義、療養生活に関する情報提供等

年度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	2	1	-	-	-
延人数(人)	62	27			

② 難病患者家族会への支援

目的 同じ病気で療養している患者家族が集まり、交流を図るとともに、療養生活の悩みや苦勞の分かち合い、情報交換など相互学習を通し、療養生活の充実を図る。

対象 ・神経難病患者家族(あやめの会)
・筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者家族(よつばの会)

内容 ・川越市神経難病患者と家族の会(あやめの会)
第4月曜日 13:30~15:30 交流・情報交換・勉強会・コーラス・創作・レクリエーション等
・ALS患者家族交流会(よつばの会)
第3水曜日 14:00~16:00 情報交換・交流・勉強会等

年度	30	1	2	3	4	
川越市神経難病患者と家族の会(あやめの会)	実施回数(回)	10	9	-	-	-
	延人数(人)	138	114			
ALS患者家族交流会(よつばの会)	実施回数(回)	11	9	-	-	-
	延人数(人)	160	158			

③ 地域難病従事者研修会

目的 保健・医療・福祉関係者の資質の向上を図るとともに連携を強化し、地域ケアシステムの構築を図る。

対象 医療機関・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・生活サポート支援事業所・市の保健福祉関係機関等

内容 情報交換・研修・事例検討会等

年度	30	1	2	3	4
実施回数(回)	1	1	-	-	-
延人数(人)	81	26			

④ 電話や面接、訪問等による個別支援

目的 保健師等が関係機関と連携し、電話・面接・訪問等による個別支援を行うことで、難病患者のQOLの向上、家族の介護負担の軽減を図る。

対象 難病患者及びその家族

内容 療養生活や介護方法等についての相談への対応、療養環境の整備、必要なサービスの調整、精神面でのフォロー等

単位：人

年度		30	1	2	3	4
公費負担申請・相談	延人数	3,846	3,955	1,348	3,987	4,331
訪問指導	実人数	22	15	9	6	9
	延人数	67	28	13	10	9
電話相談	延人数	1,606	1,389	1,419	1,330	1,548

8 石綿（アスベスト）対策

(1) 石綿（アスベスト）健康相談

単位：件

年度	30	1	2	3	4
電話相談	3	10	2	7	4
来所相談	-	4	-	-	-

(2) 石綿健康被害救済制度の申請事務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく各種申請の独立行政法人環境再生保全機構への進達事務

単位：件

単位：件

申請内容	年度	30	1	2	3	4
認定申請		-	1 (中皮腫)	-	1 (肺がん)	1 (中皮腫)
医療費		-	-	-	-	-
療養手当		-	1 (中皮腫)	-	-	1 (中皮腫)
葬祭料		-	-	-	-	-
特別遺族弔慰金		-	-	-	1	-
特別葬祭料		-	-	-	1	-
救済給付調整金		-	-	-	-	-

※ 平成22年7月1日から、指定疾患（③、④）が追加

<指定疾患> アスベストによる①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

X 成人保健事業

9 肝炎対策

肝炎治療医療費助成申請事務

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく埼玉県への進達事務

肝炎治療受給者証交付申請件数

単位：件

年度	30	1	2	3	4
申請件数	216	231	201	195	174

10 原爆被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく各種申請等の埼玉県への進達事務

(1) 各種申請進達

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
健康管理手当申請	—	—	1	—	—
交通手当申請	—	—	—	—	—
死亡届	2	4	1	1	4
葬祭料支給申請	2	4	—	—	3
記載事項変更届	1	2	4	1	—
一般医療費支給申請	1	1	—	1	12
被爆者二世手帳交付申請	1	1	3	1	3
健康診断受診者証交付申請	—	—	—	—	—
被爆者健康手帳再交付申請	2	—	—	1	—
介護保険利用被爆者助成金支給申請	48	25	2	—	1
その他	6	5	6	2	2
計	63	42	17	7	25

(2) 原爆被爆者に関する相談

単位：件

年 度	30	1	2	3	4
電話相談	3	2	1	1	—

11 骨髄移植ドナー助成費交付

目 的 ドナーの経済的負担等を軽減し、骨髄等移植の推進及びドナー登録の推進を図る。

対 象 ・骨髄等の提供が完了した日に川越市内に住所を有している者
 ・他の助成金等の交付（ドナー休暇取得を含む）を受けていない者
 ・市税の滞納がない者

内 容 骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度

単位：人

年度	30	1	2	3	4
件数	5	2	3	3	5

※ 平成26年度から事業開始

12 地域支援事業

(1) 一般介護予防事業

目的 要介護状態等になることを予防し、健康で生きがいのある生活や人生が送れるよう、健康教育・健康相談等の取組を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発を行う。また、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。

対象 65歳以上の市民

① 介護予防普及啓発事業

a. 体力アップ倶楽部（初級編）

目的 介護予防のための運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上などの学習の機会を提供することにより、要介護状態になることを予防し、健康でいきいきした生活が送れるよう支援する。

会場 総合保健センター、ウェスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人員（人）	延人員（人）
30	75（5回×15会場×1クール）	264	1,082
1	66（5回×15会場×1クール）	246	857
2	—		
3	19（3回×15会場×1クール）	66	134
4	48（4回×12会場×1クール）	178	616

- ※ 令和元年度の事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- ・5回目中止（川鶴公民館）
 - ・4回目中止（ウェスタ川越、高階公民館、伊勢原公民館、総合保健センター）
- また、既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した
- ※ 令和2年度は4回×15会場を中止
- 既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した
- ※ 令和3年度以降体力アップ倶楽部（中級編）と統合し、体力アップ倶楽部として実施
- ※ 令和3年度は4回×7会場を中止
- ・3回目中止（総合保健センター）
 - ・2回目、3回目中止（ウェスタ川越、総合保健センター）
- 参加中の方や既に申し込みがあった方に資料の送付
- ※ 令和4年度は4回×3会場を中止（保健センター、ウェスタ川越、北部地域ふれあいセンター）

X 成人保健事業

b. 体力アップ倶楽部（中級編）

目 的 介護予防のための運動器の機能向上に関する学習の機会を提供し、要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活が送れるよう支援する。

会 場 総合保健センター、ウエスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人員（人）	延人員（人）
30	40（5回×8クール）	174	772
1	37（5回×8クール）	185	773
2	—		
3	—		
4	—		

※ 令和元年度の事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3回目以降は中止

また、既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

※ 令和2年度は4回×8会場を中止。既に申し込みがあった方に資料提供及び看護職からの電話による運動・栄養等の指導を実施した

※ 令和3年度からは体力アップ倶楽部（初級編）に統合して実施した

c. ときも体力測定会

目 的 体力測定を実施し、自身の体力を確認してもらうと同時に理学療法士よりロコモティブシンドロームやロコモーショントレーニングについて説明することで、介護予防の普及啓発をはかる。

会 場 総合保健センター、ウエスタ川越、公民館等

年度	実施回数（回）	実人数（人）	延人数（人）
30	6	462	462
1	5	315	315
2	—		
3	3	51	51
4	4	77	77

※ 令和元年度の事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回中止（ウエスタ川越）

※ 令和2年度は6回中止（総合保健センター、ウエスタ川越、川越運動公園、高階公民館）

※ 令和3年度は2回×3会場のうち、2回目すべて中止（総合保健センター、高階公民館）

※ 令和4年度は2回中止（総合保健センター、ウエスタ川越）

d. ときも体力測定会 フォローアップ教室

目的 ときも体力測定会参加者のうち、「ロコモティブシンドローム」「フレイル・骨粗鬆症」「認知機能障害」「膝痛・腰痛」リスクが高い参加者に対し、フォローアップ教室を実施し、フレイル予防と要介護認定移行へのリスクを軽減させる。

会場 総合保健センター

年度	実施回数（回）	実人数（人）	延人数（人）
1	1	23	23
2	—		
3	—		
4	—		

※ 令和元年度の事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回中止

※ 令和2年度は3回中止（ウェスタ川越、高階公民館）

※ 令和3年度以降は体力測定会の内容の見直しを行い、本教室を実施せず

e. その他介護予防教室、相談会、パンフレット等配布**○その他介護予防教室、相談会**

年度		30	1	2	3	4
その他介護 予防教室	回数（回）	120	60	16	5	20
	延人員（人）	2,165	1,927	128	108	816
相談会	回数（回）	98	105	2	15	170
	延人員（人）	2,052	1,358	4	61	424

※ 主催、共催、依頼事業を含む

※ 健康増進法に基づく健康教育、健康相談と同時開催も含む

※ 令和4年度から相談会への電話・来所相談を計上

令和4年度 その他介護予防教室内容の内訳

	運動	栄養	口腔	その他
回数（回）	11	7	1	11
延人員（人）	344	141	20	492

○パンフレット等配布

講演会・相談会・イベント等で、パンフレット及び啓発用グッズを配布。

② 地域介護予防活動支援事業

保健推進員、やまぶき21等への支援

年度	30	1	2	3	4
実施回数（回）	31	30	1	8	60
参加者数（人）	1,146	1,147	11	66	1,005

※ 保健推進員との共催事業を含む

保健所事業概要

(令和5年度)

令和5年12月発行

発行 川越市保健所

編集 保健総務課

電話 049-227-5101

www.city.kawagoe.saitama.jp